

衆議院 第百五十四回国会 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録 第五号

平成十四年五月九日(木曜日)
午前九時開議

出席委員

- 委員長 瓦 力君
理事 衛藤征士郎君 金子 一義君
理事 久間 章生君 米田 建三君
理事 伊藤 英成君 玄葉光一郎君
理事 赤松 正雄君 工藤堅太郎君
理事 石破 茂君 岩永 峯一君
理事 岩屋 毅君 大野 松茂君
理事 嘉数 知賢君 金子 恭之君
理事 熊谷 市雄君 小島 敏男君
理事 近藤 基彦君 齊藤斗志二君
理事 桜田 義孝君 七条 明君
理事 田中 和徳君 中山 利生君
理事 西川 京子君 浜田 靖一君
理事 林 省之介君 増田 敏男君
理事 森岡 正宏君 山口 泰明君
理事 伊藤 忠治君 枝野 幸男君
理事 大石 尚子君 川端 達夫君
理事 桑原 豊君 首藤 信彦君
理事 末松 義規君 筒井 信隆君
理事 中野 寛成君 前原 誠司君
理事 渡辺 周君 上田 勇君
理事 白保 台一君 田端 正広君
理事 中塚 一宏君 樋高 剛君
理事 赤嶺 政賢君 木島日出夫君
理事 今川 正美君 東門美津子君
理事 井上 喜一君 宇田川芳雄君

- 内閣総理大臣 小泉純一郎君
総務大臣 片山虎之助君
法務大臣 森山 眞弓君
外務大臣 川口 順子君
財務大臣 塩川正十郎君

第二類第七号 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録第五号 平成十四年五月九日

- 文部科学大臣 遠山 敦子君
厚生労働大臣 坂口 力君
農林水産大臣 武部 勤君
経済産業大臣 平沼 赳夫君
国土交通大臣 扇 千景君
環境大臣 大木 浩君
内閣官房長官 福田 康夫君
(内閣官房副長官) 村井 仁君
(男女共同参画担当大臣) 中谷 元君
(国家公安委員会委員長) 尾身 幸次君
(防災担当大臣) 柳澤 伯夫君
(防衛庁長官) 柳澤 伯夫君
(防衛副長官) 竹中 平蔵君
(科学技術政策担当大臣) 石原 伸晃君
(金融担当大臣) 安倍 晋三君
(経済財政政策担当大臣) 萩山 教蔵君
(規制改革担当大臣) 岸田 文雄君
(内閣官房副長官) 杉浦 正健君
防衛庁長官政務官 木村 太郎君
防衛特別補佐人 津野 修君
(内閣法制局長官) 柳澤 協一君
(防衛庁長官官房長) 古田 佑紀君
(政府参考人) 佐藤 重和君
(法務省刑事局長) 藤崎 一郎君
(外務省大臣官房審議官) 藤崎 一郎君
(外務省北米局長) 藤崎 一郎君

衆議院調査局武力攻撃事態への対処に関する特別調査 鈴木 明夫君

委員の異動
五月九日
辞任 近藤 基彦君 補欠選任 金子 恭之君
肥田美代子君 大石 尚子君

同日 辞任 金子 恭之君 補欠選任 近藤 基彦君
大石 尚子君 肥田美代子君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
安全保障会議設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出第八七号)

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(内閣提出第八八号)

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)

○瓦委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。
各案審査のため、本日、政府参考人として防衛庁長官官房長柳澤協二君、法務省刑事局長古田佑紀君、外務省アジア大洋州局長田中均君及び外務

省北米局長藤崎一郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○瓦委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○瓦委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。赤松正雄君。

○赤松(正)委員 おはようございます。公明党の赤松正雄でございます。

総理、就任されてから一年余りがたちました。私は、小泉総理が登場されたとき、大変な人気を博されたという状況を私なりに、これは季節外れの大雪現象だと言いました。つまり、小泉さんの登場によって、すべての古い日本の政治、あえて自民党政治と言わせていただきますけれども、そういうものの悪いところを小泉さんの一つのパーソナリティーというもので全部、すべてを覆い尽くした。みんな、その美しい雪景色に感動した。しかし、私は、雪は必ず解けると言いました。今まさに解けたと思います。

しかし、問題はこれからだと思います。私は、これから、季節外れかどうかは別にして、大水現象が起こる、大水現象を起こしてはしい、こんなふうな期待を実は持っております。小泉さんだから、大水になるかはわかりませんが、要するに、古いものをなくす、全部を流してしまおうというのを、そういう決意を持っておられる限り、私どもはしっかりと支えてまいりたい、そんなふうに思っております。

これをまず冒頭に申し上げていただきました、今なぜ有事法制なのか。これについては、きょうで実質三日目の審議が行われるわけですが、考え方、立場によって大きく二つの、もちろん、ほかにもあると言われるかもしれませんが

が、二つの立場があるように思われます。

一つは、本来、国家が備えておくべき緊急非常事態における対応が、不幸にして今まで用意されてこなかった。ようやく今、おくれながらもその議論ができるようになった。平和なときにこそ、いざというときのために、万が一のときのための対応をしよう、これが一つであります。私の立場は、もちろんこれでありました。

もう一つは、本来、戦争を放棄し、解釈によつて、自衛権すら持てない、そういう立場に立つ人はいますけれども、そういう人たちにとつて、有事を想定することすらおかしいじゃないか、こういう立場があります。それを準備しようというのは、これはアメリカの要請というものが背後にあるんじゃないのか、こういうふうなことがあつて、今のタイミングでそういうことを受け皿のように用意しようというのはどうも納得がいかない、こういうお立場の方が、実は私の周辺にも、地元に戻るとおります。

したがって、きょうこれから私は前半の時間を使つて、そういった方が一、二の部分はいいわゆる有事だろと思ひますけれども、残りの九千九百九十九、あと一限り、すべての力を尽くして外交展開、軍事に頼らない、非軍事の努力をし尽くすという部分に私は焦点を絞つて前半のお話をしたい、そんなふうに思ひます。

その中で、三つのポイントがあると思ひます。一つは、率直に言わせていただいて、アメリカの言うなりになつてはいけな、アメリカには言うべきは言えということです。二つ目は、私たちの近隣諸国、アジアに対してしっかりと配慮をすべきだという点が二つ目です。三つ目は、日本の独自性というものを生かした外交を積極的に展開していきこうじゃないかという、三つのポイントであります。

いずれも、総理は、そんなことは言われなくてもやっていると云われるかもしれませんが、あえて、きょう、国民の皆さん、注目の的でございますので、その点についてもっとも積極的に

アピールしてほしい、こういう思いを込めて、私たちの主張も含めて三点について申し上げたいと思ひます。

まず第一、今回のブッシュ大統領の悪の枢軸発言であります。総理は、一昨日も、野党委員の質問に対して、こうおっしゃいました。ラムズフェルドさんの話に関連しての部分でだけれども、事態によつては、アメリカはアメリカの立場があることを表明していると私は理解している、これはごく当然のことを言われたんだと僕は思つています。しかし、総理、先ほど言つたように、今の時代状況、今の背景というのを考えたときに、この小泉総理の発言は少しばかり丁寧さを欠いている、もっとほかで違うことをおっしゃっていると言ふかもしれません、国民の不安をかえつてある発言だ、こんなふうな思ひます。

このことも含めて、おれはアメリカにしっかりとりたいことを言つておる、こうおっしゃる、そういうところがあるなら言つてみてください。

○小泉内閣総理大臣 私はごく当然のことを言つておるつもりであります。どこの国についても言うべきことは言う、これを貫き通してまいります。○赤松(正)委員 いや、それは、今おっしゃつたのは姿勢を言われたので、具体的にどの場面であつたかということを言つたのかということが、私たち、私でさえという言い方は傲慢かもしれませんが、余り伝わつてこないのです。

むしろ先ほどの発言は、言つてみればごく当然の、国にはそれぞれの行き方があるんだからということをおっしゃつておると思ふんですけれども、そういうことについて、やはり、日本の立場としてはこうだよ、この場面、もう少し丁寧にこうされたらどう、誤解を生むよ、こういうふうなことを言われたのはあるか、こういうことでござい

ます。例えば、この間、瓦団長あるいは久間筆頭理事等と一緒に、社民党、共産党を除く超党派の議員団でアメリカへ行つてまいりましたけれども、そのときに、アメリカは大変にこの悪の枢軸発言を

気にしていました。アメリカといつてもそんなたくさん会つたわけじゃありませんが、何人かの人気がにっていました。その中で私が印象に残つたのは、そういう悪の枢軸発言というものが持つ政治的意味合い、すぐに北朝鮮に攻めるとかどうこうということじゃなくて、こういう発言をするこ

対応する場合、日本としても日本の独自の立場もあるし、拉致問題の話も当然話題にいたしました。正常化交渉も、日本は真剣に取り組んでいるということもお話しいたしました。

とによつて、北朝鮮の側が極めて、融和路線、話し合いをするという方向に変えつつあるということとを敏感に見るべきだ、こんなふうなことを言つておりましたよ。そういうたぐいのことを言われべきだ、こういう意味であります。これ以上言つても総理は余り言わないかもしれません。

そういう中で、韓国の立場もある、これから北朝鮮と交渉する場合にも、日本は日本の立場を優先するのは当然だが、韓国の立場、そしてアメリカの立場もあるでしょう。よく連携しながら、北朝鮮には交渉して、何とか北朝鮮を対話の場に引き出すことが重要だ、北朝鮮に対しても、対話を国際社会と持つこと、国際協調が北朝鮮にとつてプラスになること、国際社会から孤立するということ、北朝鮮にとつても、北朝鮮人民にとつても、政府にとつても、国民にとつても、決して国際社会から孤立することはプラスにならないんだということを理解するようにいかにか我々が努力するか、こういうことが大事だということを言つておるんですよ。

に、自由民主党の皆さんに言つておる。ところが、世の中の合理的な理解は違ふ。それは、大体、総理がアメリカに対してきちつと言わないということ、背景にあるからだと思ふのですが、さつき極めて抽象的な言い方をされましたけれども、あえてもう一回、具体的に、この場面でおれはこう言つたんだということを言つてほしいですね。

○小泉内閣総理大臣 言うべきことを言うというのは当然なのであつて、新聞で報道するかどうかというのは別問題ですよ。私の発言が常に正しく全部が報道されているとは限りません。あるいは一部だけ報道される場合もあります。それはまあ仕方ないんですが。

例えば、今お話しになりました悪の枢軸発言にしても、ブッシュ大統領が日本に來られたときも、この北朝鮮に対する問題、話し合いをいたしました。ブッシュ大統領は、話し合いの道は大きくあけてある、私も、韓国の金大中大統領の太陽政策を日本としては支持しているんだ、北朝鮮を話し合いの場に引き出すということが大事なんだということをばっちり申しております。北朝鮮に

二番目に、アジアへの対応であります。去る四月二十一日、靖国神社の例大祭への参拝をめづつて、総理は所感の中で、再び内外に不安や警戒心を抱かせることは私の意に反するところ、こう言われております。ところが、中国あるいは韓国もこれに対して大変に激しい反発をして

いることは事実であります。

で、一昨日の野党の委員の質問に対して、総理はこうおっしゃっています。靖国参拝と日中友好、交流を促進しようという考えとは別物であります、靖国参拝は、私の信条からしたことと、こうおっしゃっているわけですか。しかし、この別物、日中友好と別物だと言われましても、相手が友好を損なうというふうにとらえれば結局は一緒になってしまふ、こういうふうには思ふんですね。

靖国神社参拝というのは、政教分離原則として平和主義の原則からいって、やはり私は極めて問題が多い行為だと思っております。それをわかつた上で、総理もわかつておられる、わかつた上で執拗に参拝にこだわっておられる。執拗に参拝にこだわっておられる総理の行為は、これはやはり懲りない挑発に見える。どうしても見える。向こうも、日本の文化というものを中国も理解が足りないと思ひます。私、個人的に強くそう思ひます。そう思ふんですけれども、しかし、これはどつちもどつちじゃないのかという話になつちやうんです。これじゃ、やはり小泉総理の本意じゃないはずですよ。

両方とも内政に目を向けているという言い方はあるかもしれませんが、そうじゃなくて、結局こういう事態が続く、毎年こういう事態が起るというのは全然好ましくない。総理、この打開をどうしようと思っておられますか。

○小泉内閣総理大臣 日本には日本の立場があり、中国には中国の立場があり、この靖国の参拝は日中友好を妨げるものではない。すべての問題、すべての立場が、国と国ですから、一致するわけではありません。

日本とアメリカでも、今鉄鋼のセーフガードをめぐって意見の対立がありますね。日本は言うべきことを言っております。平沼経済産業大臣、今交渉に当たられています。これが日米の友好を損なうのか、意見が対立するから。日米の友好を損なうものではないというところは、大人の対応を日本もアメリカもしているから、そのときは激しく対立しますけれども、全体のことを考えて、日米の

友好は十分考えておる。

同じように、日本と中国も、日中友好というものをよくわきまえて、これからの交流なりいろいろな分野での協力を展開していこうということでは合意しているわけでありまして。そこら辺は、もう中国も大人ですから、お互いの立場をわきまえて、日中友好を阻害しないように配慮しようということでは私は打開できるのではないかと思っております。

○赤松(正)委員 今のは姿勢論を述べられただけで、具体的な打開、まあ、この場では言いづらいのかも知れませんが、私がここで言いたいのは、これも聞きづらい言葉かもしれませんが、私がいわゆる大学で教える請うた学問の先輩が、学問の上における師匠筋の方が、日本は対韓謝罪外交、対中位負け外交だということを繰り返して言っております。

さつき総理は、中国は大人だと言われた。日本も負けない大人の国になつてほしい、なるべきだ、こう思ひます。ぜひとも、今言われた姿勢の上で立つて、そういうことだけを繰り返すんじゃないで、ありとあらゆる角度で、中国と日本との関係というものをうまくするように、知恵を働かせてやっていただきたい、こんなふうに思ひます。

そこで、戦没者の鎮魂ということでは、私たちは、国立の共同墓地をつくるということには非常に大事だ、こう考えておりますけれども、これについては官房長官中心に一つのいわばプロジェクトチームが動き出していることを了解しておりますので、ぜひともこの事業というか試みをうまく進めていっていただきたい、こう思つて、指摘するだけにとどめます。

ところで、ちよつとこれは予定してないことだったんですが、若干のコメントをいただきたいんですが、昨日のニュースで、北朝鮮の亡命者と見られる男女五人が瀋陽の日本総領事館にいわば駆け込んだ、逃げ込んだ、それに対して中国側が取り押さえたと伝えています。

これは明らかに在外公館の治外法権を保障した領事関係に関するウィーン条約違反に当たる、こう見られますけれども、総理は若干のコメントを既に報道機関にされておりますけれども、それを繰り返されるんじやなくて、もうちよつと突っ込んだお話を聞かせていただきたいと思ひます。

○川口国務大臣 委員おっしゃれますように、ウィーン条約の観点から考えますと、これには問題があるわけございまして、直ちに中国にありますが大使館から中国政府に対して申し入れをいたしております、現在、その回答を待っている段階でございます。

○赤松(正)委員 そういった域を出る答弁は出ないということで、これで終わります。

三つ目につきましては、先ほども述べました日本の独自性を生かした平和外交の展開ということでありまして、これも、日本外交のプラス面というものは、世界で唯一の被爆国であるということ。そして、非核三原則を今日まで曲がりなりにも堅持してきているということ。それから、私には大事な点だと思ひますが、武器を輸出しないという国であるということ。また、この半世紀、唯一と言つてもいいぐらい世界で戦争をしなかつた、かわつてこなかつたという国であるということ。また、中東でも唯一手を汚していない国である。こういう世界に誇るべき、そういう平和主義の原理というものをしっかりと持ってきている国だと思ひます。そういうことを全面的に押し出さずして何のための日本外交かと、私たち公明党は強くそう思つております。

最近、私の友人の、地元における大学の教授なんかとお話ししますと、どうも最近の公明党は、昔と違つて、非軍事に力点を置かないで、軍事的な部分に偏り過ぎていく傾向があるんじゃないかというふうなことをおっしゃるんですが、違うというところを盛んに私は言うんですけれども、なかなか理解がされづらいところがあるわけですね。これは、この十年、PKO法を成立させて、あの周辺事態安全確保法、そしてテロ特措法、今日の

の有事法制というふうになつてきた経緯の中で、私は、日本国憲法というものとそれから日米安保条約というものを、憲法の中でこの安保条約というものをぎりぎりの状況の中でどう生かしていくかというところについて限りなく知恵を働かせてきた結果だ、こういうふうには自負をしております。それけれども、そういう点についての理解がなかなか得られないところがある。そういう点で、ぜひとも非軍事分野におけるところの日米外交の展開というものを全面的に打ち出して

いっていただきたい。そんな中で、幾つかの提案があるんですけれども、一つは、これは既に日本国、外務省が進めておられると思ひますけれども、武器輸出に対する国際的なルールづくりなんという問題は非常に大事なテーマだろつと思ひます。あるいは、国際刑事訴訟法のシステムの確立とか、あるいはまたテロリストへの資金流入の制御、こういった問題についてはもう既に着手されているということはわかりません。それは、もうあえてこの現状について問いません。

ここで私は一つ強く提案をして、総理の考えも聞いておきたいと思ひます。

これは既に私どもの神崎代表等がいろいろな場面で申し上げていることなので、御理解いただいていると思ひますけれども、いわば、今アジアは新冷戦、ヨーロッパと違つて、アジアは新しい冷戦という状況が続いている。続いているというか、新しく起つていっていると言ふべきかもしれません。そういう中で、沖縄が相変わらずのアメリカの世界戦略の拠点になつていく。この沖縄をむしろ平和戦略の拠点にしていくべきだ、こういう考えのもとに、私どもは、国連の機関、特に国連アジア本部というのを沖縄に誘致するべきだ。そこで、例えば北東アジアにおける関係各国の安全保障に関する会議をやるとか、さまざまな日本からできるじゃないか、こういう提案を出しているんですが、残念ながら、昨年、約八百万円足らずだつ

たと思うんですけども、調査費を計上していただいたのはいいんですが、外部委託をした結果として、これは三つほどの理由、アジアの中でいえばタイにそういう国連の機関が既にあり、あるいは沖縄がハブ空港の機能というものが、国際空港としての機能が弱いのでアクセスとして欠点がある、あるいは言葉の点で、通訳の問題等で問題があるとか、こういうふうな理由を外部機関、調査を依頼したアメリカの機関がそういう結論を出して、だめでしたということでお茶を濁そうと外務省はしている。これはいけない。ぜひとも、もつと執拗に、熱心に、これについて継続的に取り組むべきだ、こう思うんですが、時間がないので、総理のお答えをいきなり聞きます。

○小泉内閣総理大臣 この問題につきましては、かねがね公明党から提案をいただいているということとは承知しております。また、国連側におきましてもいろいろ事情を調査しているようであります。費用の点で、できるだけ経費も削減しなきゃならないという国連側の事情もあると思います。あるいは、今世界にあるいろいろな国連関係機関を統合しなきゃならないという事情もあるようであります。

そういう中で話でありますので、なかなか難しい事情もわきまえておりますが、今後とも、日本としてはこの問題、検討を重ねていく必要があるというふうに考えております。

○赤松(正)委員 ぜひとも、継続的な姿勢をこの問題に対して持っていただきたい、実現の方向に向けて頑張ってくださいと思います。

さて、この法律に関する質問であります。日本が万が一外国から武力攻撃を受けたとき、憲法の枠内での対応、さらに国民を保護するための理念、枠組みを包括的に示しておこうというのがこの法案のねらいだと思います。

そこで、まず、武力攻撃事態というものがどういうものかについては、今までも何回も聞いております。この間も与党同僚委員の質問に対して中谷防衛庁長官が、「我が国に対する武力攻撃の事

態である限り、規模とか態様の面で特に限定をすることはなく、およそあらゆる事態を含むもの、こういう言い方をされました。いろいろな言い方をされているんですが、あえて私はこのくだりをとりました。

要するに、わかりづらい。事の性質からいって、なかなか言葉で説明するのは難しからうとは思いますが、しかし、これは極めて重要な法律における概念規定であるがゆえに、やはりありとあらゆる手だてを尽くさなくちゃいけない。

私も、法案を提出する側として、何回かこの議論に参画をさせていただきました。それで、その流れの中で、やはり具体的に事例を出してほしい、あとう限り、考える限りの、こういったケースがあるよ、こういったケースが武力攻撃事態だよということを出してほしいと言ってきたんですが、結局今日の状態、示されないまま今日を迎えています。

先般、野党委員の方から、このことについて、ぜひ委員会でこの武力攻撃事態に対する明確な考え方というかとらえ方というものについての統一した見解をまとめてほしい、そういう要望がありましたけれども、それをわかった上で質問しているわけですが、これについて私は、今聞いても、恐らく同じような答えが返ってくるか、あるいは、今委員会預かりになっているという答えが返ってくるか、角度として、今これから出している案というか、角度として、今これから出している案とあるんですけれども、出さないとするとするならば、この武力攻撃事態の認定の基準はこうだというのを示すのか、あるいは、ずっと、幾つになるかもしませんが、先般の周辺事態安全確保法の場合は、私たちの同僚議員の執拗な提起によって六つの具体例が出されましたけれども、そういう幾つかのケースを挙げられるのか、それとも、認定の基準はこうなんだという、こういうふうな形で示そうとされるのか、どっちですか。

○福田国務大臣 今委員の御質問にございます点

につきましては、なかなか、表現を的確にわかりやすく、こういうことは難しい、そういうこともございまして、その点御理解をいただけていないということもあるのは十分承知をいたしております。

そういうことで、今現在、具体的にどのような事態を武力攻撃事態というようにするかとかいうことにつきまして、認定の問題も含めまして、先般来この委員会においてもそういう御要請もございまして、どういう形でもお示しできるかどうか、これを今検討しておるところでございますので、できるだけ早くお示ししたいというふうに思っております。

ただ、認定の基準としまして、果たして、数値的に申し上げるわけにもいかないし、どういうような表現ができるかというところで苦慮をいたしておりますけれども、いずれにしましても、考え方を示したいと思っております。

○赤松(正)委員 さらに、では官房長官に続けてお聞きしたいんですが、今、苦慮している、具体的な考え方を示したい、こうおっしゃいました。では、一つ、私の考え方として、私どもは、有事法制ということ、いわゆる有事法制の議論をしたときに、これはいわゆる自衛隊の防衛出動に関する法律なんだろうから、有事法制という言葉で言うよりも、防衛出動法制というふうな言い方にした方がいいんじゃないのかなと言った時期があるんです。それで、今言った基準というのは、そういう意味で言ったんです。

つまり、警察が出ていつて対応するというのではなくて、自衛隊が対応するべきテーマ、こういう一つの基準があるのかなということを考えた。そういうことを含めて、それに対するコメントがあるならいただきたい。それも含めて今考えているんだということならいいですけども。

同時に、いつまで。今、国会でこの委員会が始まってきょうで三日目です。終わったところに出されても困るので早急だと思いますが、いつまでですか。

○福田国務大臣 この法案そのものが、具体的な処置の細目について述べている部分もございまして、けれども、基本的な言え、理念とそれから手続、それから全体的な考え方といったようなものをお示ししておるものであるということでございますので、今回の法案につきましてできるだけ全体がわかればいいのでありますけれども、まだこれは、二年という期限を区切った細目については詰めさせていただくという猶予を与えていただくわけでございます。

しかし、今御質問の点につきましては、これはいつというふうに申し上げるわけにいかないのではありませんけれども、できるだけ早くというようにいただいま申し上げさせていただきます。

○赤松(正)委員 そういう答えをもう本場に長く聞いてまいりましたので、どうもこれじゃ余り信用できないな、もう法案に賛成するのをやめようかという気さえ起こってまいりますけれども、そういう、いつまでは言えないなんて言わないで、早急にやっていたらいいと思います。言えますか。

○福田国務大臣 できるだけ早く申し上げたのは、この審議をしている、終わってしまつては意味がありませんから、その審議をしている中でできるだけ早くお示ししたい、こういうふうに申し上げたつもりであります。

○赤松(正)委員 金、土、日とありますから、ぜひともよろしく願いたします。

次に、この武力攻撃事態における予測とおそれという問題であります。おそれがある事態と予測されるに至った事態ということですが、この武力攻撃事態への対処に関する基本理念、第三条の二で、「予測されるに至った事態においては、武力攻撃の発生が回避されるようにしなければならぬ。」これは大事なことだと思います。

つまり、予測されるから武力でたけななということでは断じてないわけでありまして。しかし、三では、これはある意味で当然ですが、発生した事態では、「排除しつつ」とある。

それでは、その中間に位置する、中間といつても私は限りなく武力発生にもう紙一枚で接触していると思うのですが、それはそういう思い方でいいのかどうかも含めて、おそれの段階でどう対応するのかというのには書かれておりません。予測事態と武力発生事態については、どう対応するかが書かれていて、おそれについて書かれていないというのには、これは武力攻撃の可能性、つまり、やられちゃってから対応するというのは遅いという意味、そういう部分の極めて細かいニュアンスを残しているということととらえていいんですか。

○福田国務大臣 この第三条二項でございすけれども、我が国に対する武力攻撃が発生していない場合において武力攻撃の発生を回避する、これが至上命題でございすので、そういうことをこの第三条二項で規定をしておる、こういうこととございす。

この表現は、「事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」としておりますけれども、武力攻撃事態が予測されるに至った事態は認定できることから、武力攻撃事態のうち我が国に対する武力攻撃が発生していない場合を示す表現として用いたものでございす。

武力攻撃のおそれのある事態ということにつきましては、武力攻撃がまだ発生していない事態である点では、「事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」と同様でございす。基本理念の面では、第三条第二項を言うなれば準用したということになるわけでございす。

○赤松(正)委員 余りよくわからないですね。

私は、戦史をひもといて例を挙げるとわかりやすいと思ういろいろ考えてみたんですが、例えば真珠湾。これも余り例がよくないかもしれないが、中谷防衛庁長官が出す例よりもいいんじゃないかと思うんですが、要するに、真珠湾攻撃のときに、一九四一年十一月二十六日、あの択捉島単冠湾に旧帝国日本海軍が集結をした。この状態、これは、アメリカ側から見るといわゆる武力攻撃が予測される事態。その単冠湾から船が出て

いったという状況をアメリカ側から見ると、おそれ事態なのか。

こういうケースとか、もう時間がありませんので、ほかにいろいろなケースを挙げてみてどうなんだと聞いてみたいところなんですけれども、それは恐らく、あらゆる国際情勢とかそのときの状況、いろいろなことを判断してやらないとわかりませんという答えしか返ってこないだろうと思ひますから、もうこれ以上は触れません。

そういうことも含めて、官房長官、総理大臣、ぜひとも早急にお願ひします。先ほどの、うそがないようにお願いしたいと思ひます。

次に、この法律は二年のロングランで全体像を決めていこうということですから、今ここで議論しているのは包括法ですから、ある意味で、いろいろなものが抜けているとかどうこうとかという議論が出てくるのはしょうがないと思ひます。それはしょうがないと思ひますが、やはり大事なことは、国民にとって一番関心事は、国家の行き過ぎに対しての歯止めはきちっと担保されるのかどうかという点だろうと思ひます。

そういう意味で、住民の避難措置などにかかわる国民保護に関する法制の内容と整備のいわば時期だろうと思ひます。これについては、既に官房長官が、国民保護に関する個別法制の整備期間は二年以内を目標というようなことをおっしゃったりしておりますけれども、これも二年以内という言い方では遅過ぎるわけで、総理も先般、私どもの同僚議員の本会議質問に対して、国民への理解を図るための最大限の努力をする、こうおっしゃっております。あと限り早く、具体的な担当官庁とかあるいは国民保護法制の基本検討項目の例示とか、こういったことを早くやっていただきたいと思ひますが、官房長官、いつまでにかそういう法制を出されるんでしょうか。

○福田国務大臣 御指摘の点は、これは多岐にわたります。そして、これは関係機関の意見もございすし、また国民的な議論の動向も踏まえるというようなこともございす。十分な国民の理解

を得られるような仕組みをつくるということを考えますと、多少時間がかかるのはやむを得ないのではないかと考えております。

一応、この目標期間は二年以内といたしてありますけれども、この法案が成立した後に関係省庁と協議をいたしまして、これはもうできるだけ早くということに申し上げるしかないもので、そういうことで法案作成作業に着手したいと思ひております。

○赤松(正)委員 できるだけ早くのオンパレードですけれども、できるだけ早くお願いいたします。

最後に、総理にお伺ひしたいと思ひます。このいわゆる有事法制というものについては、個別的自衛権の範囲内の話でありますから、集団的自衛権の問題はかわつてこない、これは明確に言い切れると思ひます。しかしながら、多少の誤解がある。

そこで、私はぜひこの場面で総理に聞いておきたいと思ひるのは、総理は去年、いつか時期は忘れましたけれども、集団的自衛権をめぐるいろいろな問題で議論が伯仲したときに、集団的自衛権問題は研究してもよいのではとおっしゃいました、研究してよいのでは。このことについての中身を、どういふふうに向かう方向でそのことを言われたのか。そして、実際に研究に着手せよという指示を出されたのかどうかを聞きたいわけなんです。

その前に私は、私どもの立場は、集団的自衛権問題というのはやはり憲法を改正して取り扱うべきマターである、しかし公明党は、憲法を改正したからといって集団的自衛権問題はオーケーだという立場ではありません。ありませんが、私は、集団的自衛権問題をめぐる議論の中で少し混乱がある、整理した方がいい。そういう意味では、僕は総理と同じ問題意識を持っているんじゃないかと実は思っております。ひよっとしたら違うかもしれませぬけれども。

既に現状で集団的自衛権は行使されていると言

う人がいる、これは憲法を縮小解釈している人の立場だろうと思ひます。一方、いや、集団的自衛権はもちろんまだされていない、こういう人たちについては、拡大解釈の立場に立っているだろう。

そこで、私は適正な解釈をすべきだと思ひますけれども、概念の整理が必要だ、こう思ひますが、総理の考えておられる集団的自衛権を研究する、そういう、いわばしてもよいんじゃないかと云われた方向性、そして、それをどうしようとしてされているのかについてお聞かせいただきたいと思ひます。

○小泉内閣総理大臣 憲法の解釈についても、人それぞれによつて全く違う。集団的自衛権の解釈においても、現行憲法の中におきましても集団自衛権は認められているけれども、保有しているけれども、行使してはならない、行使できないというのが今の解釈の積み重ねでそういう議論になっているわけでございます。

しかし、いろいろな科学技術といひますか兵器の進歩によつて、どれが、どういふ場合が集団的自衛権に当たるのか、個別的自衛権に当たるのかというのには、その時々様々によつて、見方によつて、また人によつて解釈が違つてくる。そういう点の議論というのは私は妨げないということをお断りいたします。

いろいろな議論が我が党内においても行われております。それは結構だ、さまざまな角度から研究してもいいのではないかとことを言っているのであつて、私は、特別に機関を設けてとか委託してとか、そういうことじゃないんです。党内でも自由に議論してくださいということを私は申し上げてお断りいたします。

○赤松(正)委員 ありがとうございます。終わります。

○瓦委員長 次に、井上喜一郎。

○井上(喜)委員 保守党の井上喜一郎でございます。

まず、質問に入ります前に、ニュースで大きく

取り上げております。日本の瀋陽総領事館に、北朝鮮とおぼしきといいますが、北朝鮮の人が館内から中国警察によつて連れ去られるということでございますけれども、これに對しまして、事情を照会するのは当然でありますけれども、これは主権国家としてきちつとやはり抗議をして、だれも納得できるような結末をつけないといけないと思ふんです。

明確なそういう意思を持ちまして対処をされていくのかどうか、これは外務大臣の答弁を求めます。

○川口国務大臣 おっしゃった件につきまして、八日の夕刻で、午後三時ごろでございますけれども、北朝鮮人と見られる五名が瀋陽の総領事館に突入を試みたということでございまして、総領事館の入り口で三名が中国側武装警察によつて取り押さえられ、その後、二名が総領事館内に駆け込みましたところ、これらの者がその場に駆けつけた中国側の武装警察によりまして取り押さえられたわけでございます。

現場におりました総領事館の館員が、中国側の武装警察に對しまして、これらの者を移動させないよう求めましたけれども、武装警察側はこれを聞き入れないで、結局、五名を瀋陽市の公安局に連行をしたということでございます。

この件につきまして、我が方の中国にございます大使館から中国の外交部に對しまして、もしこの点が事実であるとすれば、中国側の対応が極めて問題である、非常に遺憾である、特に、武装警察が我が方の同意がなく総領事館に立ち入ったという点については、領事関係に関するウィーン条約の第三十一条において定められております領事機関の公館の不可侵に反するものであるということで、中国側に強く抗議をする旨伝達をいたして、抗議をいたしたわけでございます。

現在、中国側の、申し入れについて説明を待っているところでございます。同時に、東京におきまして、本日、同様の趣旨を中国の大使に對しまして申し入れをすべく、現在手配中でござい

ます。

○井上(喜)委員 中国の警官が日本の領事館内に、館内といいますが館内の敷地の中に入ったという点、これは事実として確認されているんだと思ふんです。したがって、やはりそういう事実をもとにして、断固としてこれは抗議すべきはすべきだと思ふのでありまして、あいまいな態度で相手方の、先方の意向をうかがうということはおかしいと思ふのでありまして、この措置につきましてはきちつとやっていただきたい、こんなふうに思っています。

時間が余りありませんので、次に、有事法制のことにつきまして質問いたしたいと思ひます。

自衛隊法ができてから大方半世紀たちますし、それから、有事法制の研究というようなことが始まりまして大方四分の一世紀たつわけですね。今回やつこの有事法制の三法ができたのでありますけれども、しかし、これは大変大きな、画期的な意味を持ちます法制だとも私は思ひます。確かに、法律の中にも書いてありますように、幾つかの点においてこれから整備をされていくようになっていくところもあります。今回のこの立法措置といいますが、法律案の提出ということは大変大きな意味がある、そんなふうに思ひます。

そこで、一日も早く有事法制を整備していく、その体制を全体として整えていく必要があると思ふのでありますけれども、こういうことにつきまして、まず総理の決意をお伺いしたいと思ひます。

○小泉内閣総理大臣 いろいろな立場があると思ひますが、やはり非常時に對し、緊急事態に對し常にどういふ対応をしておくかということは、非常時が起きてからでは遅いわけでありまして、平時から、平和なときから考えておく、これは当然のことだと思つております。

何で今ごろという批判をされる方もおられると思ひますが、むしろ、今まで何でしてこなかったか、そういう批判もあるわけでありまして、私は、常に平和なときから非常時のことを考えてお

くという当然の責務を果たさなきゃならないという観点から今回法案を提出しているわけでありまして、いろいろ議論を積み重ねて、よりよい対応をすべく、この法案を提出したということを御理解いただければと思ひます。

○井上(喜)委員 次の点、武力攻撃事態というよな概念がここに出てきておりますけれども、わかりやすく言うと、そういう武力攻撃が予測される段階、あるいはそのおそれの段階に入つた状況、現実に武力攻撃がある、こんな段階にこの武力攻撃事態というのを分類されていきます。分類されているといいますが、そういう概念が包摂されて武力攻撃事態という言葉が使われていると思うのであります。

これは総理の答弁にありましたが、武力攻撃を受けた場合に、我が国が武力を行使してそれを撃退するんだ、こういうお答えだつたと思うのであります。これは聞きようによりましては、相手の攻撃を受けて、受けて立つんだ、こういうぐあいに誤解されなくもないわけでありまして、私は、それは違う、そういう場合もあるけれども、まさに攻撃が始まろうとしているようなそういう時点においては、こつちからだつて反撃するとい

いますか、そういう向こうの勢力を排除するようなことはできるんじゃないかと思ふんです。また、そうやるべきである、それが敵を排除する有効な方法だと私は思ふのであります。その点について、総理の御見解をお伺いします。

○福田国務大臣 武力攻撃が発生したとき、この意味のことだと思ひますけれども、武力攻撃による現実の侵害があつてから後、要するに、具体的に言えば、ミサイルが着弾したからということではなくて、武力攻撃の着手があつたときである、こういうことでございまして。

これは、武力攻撃が発生し、そして自衛権発動の三要件を満たした場合、これは自衛隊法の八十八条に基づく武力行使ということになっておりまして、そういう状態であれば、この八十八条に基づく武力行使になるということでございまして。着

手の段階からそれは含まれるというように考えております。

○井上(喜)委員 今の御答弁で私なりに理解をいたしますと、必ずしも、向こうから撃ち込まれる、そういう事態の前の段階におきまして我々が国は反撃できるというように理解をいたしたいと思ひます。

さて、その次に、この武力攻撃事態につきまして、対処基本方針というのをつくるようになっていまして、その対処基本方針についての中身でありますけれども、三つの項目が分かれておりまして、一つが「武力攻撃事態の認定」ですね。これは私は何となくわかりません。まだ攻撃になつていないんだけれどもそのおそれがあるとかあるいは予測されるというふうな、こういうことでしよう。わからないのは二番目ですね。「武力攻撃事態への対処に関する全般的な方針」というのは、これはどういうことを書くんですか。これは官房長官か防衛庁長官が、御答弁をお願いします。

○福田国務大臣 この全般的な方針でございますけれども、これは、法案に定めます基本理念を踏まえつつ、現実の事態に即して武力攻撃事態への対処に当たつての統一的な指針を示すということで考えております。

具体的に申し上げれば、例えば外交上の基本的な方針、国の防衛に当たつての基本姿勢、国民の安全確保についての考え方などを必要に応じて記載するということになりまして、その中に、さらに日米共同対処の基本的な方針ということなども記載することもあり得ると考えております。

○井上(喜)委員 つまり、日米の共同作戦のようなことも必要に応じてその中に入り得る、こういう御答弁だと思ふのであります。例えば、大きなテロが発生した、それは武力攻撃の事態と、事態といいますが武力攻撃そのものと認定する、判断しまして措置をとります。しかも、そのテロ自身が、第三国ないしはその支配下にありますある種の機関と密接に関係がある、そういうところ

の指示によって動いているというような場合に、どうも日本独自で、つまり日本からいいますと先んじてたたくということは、これは自衛権の行使の範囲内であればできるわけでありますが、日本自身としてその能力がない場合に米軍の支援を求めないといけない、こういう場合もあり得ると思うのです。そういうような場合には、そういう米軍の支援もこういう中に入るんですか、書かれるんですか、いかがですか。

○福田国務大臣 ただいま委員の御指摘のことにつきましては、日米安全保障条約の第五条の規定で日米共同対処するということになると思います。

○井上(喜)委員 それは条約上はそうでありますが、そういうことをこの対処基本方針の中に書くのかどうかということ。非常にこれは大事なことです。

○福田国務大臣 これは、先ほど対処方針、全般的な方針ということで御説明申し上げましたけれども、その中に記載されることになると思います。

○井上(喜)委員 よく検討して、わかりやすくひとつこういった方針をその場合にはつくっていただきたいと思っています。

その次には、国民の協力ということにつきまして一条を起してあるわけですね。およそ国防衛というのは、国民の協力とかあるいは支持というものがなければできないわけですね。だから、こういった条文があるということは当然だと思ふのでありますが、それにいたしまして、国民の協力というのはいろいろな形の協力があるわけでありまして、一体どこからどういう範囲で、主たるものとしてどんなことが考えられるのか、どういふようなことを国民に協力をお願いしているとしておられるのか、お答えいただきたいと思ふます。

○福田国務大臣 国民の協力の具体的な内容、範囲というところでございます。

第二類第七号 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会 議録第五号 平成十四年五月九日

命、身体等の保護のために地方公共団体が実施する措置への協力といったような、そういうような内容を想定しておるわけでございます。

○井上(喜)委員 ちよつと抽象的でわかりにくいのです。もう少し具体的にきちつとした、そういうことじゃなくても、こういうこと、こういうこと、こういうことというのを例示を挙げていただきたいと思うのです。

○福田国務大臣 これから国民の協力の内容、範囲等につきましても法制整備をしていくわけでございますけれども、いろいろな場面が想定されると思ふますので、そういうことはその検討の中で考えてまいりたいと思つております。

○井上(喜)委員 よく検討していただきたいと思ふのです。

しかし、国を守るということは、国を守ることについての国民の共通の認識がないといけないと思ふのです。ですから、そういう共通認識、つまり国を守るということは非常に大切なことなんだ、基本的に大事なことでありふることのために、一体、政府はどういうことをしようとするのか、もし何かおありであればお考えをお聞かせいただきたいと思ふます。

○福田国務大臣 これは、国民の協力を得るためにも国民の十分な理解を得なければいけない。それがなければ、この法案をつくる意味がないといふようにも思つております。

○井上(喜)委員 次は、米軍の地位協定について伺いたいのですが、私は、この法律案が出まして、この地位協定なるものをよく読んでみたのでありますけれども、平時におきましては余り問題も起らないような協定かも知れないです。

といふのは、米軍とかその家族は、原則的に日本の法律を尊重する義務があるわけですね。

つまり、法律が適用されないわけです。尊重すればいい、こういうことでありますが、これは有事になりますといういろいろな問題が起ってくるんじゃないかと思ふのです。一般の国民との間であるいは自治体との間で。

ですから、やはり余りトラブルが起らないような形で米軍が行動できるような、そういう法的な措置ないしはそれにかかわるようなものが必要じゃないかと思ふのだけれども、先日の川口外務大臣のお話を聞いておりました、多少それらしいことをするよう、するようでないような、漠とした答弁をされているのです。これはきちつとおかぬと、後トラブルになったら厄介だと思ふのです。これをどういうぐあいしようと思つておられるのか、明確にこれはお答えいただきたいと思ふのです。

○川口国務大臣 まず、おっしゃる様に米軍が、これは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に我が国を防衛するということを目的の一つとして、我が国との合意に基づいて駐留しているわけでございます。一般国際法上、外国軍隊には法令は適用されませんけれども、尊重義務があるわけでございます。

それで、この関連で我が国が、米軍の行動が我が国に対する武力攻撃を排除する等といったような場合に、米軍が自衛隊と同様に円滑な行動を行えるように、これは支援を検討する必要があると思ふます。その際は、日米安保条約の目的の枠内、それから憲法の範囲内で行うということでございます。今後、法制についての整備を政府全体として考えていくことになるわけでございます。

○井上(喜)委員 NATOの地位協定を見ますと、日本の米軍の地位協定と同じような条項もあるんですね。つまり、米国の軍隊等が国内法を尊重する義務があるのだけれども、一つ違つていふところがありまして、NATOの場合はその後、またとありまして、このため必要な措置をとることは派遣国の義務である、こういう規定があるわけですよ。日本の地位協定にはこれはな

いんです。だから、派遣国の軍隊等には、派遣先の国の法律のストレートの適用はないけれども尊重する義務がある、それを、派遣国が必要な措置をする、そういうことができますように必要な措置をとる義務づけているわけですよ。

日本の場合、これがないわけでありまして、だから、これは私は、地位協定の改定というのは難しい問題があるかも知れぬけれども、これはやはりよく検討して、日本もこれに取り組むべきだと思ふます。

○川口国務大臣 尊重義務が一般国際法上あるわけでございますので、ここに仮に書いてないとしても、尊重義務は当然にあるということでございます。

○井上(喜)委員 それでは、時間ですので終わります。

○瓦委員長 一昨日の岡田克也君の質疑に関連し、桑原豊君から質疑の申し出があります。岡田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。桑原豊君。

○桑原委員 民主党の桑原豊でございます。

質問に入る前に、中国の日本領事館への侵入事件については、外務大臣は、何か経過を述べられておりますけれども、一体どういう姿勢で、何を申し入れて、今後どうするのかという、けじめのあるきちつとした対応というのをやはり明確に述べるべきだと思ふます。もう一回お話を聞きたいと思ふます。

○川口国務大臣 それでは経緯については省かせていただきますけれども、これはウィーン条約の第三十一条に違反でございます。これは、領事機関の公館の不可侵を定めたものでございます。

ということで、中国側に、在中国の我が方の大使館から、昨日の段階で強く抗議をしたところでございまして、さらに、本日午前中に在京の中国大使に対して同様の抗議をすべく、現在調整中でございます。

○桑原委員 今後二人の身柄をどうして、そして今後どうするのか、そこら辺が全然明確じゃない

じゃないですか。もう一回。

○川口国務大臣 中国に関しては三つのことを昨日いたしておりました、一つは、先ほど申しましたように、中国側に対して強く抗議をしたということでございますが、その内容といたしましては、総領事館内から連行をいたしました二人についての引き渡しを求めるということでございます。また、事実関係及び中国側の対応につきまして詳細な説明を求める、その二点でございます。

○桑原委員 今後どうしていくのかということも含めて、私はしっかりと対応をしていただきたいと思ひますし、総理が、この問題については慎重に対応していこう、こういうふうな記者会見で述べられた、こういうふうなお話も聞いておりますが、そのことも含めて、引き続き、私はこの法案の中の問題に入りますけれども、後から同僚議員からさらに質問をさせていただくということで、法案の中身に入らせていただきたいと思います。

総理は、事あるごとに、備えあれば憂いなし、時には、治にありて乱を思うですか、忘れるんですか、そういう言い方で、この有事対応法案というものをしっかりと今のうちにやらなきゃいかぬ、こういう考え方でですね。

それで、そういったことが、一昨日などは、現憲法ではそれがなかなか難しいところがあるんだ、憲法の改正も展望して。今の政治課題とはしないけれども、将来的なそういうものも展望していくんだ、こういうふうな議論まで展開をされておるわけでございますけれども、私は、今の憲法というものが有事に対してどういう対応を考えているのか、憲法としてどういう規定ぶりなのか、そこら辺、全く今の憲法はそういうた有事はあはる意味では無関係なんだ、そんなふうな認識なのかどうなのか、今の憲法が有事をどう考えて対応しようとしているのか、この点についての総理の認識をまずお伺いしたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 それは、憲法の範囲内で、非常事態にどう対応すべきかというところは法律で

対応する、当然私は可能だと思っております。

○桑原委員 どうもそこら辺がちょっと私の視点と違うんですが、私は、今の憲法もちゃんと有事に備えるという考え方があって思っていますよ。それはやはり、基本的な人権を尊重する国にしていくとか、あるいは平和外交、平和主義、国際協調、そして国民主権、そういった憲法の基本的な物の考え方ですね。それそのものがやはり、有事を起こさせない、そういう対応をするのが大前提なんだというところに、憲法の一つの有事対応の考え方があって思っています。

しかし、そういうことをやっていても、なおかつ、万が一のことは起こり得るんだ、そういうことで万が一を起こさない対応はするけれども起きるんだ、では、そのときにはどうするかというのがある考え方であつて、今の憲法は有事に決して備えないわけじゃないと私は思っていますよ。

ですから、外交努力、いろいろな集団的な安全保障の問題なども含めて、どう本心に死力を尽くしてそういうものを展開していくのか。そこにやはり憲法の意義を認めていかないと、それを認めた上で、ではどうするか、こういう話になると私は思っています。そこら辺の見識、認識を総理にしっかりとまず伺っておかなければ、なかなかこの議論には入れないと私は思っています。

やはり日本の憲法というのは、さきの戦争の反省を踏まえて、力には力で対応するのではなく、力にはやはり道理と信義、そういうものをもって臨むんだという強い決意でこれがつくられたはずなんです。そういうところはやはり踏まえた上でなおかつという議論になつていかないと、私は大変おかしいことになつて思っています。総理にお聞きしたいのは、日本の憲法の有事に対する考え方というのはどこら辺にあるのかというふうに認識されているのか、こういうことなんです。どうですか。

○小泉内閣総理大臣 憲法改正論議は妨げないと私は言っているんです。現憲法の中で有事に対応する法整備を図つていこうというのが、小泉内閣

の今提出している法案の内容でありますから。

ただし、御承知のように、今の憲法の解釈によつて、自衛隊は憲法違反だと言う方々もおられる。いや、自衛隊は憲法違反でないと言う方々もおられる。私も政府は、自衛隊は憲法違反でないという立場であります。同じ文章でどうしてこういう難しい解釈が出るんだろうか。しかも、頭のいい、我々よりもはるかに頭のよくて勉強して、研究者の間でも、自衛隊は憲法違反だと言っている方もいるわけです、同じ条文を読みながら。

一切の戦力を保持しないと言いがら、では戦力とは何かという国民の常識からわかりにくい点もあるということから、私は、憲法はもつとわかりやすいものがないんじゃないかという改正論議が出ていいと思ひます。一方では、実際解釈でやればいいじゃないかと言う人もいます。そういう点は、私は、憲法改正論議は妨げない。

今の有事関連法案は、当然、いざというときに憲法の範囲内でどういう法律を制定するべきかというこの対応である、そういうふうな御理解いただきたいと思います。

○桑原委員 私は、憲法改正のことをお聞きしておるんじゃないに、今の憲法の中で有事ということにどう対応していこうとしているのかということについての総理の認識をお聞きしておるわけなんです。そういうことでは、ちよつと何か議論がすれ違つているようですね。

そこで、この有事関連法案をつくっていくに当たつては、今もおっしゃられたように、憲法の枠内でやつていくんだ、憲法の範囲内でやつていくんだ、こういうふうに言われているわけですが、でも、この範囲内、具体的にどういうことでしょうか。

○小泉内閣総理大臣 我が国の独立と平和を維持し、国民の生命と財産を守る、国民の基本的な人権を守るために有事法制が必要だ、非常事態に対して。そういうことであります。

○桑原委員 こもまたすれ違いになるんです。

例えば、憲法の範囲内であるというのは、戦前の大日本帝国憲法下のいわゆる非常大権ですとか戒厳ですとか、そういったものなどのもので行われたような内容のものをやるのではないとか、そこら辺の具体的な、どういう枠の中身なんだというのを聞いていますよ。それは、今言われたような抽象的な、そんなことを繰り返して言つても枠内というものの説明にはならないわけですので、そこら辺を具体的に聞ききたいということです。

○福田国務大臣 国家の緊急事態についての必要な施策を講ずることによりまして、総合的な対処態勢を一層充実させて国民の安全を確保すること、これは、これは国の基本理念ということであり、また、重大な事態に対する基本的な考え方、基本的な態勢ということになるかと思ひますけれども、武力攻撃事態への対処及びこれに関する法制の整備は当然のことながら憲法の範囲内で行うこととしたしておるわけでございます。旧憲法下の戒厳令とか徴兵制のような制度を考へておるわけではございません。また、憲法九条に関する従来からの政府の考え方、これも変わつていないわけでございます。

○桑原委員 そうしますと、具体的にお聞きしますが、一九三八年に、戦前につくられました国家総動員法、こういったような態勢で国民を総動員していく、そういうようなことも考へていないというふうな理解してよろしいんですか。

○福田国務大臣 それはもう当然のことでございます。今の自衛隊と、それから国家総動員法が発動したときの戦前の軍隊、これの違いかというふうに思ひます。

今の自衛隊というのは専守防衛であり、そして必要最小限の装備、また文民統制ということが貫かれておるわけでございますけれども、戦前の軍隊というのは、海外派兵は認められておる、そしてまた他国への脅威ともなつた。また、統帥権の

独立、こういうようなこともあったわけで、現憲法下における自衛隊とは全く様相を異にしておると考えてよろしいかと思ひます。

○桑原委員　そこで、この対処法案の三条の理念の中の二項で、いろいろずつと条文が並んでおりますが、その中で、ある意味では唯一、「事態が緊急時、武力攻撃が予測されるに至つた事態においては、武力攻撃の発生が回避されるようにしなければならぬ。」というふうなことで、そういう事態を回避しよう、こういうふうなことが盛り込まれておるわけでして、これは、ある意味では憲法の考え方そのものがかなり明確に出てくるのかな、私はこういうふうに見るわけですが、これも、これを入れたことの意味、そして具体的にそれを回避しようとしていくための策、そういうことをどう考えておられるのか、お聞きしたいと思ひます。

○福田国務大臣　委員御指摘の、法案の第三条第二項の規定を置きました趣旨は、これは、我が国に対する武力攻撃が発生していない場合においては武力攻撃の発生を回避する、そのことが至上命題だということでございますので、これを基本理念としたしておるわけであります。

そして、その具体的な手段、要するに発生回避のための手段ということでございますが、これは、我が国に対して武力攻撃を行おうとしている国に対して外交交渉を行うということですね、まず第一に。そして、経済制裁等の対抗措置の発動とかいうようなものも含まれますけれども、国際社会への働きかけもござります。また、当該国に対する、武力攻撃を思いとどまらせるようないろいろな手段を講じなければいけない、こういうことを含むわけでございます。

○桑原委員　こういった事態が起きたときへの対処がある述べられておるわけですが、その中であつて、そういう形であくまでも回避しなければならぬというこの条文、理念の持つ意味というのは、私は全体の中では大変大きなものがあるというふうに思ひます。そこを最大限やはり

生かすために、どう具体化をしていくのか。そこから辺が、これから十分に議論をして、そして具体的なものをやはりつくつていかなきゃならない大切な部分だというふうに指摘をしておきたいと思ひます。

さて、この法案の第三条の四項に、これまた理念の部分ですが、国民の権利の問題が明記されております。

私は、この条文を読んでもあります、憲法で言うところの国民の基本的な権利を尊重しようということとこの法案の中で再確認をする条文だ、こういうふうな説明はされておりますけれども、中身を見れば、これはやはり包括的に、こういう武力攻撃事態になったときには権利は制約されますよと、制約されるということとをむしろこの条文で述べているのではないか。そのときには、例えば必要最小限度のものであつて適正な手続のもとでやるんだ、こういうふうな手続は定めておるわけですが、けれども、私は、憲法の下の法律にありながら、こういう形で包括的に基本的人権を制約するということそのものがやはり憲法の枠からはみ出すことになるんじゃないか、こういうふうな思ひます。

○福田国務大臣　法案の三条四項は、武力攻撃事態への対処に当たつて人権の保障についての基本理念を定めたものでございまして、人権について包括的に制限を加えるものでは、そういう趣旨ではございません。

また、この基本理念というものは、国及び国民の安全を保つという高度の公共の福祉のために必要最小限の範囲において人権を制約し得るとするにとどめておるわけでございまして、「国民の権利についての、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」という、この憲法第十三条の趣旨に沿つたものと理解されるものであります。

○桑原委員　では、具体的にお聞きしますが、戦前の反省というものに立つならば、いわゆる言論の自由であるとか、あるいは集会、結社の自由、

精神的な自由権と呼ばれるものです、そういうものが制約をされることによって、あの戦争というものが非常に悲惨な形をとつていった。そして本来なら、ある時期、言論の自由があればいろいろな議論ができて、戦争をこの時点でやめようじゃないか、そういうふうな議論だつて起きたかもしれないわけですね。そういうことが制約されたためにあつた悲惨な結果になつたのではないか、私はそういうふうな反省もあると思ひます。

そういう意味では、この精神的自由権というのはいかなることがあつても、公共の福祉とでも申しましようか、同じような権利がぶつかつたときにそれを調整するという原理でならわかりますけれども、事態対処というものを概括的な、一般的な理由として、制約をしていくということはできないではないか、してはならないのではないかというふうには私は思ひます、特に精神的自由権の問題については。

そこで、具体的にお聞きするんですが、例えば、検閲をするとか、あるいは戦争反対ということを主張してさまざまな集会をしたり示威行動をする、そういうことなどの自由というのはこの状況下で許されるかどうか、具体的に私は聞きたいと思ひます。

○福田国務大臣　例えば、今、戦争反対の意思表明、御指摘になりましたね。そういう個人の意思の権利だと思ひます。ですから、ここでは、「公共の福祉に反しない限り」ということで憲法十三條の規定があるわけでございますけれども、もちろんそういう意味において、集会とか、また報道なんかもそうありますけれども、こういう自由というものは確保されている、権利として確保されているというふうに考えております。しかし、それはあくまでも公共の福祉に反しない限り、こういうことであらうかと思ひます。

○桑原委員　私は、公共の福祉とかいう、そういう抽象的な言い方でお話をしてるわけじゃないに、ここには「武力攻撃事態への対処において」と、特殊なそういう状況下においての権利の問題を言っているわけですから、そういう状況下にあつても、もちろん公共の福祉という言い方をすれば何でも入ってくるわけですが、そういう状況下にあつても、憲法で認められているこの基本的人権の問題というのは何ら変わるところなくちゃんと保障されるんだということなのかというのを聞いておるわけですよ、具体的な問題を通じて。

○津野政府特別補佐人　まず、先ほど、武力攻撃事態において検閲等が行われるのかというふうなこと御指摘がございましたけれども、有事においても検閲等は禁止されておりますから、これは行われることはないというふうに御理解いただきたいと思ひます。

それから、一般的に基本的人権がどの程度こういう事態におきまして制限されるのかといふこと、これは、憲法の保障する国民の基本的人権と申しますのは、有事においても尊重されなければならぬことは当然のことでございます。その趣旨を、先ほど御指摘ありました法案の三条四項で書いてあるわけでありまして、他方、憲法十三條は「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定め、公共の福祉のために必要な場合には、合理的な限度において国民の基本的人権に対する制約を加えることがあり得ると解されているところでございます。

このような権利の制約がどの範囲で認められるか、これにつきましては、当該権利の内容とか権利を制約する必要性とか、その要件とか制約の態様によりまして異なるところでございまして、どの程度まで国民の基本的人権を制約することが許されるかを一般的に言うことは非常に難しいというふうなところであります。

○桑原委員　私は、具体的にいろいろお聞きをしたわけですが、どう考えてもこの条文は、

武力攻撃事態というもののへの対処を前提にして、そしてその際の権利の制限についてはこうだといふふうには包括的にやはり定められている、そういう法案ではないか、こういうふうには思わざるを得ません。そういう意味では、このことを理由にしてさまざまな制約が課せられていく危険性なしとしない、そういうふうには思わざるを得ないということをつけ加えておきたいと思ひます。

さて、法案の次は、地方公共団体の責務と役割ということでもちよつとお聞きをしたいと思ひます。

第四条で国の責務、第五条で地方公共団体の責務が定められております。これも大変抽象的な規定の仕方でありまして、これを読んでもどこがどう違ふのかというようないことがよくわかりません。六条は指定公共機関、そして七条は国と地方公共団体の役割分担が定められております。

そこでお聞きしたいのですが、この役割分担、わかりやすくちよつと説明をしていただきたい。特に第七条の、地方の役割というところで、「国の方針に基づく措置の実施」国の方針に基づく措置というのはいかなるものか。それから、「その他適切な役割」という書いてありますね。これは一体何なのか。それから、地方公共団体と申しまして、都道府県あり市町村ありでございます。地方公共団体の中で、それぞれにどういう役割分担があるのか、全然そこら辺が明確な形で伝わってこないわけです。ぜひわかりやすく説明してほしいと思ひます。

○福田国務大臣 この七条では、国と地方公共団体の役割の基本を定めておるのでございますけれども、今後個別の法制を整備していく際の立法の指針となるものでございまして、地方公共団体の具体的な役割を定めているものではございませぬ。

「国の方針に基づく措置」「その他適切な役割を担う」ということは、住民の生命、身体及び財産の保護に関して、対処基本方針などの国の方針に基づいて必要な措置を実施するとともに、地方公

共団体の自主的な判断により必要な措置を実施する役割を担うことを意味するものでございます。

また、都道府県と市町村の役割は当然異なるものでございますが、その具体的な役割については、今後、個別の法制において定めていこうと考えているところでございます。

○桑原委員 またまた、今後定めていくと。

私は、この法案を本場に国民の皆さんに理解して、審議していただく必要ならぬということになれば、少なくとも具体的な役割については、こゝういった大まかな区分けはこうですよ、そして大体主要な役割はこうですよ、それくらいまではちゃんと説明をされなかつたら、何でもかんでも、別途の法律でそれは定められるんだからこれから議論をしますでは、これはもうとても議論にならないというふうには思ひますね。

きのうの毎日新聞で、都道府県知事のこの法案に対するアンケート結果が公表されておりました。四十七人のうち三十五人の知事さんは、よくわからないので態度保留だというふうなことで、四分の三がよくわからないと。そして、さまざまな国からの情報提供も極めて不十分だという方が三十二名というふうなことで、肝心の、この法案ができて具体的な任務を執行していかなきやならぬその自治体が、この法案はよくわからない、自分たちが何をすべきなのかということがはつきりつかめないということですね、だからわからないわけですね。そういう状態では、私は、やはり審議にたえられるような内容じゃないんじゃないかというふうには思ひますね。

ところが、一方で、そういうわからない割には、ちゃんとやらなかつたら国が指示をし、かわりに執行するといふような制度まで、そういうものだけはちゃんと出てきているわけですね。これではやはり逆に不安になるというふうには思ひます。

そこで、さらに具体的にまた聞きますが、この地方公共団体が実施をする、対処基本方針に基づいて行っていく対処措置なんですけれども、この

対処措置の内容というのは一体何なんですか。これは主なものでも結構です。教えてください。

○福田国務大臣 この第五条に記載しております「必要な措置」の具体例でありますけれども、避難のための警報の発令、伝達、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧等、国民の生命、身体、財産の保護に係る措置を中心としたさまざまな必要な措置を指したものでございます。

○片山国務大臣 今、委員からいろいろお話がありました。この法律をつくる過程におきまして、私どもの方は、できるだけ地方団体に情報を提供いたしました。また、法案が閣議決定したときには、その内容を通知いたしましたし、法案の説明会もいたしました。

今後とも十分な連絡、通知はいたしたいと思ひますけれども、具体的に何を地方団体に期待してやってもらうかはこれから個別法制で決めていくんですね。今のこの武力攻撃事態対処法案は、大まかな考え方、大まかな分担を抽象的に決めているわけですから、知事さんや市町村長さんはいま一つそのところの御理解が不十分かと思ひますよ、まだ具体的なことはわからないんだから。しかし、これから個別法制を詰めていく段階で、我々も中に入つてしっかりと検討して、その都度連絡をして、十分な理解を得たい、こういうふうには思ひます。

今官房長官がお答えしたのが大体の考え方ですよ。例えば今の、警報の発令や伝達とか、避難のいろいろな対応だとか、あるいは救助の問題だとか、あるいは施設や設備の応急復旧、こういうことは大きな仕事だと思ひますけれども、これから具体を詰めるわけですから、その詰める段階で、地方団体の意見を十分踏まえて中に取り込まなきゃいけません、協力してもらえないから。

そういうことの段階の上で、まず総合調整をやつて、その上で、指示だとか要件を決めて、内容も決めて、あるいは代執行的なことをやる、こういうことになりますから、その辺は今後我々も十分念頭に置いて対応してまいりたいと考えてお

ります。

○桑原委員 これも、私は、国民にとつては一番、あるいは自治体にとつても一番の関心事はそこら辺だと思ひます。今のところは具体的なイメージはなしということで、これからだ。これじゃ今まで何をしていたのか、やはりこういう話にならざるを得ないんじゃないですか。これを準備して出してくるのが有法法制なんじゃない。

官房長官、例えば今、避難の問題なんかをちよつと提起されました。具体的にどこまで考えておられるのか聞きたいんです。例えば戦前は、戦前の話をしますよ、というのは、戦争状態、大変な騒乱状態になればまさに同じなんです、あの空襲のときと。そういうことを想定して、どうするかという話なんですよ。そうすれば、対応の仕方だつて似通つてくるはずですよ。

そこで、お聞きをするんですが、空襲に対しては、昭和十八年に時局防空必携というのが出されております。これは時の内務省が、いわゆる重要な都市の家庭には必ずその必携を一冊ずつ備えさせて、そして例えば空襲のときの防空ごう、避難場所をどうするか、そして隣組だとか、いろいろな人たちとふだんの連携を強めて、さまざまな訓練をしてそのときに備える、こういうような内容で、かなり詳細にわたつてこれは決められておりました。その第一には、総理の大好きな備えあれば憂いなしという言葉が出てくるわけですね。そして、ふだんから次のような準備を整え、常に点検し、訓練を重ねて、いつでも役に立つようになつておかねばならないと。

これは結局、そういうことを含めてやつていくということなんです。例えば避難なんかの場合。どこまで考えているんですか、それは。

○福田国務大臣 昭和十八年といふと、本土空襲が始まるかどうかというところだと思ひますけれども、本土空襲ということになれば、それはもう防空ごうを掘るとかそういうたようなこともしなければいけないような状況になるわけですね。ですから、その状況ということもあろうかと

思います。

その前に、十六年に戦争を始めていたわけでございますから、戦争が始まったという事態というのは、これはまさに戦争状態でございますから、そういうような危険性はあるかもしれぬという予知もできるわけでございますけれども、ですから、その状況を判断して、それに応じた対応を考えるということになるかと思っております。

この法案では、この国民の避難ということについては、これは、国民の生命等を保護するため、または武力攻撃が国民生活等に及ぼす影響を最小とするために実施する諸措置ということでございまして、このことの具体的なことにつきましては、個別法制を検討する中で、国、地方公共団体及び指定公共機関の役割等も含めまして具体的に定めていきたいと考えております。

○桑原委員 一方では、法案の中では、この事態に対しては万全の措置を講じていかなきゃならぬというふうな決意であるわけですね。そして具体的に決めることについては、今の段階では具体的にはわからない、これから議論して決めていくんだ。そして今具体的にこの問題についてはどこまでだということに聞けば、これは事態の態様に応じて考えていくんだと。

こういう答え方だと、今の段階で一体どこまで対処措置というものの中身を考えているのかというのが全然国民の前にはつきりしてこないではないですか。役割分担もつきりしない、具体的な対処措置の中身もどこまで考えるのかということとはつきりしていない、避難の問題一つにしてみても、私は、ある意味では極端な、大空襲に対する対応の策を、戦前はこうだったよというふうに言ったわけだけれども、いや、それじゃないんだというふうな否定をできない。

だから、どういふところまで考えているのかという具体的なイメージが皆さんの頭の中にどういふふうにあるのかというのが自治体や国民に伝わらなかつたら、これは議論のしようがないんじゃないですかね。どうですか。

ないですかね。どうですか。

○福田国務大臣 そもそもこの武力攻撃事態対処法案というものは、対処に関する基本理念、それから対処の際の基本方針、こういうものの事項を定めまして、そして、武力攻撃事態への対処の措置はすべてこの枠組みの中で行っていく、こういうことでありますので、この枠組みを設定したというふうにも考えていいのではないかとと思っております。

今委員御指摘の懸念も、今後法制整備するに当たりまして、関係機関の意見とか国民的な議論の動向も踏まえながら、十分な国民の理解を得る、そういう仕組みを考えていかなければいけないものだというふうに考えております。

○桑原委員 この対処措置は、地域によっていろいろな内容になるのではないかと気がいたします。原子力発電所があるところ、あるいは基地があるところ、重要港湾や空港があるところ、いろいろ地域によって違いが出てくるのではないかと私は思いますけれども、地域的なそういう違い、内容の問題というのは、これはどういふふうに考えておられますか。

○福田国務大臣 国が定めます対処基本方針につきましては、個別の地方公共団体が講ずる対処措置まで具体的に記載するものではございません。したがって、各地方公共団体は、国の対処基本方針に基づいて、地域の実情に応じた判断のもとに対処措置を実施することになると考えております。

○桑原委員 この対処措置というのは、地方団体がそれぞれの判断で決めていくことになるんですか、法律に基づいて。

それと、この対処措置の法案をつくる段階で、地方の意見というのがどういふふうにして、どういふふうな仕組みで反映されるようになるんですか。その二点。

第二類第七号 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録第五号 平成十四年五月九日

策本部が決定するものではございません。

また、対策本部が総合調整を行う場合は、地方公共団体は対策本部長に意見を申し出ることができ、こういう形になっております。

○桑原委員 対処措置そのものを決めていくのは、法に基づいて地方公共団体が決めていくというのですか。それとよろしいのですか。

○福田国務大臣 そのとおりであります。

○桑原委員 その法律をつくっていくときに地方のいろいろな意見を聞くというお話がさつきから出ていましたけれども、それはどういふ仕組みの中でそういう意見が決められていくんですか。

○片山国務大臣 官房長官の所管でございまして、お答えがあるかもしれませんが、いろいろなルートで、私も恐らく中に入っていくことになると思いますから、地方団体の意見を公式、非公式に我々は集約して、それを法案に生かすような形で、内閣官房を中心に協議してまいります。その点、御心配なく、しっかりとやります。

○桑原委員 今まで質問して中身がほとんど明らかにされていないのに、御心配なくと言われても、そうですかというわけにはいかないんですけれども。

そこで、対処措置が実施されるに当たっては、いわゆる対策本部長たる内閣総理大臣が総合調整を行いますね。その際に自治体は意見を申し述べる事ができる。そこまでは書いてあるんですが、では、その意見はちゃんと尊重されることになるのか、あるいは、対策本部長は調整役だから、その意見は意見として聞きおく、そういう内容なのか、それはどうなんですか。

○福田国務大臣 地方公共団体等が意見を具申すれば、それは可能な限り尊重するというのは、この法案の趣旨だと思います。わざわざそういう条文を入れたことがそのことを意味していると考えております。

○桑原委員 尊重されるのなら尊重するというふうには明記しておかないと、要するにこの意見の結果決められていく対処措置というものが実施をされ

れないときには、その後、国が指示をしたり、あるいは代執行したり、そういう強制的なものにながっていきわけですからね。私は、もしその意見をちゃんとしんしゃくするならば、その旨を明記しておかなければその後の手続にはつながっていかないんじゃないか、こういうふうには思いますね。

それから、今申し上げました対処措置が実施されないときには、地方公共団体がその対処措置を実施しない、いろいろな理由があるんでしようけれども、そのときには、国は実施する旨指示をする。そしてその指示にもさらに従わない場合、そのときには、国はもう地方公共団体にかわってみずからその措置を行う、あるいは実施しない場合でなくとも、そのための必要性を認めれば、国はみずからその措置を地方公共団体にかわって行う、こういうような規定が入ったわけでございますけれども、私は、これは地方公共団体に対する国の関与を定めた地方自治法に反するのではないかと、地方自治法に触れてくるのではないかと、こういうふうに思うんですが、そこら辺、どういふふうに整理をされておられますか。

○片山国務大臣 地方自治法が国と地方の関係あるいは国の地方に対する関与を決めているのは、基本的なこと、一般的なことでございまして、今回の法案が想定するような場合、国の独立や平和が乱される、国や国民の安全が脅かされる、こういうときは地方団体も国と一緒に従ってそれぞれの役割分担に応じて対応するというのは、私は当然のことだ、こう思います。

したがって、今回の法案でも、まず本部で十分な総合調整を本部長がやる。その上で、それにも応じないという場合には指示を出し、さらにそれにも従わない場合には代執行をやる。しかし、それについては極めて場合を限定してありますね。国民の生命、身体、財産を守るためにどうしても必要だ、あるいは、武力攻撃の排除のために支障がある、こういう特定の場合に限って、しかも、段階を踏んでやる。しかも、要件や

手続をはつきりと法律で書く。こういうことでございますから、私は、地方自治法に抵触することはないと考えております。

○桑原委員 地方自治法の二百四十五条の三は、国の、あるいは都道府県の場合は市町村の、関与の基本原則を定めておまして、その二項では、国は自治事務の処理に關してはできるだけ代執行しないようにしなければならぬ、これはそういう規定がございますね。

それから、その六項でしようか、今度は、国は、国民の生命、身体または財産の保護のため緊急に自治事務の的確な処理を確保する必要があるとき、そういう場合で特に必要と認められる場合を除き、指示できないようにしなければならぬ、こういう趣旨の規定がございます。

私は、この解釈なんですけれども、自治法というのは、ある意味では、他の個別法と対等な位置に立つわけですね。ですから、上位の法律ではございませぬから、自治事務についてそういうことをしてはならないという規定は、私はできないと思うんです。個別法をつくれればそういうことができる仕組にはしておかなければならないわけですから、しかし、対等だとはいえず、自治法の趣旨としては、自治事務については、そういったことはよほどのことがなきゃやっちゃならないんだよということの規定だと私は理解しているんです。

そういう意味で、今回の場合、ある意味では、大変な事態であるがゆえに、自治体というのがその地域の実情に一番明るいわけですよ。住民の身近なところであって、いろいろな意味で、自治体が責任をいろいろなことに持つというのはそこに意味があるわけですね。そこに加えて、国の指示があり、あるいは国の情報が入り、国の支援が入って、自治体が住民のために判断をするということ、私は、最大限尊重、むしろそういうときこそ尊重されなきゃいかぬのじゃないかというふうに思っています。

そういう意味で、そういうときには、指示に従

わないということだけをもって国が一方的にかわりのやるという仕組みではなしに、むしろ、自治体と協議をしてちゃんとやるというような規定の方が本当は国民のためになるんじゃないですか。そこら辺の考え方はどうですか。

○片山国務大臣 今の自治法で、自治事務については指示や代執行的なことはできるだけ遠慮しろと。これはそうですね、今、地方団体にある事務を法定受託事務と自治事務に分けたんですから、法定受託事務の方は指示も代執行もあるんです、御承知のように。自治事務も、個別法で書こうと思えば書けるんです。だけれども、できるだけ慎重というのが精神ですよ。

しかし、今回の場合は、今委員が言われたよほどのことなんです。しかも、万一の場合なんですよ。だから、できるだけこういう場合には、こういう担保をとっておつて、伝家の宝刀はなかなか抜かぬでもいいんですよ。しかし、抜くという構えでやつてもらう、こういうことでございまして、精神は、国と地方が十分相談をして、お互い合意してやるんですよ。しかし、万一の場合にそれができないと国民が困る、国が困る。だから、その場合にはこう仕組の担保だけとる、こういうふうには私は理解しております。

○桑原委員 自治法もそういうことを担保して、自治法の中では、「国民の生命、身体又は財産の保護」これは明記されているんですよ。今回は、それに加えて「又は」ですね、プラスじゃないんです。「又は武力攻撃の排除に支障があり、」それが加わっているわけですね。

私は、やはりその武力攻撃の排除についての判断というのは、これは自衛隊が中心になってやると思うんです。そこら辺に、そういう理由さえつけられれば、地方自治がある意味では停止される、中断される、そういうことに自治法の精神をさらに前提を上げてしまうことになって、非常に私は、地方自治を停止するのにも悪用されるんじゃないか、そこら辺を心配いたします。

やれるわけですよ、はつきり言つて。そこら辺、どういふふうに考えてこの「又は」を入れたのか、そこをお聞きしたいと思つてます。

○片山国務大臣 国民の生命、身体、財産の保護のために必要だというのが一つありますね。それから、今委員が言われたように、または武力の攻撃の排除に支障がある場合、この場合が結局はワテンポあつて、また国民の生命、身体、財産の保護に支障があるんですよ。したがつて、そこで自衛隊の行動を円滑にするとかということも結果としてはそこに結びつくから、このフレーズが私は入つたと思つてます。

この「又は」というのは、「又は」は及びと読むので、両方兼ねた場合と単独だけの場合と、両方私は読める、こういうふうには解釈していただきたいと思つて、問題は、運用上それを理由に今の指示や代執行を乱発されちゃう困る、こういうことだろうと思つてますけれども、それは万般言いましたように、この法律はよほどのことがある万

一の場合の法律ですから、運用上はそういう精神で、悪用しない、これを多発しない、乱用しないということで行われるべきだと思つてますし、そうだと考えております。

○桑原委員 「又は」は及びと読めるという、それも甚だおかしい話ですけども、私はそこら辺にかなり、そういう意図を持って悪用しようと思えば、それを理由にしていろいろなことが地方自治に侵害としてかけられてくる、そういう可能性がやはりあるということを指摘しておきたいと思つてます。

そういうことも含めて、今後二年以内にそういう法整備をしていこうというふうに考えておるところです。

○桑原委員 そういうことで、総務大臣はどういうふうにお考えですか。

○片山国務大臣 法律で二年以内に、こう書いてありますから、国民の皆さんからいいますと、この国民保護法制、個別法制がなるべく明らかになつた方がそれは非常に理解しやすいということでもありますので、できるだけ、こういうことでございますが、非常に多岐にわたりますし、国民の皆さんのやはり理解の熱度というのがありますから、その辺の時間はかかると思いますが、内閣官房を中心に、関係の私どもも入りましてその個別法制をつくり上げていく、こういうことになると思つてます。

○桑原委員 地方自治体関係ほとんどが、具体的に役割分担も含めてこれから整備をする、これから考えていく、これから意見を聞いていくという、そればかりでございます。一番ある意味ではいろいろな関心を持ち、またかわりが深い、そういう部分がすべて先に送られているということ、私は、この法律というのは、先ほどもちよつと話をしておつたんですが、何か有政法制をつくるための、むしろ、そういう枠組みをつくる、そういう委員会でもつくるための法律をつくつた方がよかつたんじゃないかと。そこでしっかり議論をして、いろいろな意見を聞いて、みんなできつていくというふうな、そんな中身以外出ていないんじゃないかと。みんな、中身を聞けば、先々だ、こういうことでは、しっかりした、国民の皆さんにある意味では理解をしていただけるような中身にとてならないような気がいたします。

さて次に、今までの議論になつてきております、周辺事態と、それから、武力攻撃が予測をされるに至つた事態、そういう事態との併存状態におけるときのさまざまな対応について少しお伺いをしたいというふうに思います。

まず、周辺事態のときに、日本のいわゆる平和と安全にとりまして、周辺でそういう影響を及ぼす事態が起きている、これに米軍が対処している。これに支援活動を行います。いわゆる後方地域支援、船舶検査の問題あるいは捜索救助活動、そういったさまざまな支援活動が行われるわけですから、このときは、武力行使と一体化しないということと支援の範囲というものが決められております。

これが予測事態と併存したとき、そのときに米軍に行われる支援というものは、その範囲を超えて何か行われることになるのか、あるいは、一体化しないという前提のもとで従来どおり行われるということになるのか、その関係を少し整理して教えていただきたいと思っております。

○福田国務大臣 武力攻撃事態と周辺事態とは、それぞれ別個の法律上の判断に基づくものでございます。我が国に対する武力攻撃事態が発生しているときは、状況によっては両者が併存する、こういうこともあり得るわけでございます。

武力攻撃が予測されるに至った事態というのは、これは、我が国は武力の行使を行っていない状態でありまして、そういう状況でございますから、それ自体が武力の行使に該当しません。米軍の武力の行使と一体化するということもないのでございまして、御質問はそういうことだったと思っております。

○桑原委員 いや、我が国の武力攻撃事態に対する行為が一体化する、そういうことじゃなしに、米軍への支援活動の内容がどういふふうに変わるのか、変わらぬのか、それを聞いています。

○福田国務大臣 米軍の武力行使と一体化するものでない支援ということでありまして、米軍の活動に対して行うことについては、これは、集団的自衛権の問題とか、そういうことにもなりますけれども、集団的自衛権の行使の問題にも関係しないし、憲法上の問題は生じておりません。

○桑原委員 ということは、周辺事態の際に行わ

れる支援活動の域を超えない、こういうことでよろしいわけですね。

○中谷国務大臣 周辺事態における米軍支援の対応につきましては、周辺事態法に基づいて行うわけでございます。武力攻撃事態における米軍支援につきましては、武力攻撃の事態の法律に基づいてやるわけでありまして、先ほど官房長官が御説明したとおり、予測の段階におきましては、武力攻撃が発生していないために、周辺事態と同様に、我が国が武力の行使を行うことはなくて、米軍の武力の行使と一体化をした支援を行うこともございせん。

この武力攻撃事態への対応としての米軍支援のあり方につきましては、今後、法整備を行うべく中で検討していくこととなりますけれども、このような考え方が変わるものではございません。○桑原委員 それと、国と地方公共団体とのこの際の関係ですけれども、周辺事態のときには、国が地方公共団体にさまざまな協力を求めることができる。その協力は、基本的には協力という内容ですから、地方団体に正当な理由があればそれを拒むことが可能であったわけですね。

例えば、港の使用の際などに、既に地方公共団体がさまざまな物資をそこに運び込む船を入れていく、こういうようなことが決められておるような場合に、さらにそれを押しのけて、いろいろな米艦船が入るとか自衛隊の艦船が入るとかということになれば、それは正当な理由で地方団体は拒むことができるということになっていたわけですから、そういうことについては、この予測される事態のときにはどういふふうに対処されることになるのでしょうか。同じように拒むことができるのか、あるいはそれはだめなのか、そこら辺の考え方を少し整理してください。

○福田国務大臣 武力攻撃事態におきまして自衛隊や米軍の行動に対する支援につきましては、今後整備していくこととなります事態対処法制により定めるということになっております。したがいま

して、地方公共団体が講ずべき措置につきましては、当該法制を整備する過程で検討する、こういうことになっております。

○桑原委員 だから、それはわかったんです。そういう正当な理由の話を……

○福田国務大臣 周辺事態、周安法との関係につきましては、周辺事態と武力攻撃事態とはそれぞれ別個の法律上の判断に基づくものでございまして、仮にこれらの事態が併存するという場合におきましても、おのおのの法に基づく措置の法的性格は変わりません。

○桑原委員 そうすると、周辺事態法のときのようない理由でそれを拒むというようないことは、武力攻撃事態のその予測される事態では、そういうふうなことは今から考えるということになるのか、あるいは、それはそういう事態とは違うんだから違う考え方でいくんだということになるのか、それはどうなんですか。

○福田国務大臣 ただいま申し上げたとおりなんでありまして、地方公共団体が講ずべき措置につきましては、当該法制を整備する過程で検討してまいりたいと考えております。

○桑原委員 これからそこら辺は考えていく、こういう内容ですね。

さて次に、国会の承認ですね。この併存事態というのは大変ややこしいことになるような気がするんです。周辺事態における自衛隊の対応措置、さまざまございまして、この承認は原則、国会における事前承認、こういうふうになつていきます。そして、今度のこの事態対処法案における対処基本方針の国会承認というのは事後と

いうことに原則なるわけですね。この事態対処の法案は事後、同じ時期にある周辺事態の対処法案は事前と、ある時期に二つのものが、同じ事態に対応する問題として二つ承認をされていく、こういうことになるわけですから、非常に混乱を錯綜しているように見受けられるんですけれども、理屈の上では整理はできるんですけ

れども、具体的にどうですか、そこら辺。どういふふうな対処の仕方をするんですか。

○福田国務大臣 これは、それぞれの法律に従って国会との関与というものを決めてあるわけでございまして、国民の理解と協力を得ながら、時期を失することなく所要の措置を講ずるために、適時適切な国会の関与を遂行しなければいけない、こういうことでございまして。

この国会承認などの枠組みは、こういう観点から、それぞれの法律にその手続が定められているもので、周辺事態と武力攻撃事態が併存するというような場合にも、それぞれの法律に基づいて国会承認を求めるべきであり、国民の理解も得なければいけないと考えております。

○桑原委員 理屈というか言葉の上ではそうなるんですけれども、現実には二つの事態が併存して、一方で事前の承認、一方で事後の承認、そして対応の対象になる事態というのは同じ状況なんですか。そこら辺、非常に錯綜し混乱をする、そういう可能性があると私は思います。そこら辺をどう整理されていくのか。

私は、まずお聞きしたいのは、二つの事態が併存をするというこの考え方、これはどう説明するんですか。日本の平和と安全にとって重要な影響を及ぼす事態、まだ武力攻撃事態ではない事態です。それは、いろいろな対応の仕方がいかによっては、そういう事態ではないようにしていくことができるはずなんです。その事態と、おそれがあるんじゃないかと思うんですが、どうしてそれが併存するといふふうに見えるのか。具体的な例で説明しないと、これはわからないと思うんです。観念的には何かあるような気もするんですけれども、それはどうなんですか。そこら辺、どういふ理由で、どういふことでそれを説明されるんですか。具体的に。

○中谷国務大臣 周辺事態につきまして、最初に国会承認の手続のお話ございましたけれども、周辺事態法の場合につきましては、基本計画をつ

くつて、国会承認は、その実施をするかしないかということ承認するわけでございます。基本計画は国会に報告というふうになっております。そこが違ふ点でございます。

それで、事態の違ふ点はどうかといいますと、周辺事態につきましては、我が国の周辺に起こった事態の中で我が国の平和と安全に重大な影響を与える事態ということで、基本的には後方支援等をしてその事態の鎮静化に努めるわけでございます。

我が国の武力攻撃事態といふのは、まさに我が国の国家にとつての武力攻撃に対処するという点でございます。それを念頭に我が国みずからの問題ととらえて主体的に備えをするという点で、基本的な考え方が違つていて、法律も違ひますし、それぞれの対処も違つてくるという概念で整理をしているわけでございます。

○桑原委員 これはこの前もちよつと議論になりましたけれども、例えば、公海上で日本の自衛隊の艦船が周辺事態の支援をしているために出ていて、そこに攻撃が加えられた場合、周辺事態とそれの予測される事態が併存しておつて、そこに攻撃が加えられた場合、周辺事態の対処の仕方ではそこから戦域域以外のところへ退いて、そこは戦域域になつたわけですから区画を変更する、こういうような手続に入るわけですから、おそれの事態も併存しているということである、そのときの対処の仕方というのはどうなるんですか。それは変わってくるんですか、そういう事態のときは。

○中谷国務大臣 基本的には、その船舶に對しまして組織的また計画的な攻撃が発生する場合におきましては我が国の自衛権の発動という事態になります。これは武力攻撃が発生した事態でございます。周辺事態等におきましては基本的にそういう攻撃から回避をするということにならうかと思ひますし、また、我が国の予測される事態というふうな事態におきましては、隊法九十五条に武器

防護等がございまして、そういう手段で対処しつつ危険を回避するということになるわけでございします。

○桑原委員 そうすると、併存事態のときには、いわゆる退避をするということではないということですね。あるいは、攻撃のあり方が組織的、計画的であれば対処するけれども、そうでない場合には退避をするということになるのか、そこら辺の整理はどうですか。

○中谷国務大臣 基本的には、まだ自衛権を発動していない段階でございまして、そういう事態を回避して自分を守るということでございします。

○桑原委員 回避をするという中身はちよつとよくわかりませんが、基本的には、周辺事態での対処というのを基本的に置く、こういうことよろしいわけですね。防衛庁長官、そういうことでよろしいわけですね。

○中谷国務大臣 そのとおりで結構でございます。

○桑原委員 次に、米軍の行動なんですけれども、私は、国際法上は米軍の有事における行動、有事でなくてもそうなんですけれども、これは国内法の適用除外だ。しかし、一方では国内法を尊重する義務がある、これは地位協定の十六条にも決められているわけですから、適用除外であるけれども尊重義務がある、これはどういうふうに説明するんですか、中身。これは、どなたに聞けばよろしいんですか、外務大臣ですか。

○川口国務大臣 まさにおっしゃるようなことございまして、尊重義務が一般国際法によつてあるわけでございます。適用はないけれども尊重義務があるということでございます。

それで、そういうことの中身というのは、まさに公益あるいは国民の利益をどうやって守るか、国民に対する影響を考慮に入れる、公共の秩序がどうかといったことで、我が国の憲法の範囲内、それから日米安保条約の目的の枠内において判断をされるということでございます。

○桑原委員 そうすると、米軍が共同対処の際に

行ふ諸行動、それは、我が国の国内法を尊重しなきゃならぬ、こういうことになるわけですか。

○川口国務大臣 おっしゃるとおりでございます。

○桑原委員 自衛隊のさまざまな適用除外であるとか、あるいは自衛隊の行動にかかわるいろいろな、逆に言う制約であるとか、そういった法律は、では米軍にも同じように適用されるという意味ですか、それは。それは違ふんですか。それはどうなんですか。

○川口国務大臣 そういった有事の際でございすけれども、米軍の行動に必要な施設、物品または役務の提供ということがあつてございすけれども、そういったことの法制につきましては、今後二年以内に検討をしていく、取り組んでいくということでございます。

○桑原委員 その尊重義務というのは、中身はどういうことなんですか。尊重義務というのは、尊重するだけという意見もありますし、ちゃんと守らなかつたらだめだということもありますし、どうなんですか、それは。

○川口国務大臣 尊重義務の中身、どういう義務があるかということでございますけれども、米軍が我が国の国内法令を尊重するということは、我が国の国内法令を実体的に守るということでございます。

それで、実体的に守るということは、米軍は、個々の法令につきまして、手続規定を含めて、厳密な遵守を求められているわけではないものの、米軍としては、日米安保条約の目的達成の範囲内でみずからの行動の必要を確保するとともに、公共の秩序や国民生活への影響を考慮しながら、その当該法令の法目的に反しない行動をとる、そういう意味でございます。

○桑原委員 法を犯した場合、法に触れた場合、国内法とたがうことになつた場合、その場合はどうなんですか、大臣。尊重義務というのは、その内容は、そういう場合にはどういふことになるんですか。

○川口国務大臣 我が国の国内法令に対する尊重義務というのが、その具体的な内容に關しましては、平時においても、それから有事においても、日米安保条約の目的達成の範囲内での米軍の行動の必要性、それから我が国の公共の秩序及び国民生活に対する影響を考慮に入れて判断をされるべきものであると考えております。

○桑原委員 いや、私は、だから、尊重の中身は、例えば、それを尊重しないということになつたときにどういふことになるんだ、こう聞いたんですけれども、大臣。

○川口国務大臣 尊重をするというのが前提でございます。

○桑原委員 大臣、尊重するということ、それじゃ意味がないじゃないですか、尊重するということだけでは。尊重しなかつたらどうするんだということがはつきりして、尊重することはどういふことなんだという意味内容がはつきりするわけでしょう。どうなんですよ、それ。

○川口国務大臣 尊重をするということが前提であるということでございます。

○津野政府特別補佐人 米軍に日本の国内法規は適用されないといふことは、これは、適用されない、尊重義務があるということになつていて、尊重義務がございすけれども、一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には、特別の取り決めがない限り接受国の法令は適用されない。それで、接受国の法令を尊重しなくてはならないということになりまして、当該軍隊を派遣している国の一般国際法上の義務になつていてございす。したがひまして、尊重するということとは、この法令の適用があるということではございせん。そういうことではございせん。

この日米地位協定におきましては、駐留軍の移動に關する部分につきまして一定の法律の適用がある場合がございす。そういったケースを除きまして、直接に駐留軍に對して法令が適用されるというふうなことはございせんので、したがひまして、法令に違反するということも、適

用がない以上あり得ないということでございます。

○桑原委員 特別の取り決めがない限りは国内法の適用はないと。

さて、有事の際の米軍の行動ですね。これに対して、アメリカ軍は日本の国内に基地があり、有事に際しては共同対処する。本当に、アメリカ軍の行動そのものが、日本の平和と安全にある意味では直結してくるわけですね。そういった行動を今後我が国としてどういうふうに見ていくのか。

その際、新たな有事に際しての取り決めのようなのを考えているのかい。地位協定、先ほども御意見がございましたね。地位協定について、これは主に基地使用でつかういろいろな問題について、平時段階におけるさまざまな取り決めだ。有事のときはどうなるんだと。いや、どうも、手をつけるのかつかないのか、どこをどうしようとするのか、全然今までの議論でははっきりしていないんですけれども、新たな取り決め、まあ新たな法制ですね、あるいは地位協定の改定、そんなことが視野にあるんですか、ないんですか。

○川口国務大臣 武力攻撃事態における米軍の行動を円滑かつ効果的にするための措置のあり方につきましては、今後、政府全体として検討していくことになるわけでございますけれども、そのような措置をとるために日米地位協定を改正するということにつきましては、検討はいたしております。

○桑原委員 時間が参りましたので、最後の質問、一つだけですね。

韓国の場合は、在韓米軍は有事の際に司令部を統一して対処する。我が国の場合は、これまでのいろいろな議論の中でも、取り決めといたしましうか申し合わせの中でも、それぞれが指揮権を持つて対処すると。

これはどうなんですか。考え方として、どういう考え方に基づいてそういう対応をするというふう

うに決めているのか。統一してやるということの方が、一般的に考えるに有事の際には有効に働くのではないかと、こんなふうに見える人もいますし、別々にしてやるということの論議、理由、それをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○中谷国務大臣 それぞれの国においてはそれぞれのやり方があるかと思いますが、我が国にしましては、我が国の防衛の話でございます。

日米が共同対処する場合はそれぞれの指揮系統に従って行動するというにいたしておりますけれども、そういう指揮系統というのはいわば国家の意思が反映されるものでございまして、我が国の場合は、日本の指揮系統として米軍の指揮系統、両方が共同対処するということで、実施に際しましては、日米防衛協力のための指針、いわゆるガイドラインに書かれておることでございますが、日米が整合性を確保しつつ適時適切な形で防衛力を運用できるように種々の調整を行うメカニズムをつくっております。そのための枠組みに基づいて対処するということで、指揮権が統一されていくことも特段の問題がないというふうに考えております。

○桑原委員 有事対処の際の論議、理由としては甚だ薄弱きわまりないと思っておりますけれども、一応、時間が来ましたので、これで終わります。

○瓦委員長 この際、渡辺周君から関連質疑の申し出があります。岡田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。渡辺周君。

○渡辺(周)委員 民主党の渡辺でございます。民主党の持ち時間の中で質問をさせていただきます。

今回のこの法律が提出をされました。国家緊急権のない我が国の法体系の中で、これまで自衛隊法が唯一有事の際の法律であったという中で提出をされました。この国家緊急権がないという我が国の中で今日まで来たわけでありまして、けれども、ある意味では、この法律を審議しなければいけない

ということとは、これはやはりもう一つの憲法をつくるぐらいの気構えをしなければできないことなんでしょうかと思うんです。

つまり、この法律によって、憲法学者や法律学者の方の中には、下位法によって憲法を侵害するのではないかと、違憲になるのではないかとというふうな指摘もまたあるのは承知の上でありますけれども、それだからこそ、これを提出した政府側も、あるいは審議する私ども国会にいる者も、あるいはお茶の間の政治の問題として非常にわかりにくい問題ではありますけれども、この点について、やはり覚悟を決めてこれは議論しなきゃいけない。

つまり、これは、有事ということになった時点で、武力攻撃が起きた時点で、がらりと世の中が変わるわけですね。平時から有事に変わるわけですね。ですから、これは何かつじつまが合えばいい、とにかく審議時間を積み重ねればいいという性質のものではなくて、これはやらなければいけないということが私の考えでございます。

それだからこそ、今回の法案で、当初は四月九日に閣議決定をされる予定であった、結果、一週間延びまして、内閣あるいは防衛庁からその説明も受けたわけです。我々が党内で今回のこの法案提出に当たった質疑、ヒアリングをいたしました、事務当局から。その時点で、閣議決定の数日前ですら、条文の一部は未整備だったわけでありまして、そのことを考えますと、まさにこの一九七七年、福田内閣以来、二十五年にわたって有事法制の整備が言われてきた現状でありながら、現在にいたって、まだ第三分類についてはこれからだというような指摘がございまして、また実際、答弁でもそういうふうに行われているわけでありまして、なせ二十五年たつた今になっても第三分類については何ら報告されていないんだらうと。

我々にしてみますと、全体像が見えないままこの法案が出されたという、先行してきたことに對する不安があるわけですが、その点について

てどういうことであつたのかということはまず各論に入る前にお尋ねをしたいと思ひます。

○福田国務大臣 なぜこの法案が出てこなかったのかといえは、これはやはりそういうことを国会が必要としなかったということになるのかもしれない。これは与党の責任であるかもしれないけれども、もしくは、国民の理解がそういう事態を容認しなかったというような客観情勢もあったかもしれません。

そういったようなことで、今回この法案を提出させていたということとは、まさに遅きに失したという見方もあるかもしれないけれども、ここで出したわけでございますので、これはぜひ成立をさせて、そして国民の生命財産を守るためにもこの法案を有効活用させる。そしてもう一つ大事なことは、自分の国を自分で守るんだという意思を内外に示すということも極めて大事なことであらうというふうに私は感じております。

○渡辺(周)委員 総理大臣にお尋ねしたいんですけれども、今官房長官の答弁の中に、先ほど第三分類と申ししたのは、いわゆる国民保護を中心とした、いずれの所管の省庁もまだ決まっていないうことであって申し上げれば、第一分類というのは防衛庁にかかわる法律、第二分類というのが他省庁にかかわる法律、まだ所管官庁がはっきりしない、しかし国民保護等大変重要な問題についてを第三分類としたわけでありまして。

この点についての、今申し上げた第一分類は昭和五十六年に、昭和五十九年に他省庁にかかわる部分における第二分類の中間報告がされておるわけですね。この時点で、我々の最も今回こだわっている点はどうしてもこの点だけは譲れないという第三分類については、その時点ですら検討中でありまして、そして、今日に至るまでもいまだ出てこない、見えてこない。しかも、これまでの答弁を聞いていても、これから検討する、これから法に盛り込むんだというような答弁ばかりでございます。

これはまさに、先ほど申し上げましたけれども

も、何か本に例えると、上巻、中巻、下巻があつて、あるいは上巻、下巻があつて、上巻だけ見せられて下巻の方は全然わからない。最もそのエッセンスの部分がわからなくて、ここだけでとにかく賛成をしてくれというわけにはいかないわけでございます。

その点についてはいろいろ議論を今後進めていくわけですが、今ありました国民の意識、国民の理解という点について、では現状をどうとらえていこうか。その点について総理大臣、どういふに今御認識いただいていますか。

○小泉内閣総理大臣 私は、国民一般から見れば、有事を起こしてはしくないと思っていると思います。嫌なことは考えたくない、だれでもそうだと思います。しかし、いざというときを考えると政治の責任ではないかと思っております。

今私は、未整備なところがあるんじゃないかという御指摘もありますけれども、この有事法案が出てきたからこ初めてこういう議論ができるんじゃないでしょうか。できないから出すと言つたら、全然しないんですよ。いいんでしょうか。私は、今こういう法案が出てきたからこ初めて有事に対してどう対処しようかということが議論ができたことは、今まで手ばかりだった、怠つていた点を直さなきゃならない。やはり嫌なことだけれども、嫌なことを考えて、嫌なことが起こつたときにどう対応していこうかというのが、私は政治の責任ではないかと思っております。

○渡辺(周)委員 嫌なことはそうなんです。日本というのはやはり言葉の国でございます。こういうことを考えるだけでも忘れない、めつたなことを言うものじゃないと。日本が戦争になるとか、あるいは、またあの暗い暗い時代時代の生活をするのは嫌だ、そんなことはもう考えるだけでも思まわしいことであると。実際そういうこともあつた。ですから、こういうことを口にすることはタブーだということもございます。だからこそ、なぜ必要かということをしつかりさせなきゃ

いけないわけです。

今回ののは、まさに自衛隊の活動についての円滑化法の部分は大変先に出てきました。しかし、では我々の生活というのはどうなるんだという点については全然まだこれからです。ですから、嫌なことはもちろん考えたくないけれども、そのときに、では何を国民は協力しなきゃならないという点については何の制約を受けなきゃならないということについても、これはやはりあわせて考えるべきだと私は思ふんですが、もうこれ以上言う時間とまだ幾らあつても足りません。

これだけ出てきたから議論が進むんだということではなくて、出すのであれば、ちゃんとしたやり方、その問題を出さなきゃ……(発言する者あり)いや、それから二十五年もやってきたわけですから、それについてな議論がされてこなかったのか、あるいは検討されてこなかったのか、その点であります。このことはまた改めてやりましょけれども、この中で、国民の意識をどう、ある意味では本当にそこに向けていくか、あるいはこのことを考えていくか。

正直言つて、まあこんなことを言つてはいけません、マスメディアの中にも、この点について例えばどうマスメディアは考えているんだと言つと、いや、人権関連法案の方が優先していますというので、この有事法制におけることは余り考えていません。でも、この近未来的な、あり得ない話のどうせ議論をやっているんだらうという認識がまだあります。だからこそ、我々のこれからの生活はどうかというのを、その時点では国はどうなのかということを本当に考えなければいけない時点、事態に今来ているわけでありまして。

ここで各論にちよつと入りますけれども、おそれと予測ということについては、もう何度も質問がございました。このおそれと予測という中で、

両方とも出てくる言葉の中に客観的にといい言葉が出てきます。我が国への武力攻撃の意図が推測され、我が国への武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される事態、これが、予測される、予測の定義であります。そしてまた、おそれについても、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が差し迫っていることが客観的に認められる事態というふうに言っております。

この客観的ということと説明していただけないでしょうか。客観的というのが出てくるんですけれども……(発言する者あり)いやいや、今、主観的だということから御指摘がありますが……(発言する者あり)いや、だから、それが客観的というのは何をもちて客観的というのか、その点について。

○小泉内閣総理大臣 官房長官が答弁する前に。私は、今渡辺議員、非常にいいことを言われたと思うんですが、中には、こんなことは起こり得ないんだから、起こり得ないことを今考える必要はないという議論がある。まさにそこなんです。これが問題だ。こんなことをやるよりもまだほかのことがあるから、有事法制なんて反対だ、審議なんかする必要はない、出す必要はない、それでは私は政治はいけないと思ふんです。あり得ないことは考える必要はない、我々はあり得ないことも考えておこうというのがこの有事法制なんです。できてはしくないと、嫌なことも考えておかなきゃならないというのは、各国すべてである、日本がなかった。

しかし、あり得ないことでも、あるかもしれない、そういうことを考えるのが政治の責任ではないかということも今考えているんであつて、私は、今渡辺議員が指摘された点は大変重要なことであり、国民的な議論の中で、この有事法制というものを多くの国民の理解と協力を得ながら、審議を深めて成立させていきたいと思つております。

貴重な御意見として伺つておりました。
○福田(憲)大臣 先ほどの御質問は、明白な危険

が切迫していることが客観的に認められる事態の客観性の問題でございますけれども、この客観的に認められるということは、個々人の主観を離れて、何らかの事象の存在に基づいて通常の人であれば認めることとなる、そういう趣旨でございます。

○渡辺(周)委員 では、一つ例を挙げますと、昨年の九月十一日、セブテンパイルプンスと呼ばれたあの同時多発テロのときに、テロ特捜法の特別委員会、当然、あの問題が起きたときに、本当にテロの首謀者はオサマ・ビンラディンであつてアルカイダであつたのか、それに対してのその証拠というものはどこにあるんだということをお我々が申し入れました。そして、その後、協議を経た結果、証拠と何とも思えない、こうであらうというふうなペーパー、文書が、我々が言つたから出てきたわけなんです。あれが本当にそうだったかわからない、全部が出てきたのかどうかはわかりません。そういう意味で言つたんです。そのときに、これが証拠であるという、何か会話記録のようなものがたしか出てきたように記憶しておりますけれども、では、それを、もつと言え、今おつちやつたように、一般的にと言いますけれども、これは、ほとんど情報を握っているのはある方々だけなんです。それだから、非常にこれは難しい判断を迫られるわけです。

このおそれと予測について、ちよつと具体的な例を挙げて申し上げたいと思ふんです。これで、どこの時点で予測される事態なのか、どの時点がおそれなのかということとちよつと答えただけだと思ふんですが、イメージのイメージの世界で、想像の世界で言つてもなかなかわかりにくいので、実際にあつた事例としては、一九九八年のあのテポドンが飛んできたときの事件。あの八月三十一日の午後零時七分、テポドンが発射されて、一段目が日本海に、そして青森県の上空の約六十キロの上を越えて太平洋側の三陸沖五百キロのあたりに着弾したとされているわけですね。

このときの検証記事等を集めてみますと、この時点で、八月三十一日の時点以前に、もう既に日本の政府あるいはアメリカの関係者から、発射の可能性についてはかなり事前から情報が集められていたというふうにあったわけであります。例えば、申し上げますと、八月十三日には、日本の公安筋が発射準備の具体的な情報をつかんでいるというふうにあるわけです。その後は、ちよつと前後しますけれども、八月十日には、嘉手納基地のミサイル観測機RC135が三沢基地に派遣されている。そして、その直後には、十四日というふうにされていますけれども、在日米軍から、ミサイル基地での活発な活動を示す偵察衛星の写真も添えられていたということが当時の検証記事を見ると出てくるわけであります。

例えば偵察衛星の写真というのは客観的な事実、既にもう米軍は恐らく警戒態勢に入っている態勢をとっている、そして公安筋なり防衛庁筋なり外務省筋にはそうした状況が既に入っている、だからこそ日本側も日本海に自衛艦を派遣して情報収集に当たっていたというふうにあるわけですが、けれども、例えばこういう事例を、これはイマジネーションの世界じゃないです、現実にあったこととして当てはめると、これはどういう事態になるんでしょうか。偵察衛星が写真をとらえた、そして米軍の関係者から動いてきている。

○中谷国務大臣 これは、何といっても、やはりそのときの国際情勢と具体的な事象を踏まえて、それが我が国に対する組織的かつ計画的な武力の行使に当たるとかという点を勘案して、その前の段階としてどういう状態かということを検討して判断することでありまして、一概に今の時点で行うことはできませんが、そういう事態が武力攻撃事態になるというふうに判断されれば、自衛隊が行動することもあるわけでございます。

○渡辺(周)委員 事実、このときに米軍などから、ミサイルに燃料が注入され、七十二時間以内に発射されるという情報があった。現実には、二十九日に、発射の二日前には、北京で外務省の課長

級協議が開かれて、日本側は発射中止を求めたところであつた。

これは相手の意図がわからないんですね。もしかしら、つかんでいる人たちは、それはあくまでも、当時は後になって、四日後ぐらいになってから、あれは人工衛星の打ち上げであつたんだというふうに言いました。ですから、これはもしかしら、弾頭には何もついていない、発射実験で、当初は、その数年前にありましてノドンが能登沖に発射された、あれと類似して、あくまでもこれはミサイル売り込みのための、中東の、北朝鮮にすればお客さん向けの一つのデモンストレーションじゃないかというふうな見方も事前にあつたとは聞いていますけれども、だけれども、実際、こういうことは相手の意図がわからない。しかし、もうミサイルは発射台に載つけられて日本に向かつている、その時点で考えれば、これはやはり日本の場合、対応しなきゃいけないんですね。

この後ちよつと申し上げようと思つていますけれども、そのときに防衛庁長官が、産経新聞の記事の中でも、「仮に今回のミサイルが地上に落ちたり、民間航空機や漁船に被害が出た場合、何をしても日本有事と断定をし、北朝鮮に抗議をし、制裁できるのか」と、日本有事という言葉を使つて、産経新聞の「私も言わせてほしい」というところで、自民党の元国防部長という肩書でインタビューに答えられて、あるいは寄稿されているとあるんですね。

ですから、今の御答弁では、非常に当時のこの歯切れのいい御答弁に比べると、何か本心に納得できない。もうちよつと、もしこの場合はどうだったんだと。実際、この問題は、日本の領海にも、既に漁船なりあるいは航空機が太平洋側を七機たしか飛んでいた、日本海側には既に日本の海上自衛隊が情報収集に当たるために派遣をされて、そして漁船もそこで操業していたということになれば、これは一つ間違えれば大変なことになつてたわけであります。

そのときの意図というのがわからない中で考えた場合に、これはどういうふうに今だったら判断できるんではないか。せつかくこういうことを当時はおっしゃっているわけですから、大臣の今の御見解をお尋ねしたい。もう一度。

○中谷国務大臣 当時は国会議員という立場でありまして、いろいろな情報を知り得ない立場でありまして、私なりに心配をしたことでございますが、その当時の内閣において、さまざまな状況を分析し、判断して措置をされたというふうには考えます。

したがって、やはり政府として、十分に情報的確に判断した上で、総合的に的確な判断を早期にしなければならぬというふうには、私もその担当者として考えております。

○渡辺(周)委員 具体的にもうちよつと、私もせつかく具体的な例を挙げてお尋ねしているわけですから。例えば、そういう場合は、ひよつとしたら予測される事態に入るのかどうか、あるいは、もう燃料注入がされているということと極めて切迫している時点で、おそれなのか、予測なのかということをやはり判断できなかったら、日本側は対応できないですね。

このときは、実は、発射されたということは知つていたけれども、発射された後に、総理大臣、当時の総理の耳元にそのことが入つたのが、発射から三時間近くたってからだったということになるんです。つまり、日本は何も当時していなかったわけですね。

その点について、せつかくここまで歯切れよく、当時は一国会議員とおっしゃいましたけれども、与党の元国防部長というお立場で、コメントされましたけれども、せつかく防衛庁長官になられたんですから、その点、だつたらどうするんだと。つまり、この記事では投げかけなんです、投げかけばかりがされているわけなんです。それから、ちよつと続けて申し上げますと、「迎撃する能力がない場合、国家国民を守るため、第二段のミサイル発射を阻止するために、北

朝鮮のミサイル基地を攻撃できるのだろうか。」「やられたらやり返すという抑止力が必要である。」「何から何までアメリカに依存したまま、日本は大丈夫なのであるか。」というふうにいるわけですか。この時点ではそうおっしゃっているわけですから……(発言する者あり)いやいや、これはやはり長官にぜひお答えいただきたいと思うんですね。

○中谷国務大臣 そのときの気持ちは今でも同じでございます。だから防衛庁長官になれたんだというふうに思います。

それで、平成十年のケースにつきまして、そのときはどうであつたかということでありまして、問題は、やはりその当事国が我が国を武力攻撃する意思と能力があつたかということでございますが、当時の、後日の当事国等の分析等によりまして、能力の検証試験であると考えるとき、米国からは通信衛星ではないかというふうな情報もございまして、いろいろな情報もございました。

我が国を直接標的としたものかどうか、単発の発射であつたかどうか等を総合的に考えますと、当時の政府としては、武力攻撃に予測される事態ではなかつたのではないかなというふうな判断をしたのではないかなというふうに思います。

○渡辺(周)委員 では、ぜひこういうところはお答えいただきたいのです。予測とかおそれという部分について、これは非常にわかりにくいので、あえてこの具体的な事例を挙げたのです。この当時のことは、偵察衛星であつたのではないか、だからこそ比較的当時は、緊急の態勢をとることもなく、何か着弾してから一報が入つたような話で済んだ。つまり、意図としては攻撃ではなくて衛星打ち上げじゃないか、あるいは先ほど申し上げた何らかの試射ではないか、デモンストレーションではないか。しかし、実際そういう事態として考えていたのだいて、日本に向けてミサイルが向かつている、この時点について、これはおそれと予測ということで考えたらどちらに当たると考えたらいいのか。もうミサイルが向かつて、燃料が

注入されているという時点では、どういうふうにか
考えておいたらいんでしょうか。相手の意図が
わからないときですね、人工衛星であるか何なの
かわからないとき。

○中谷国務大臣 仮定の話ですから、お答えはで
きないわけですが、今回、先ほど議員も
御質問になりましたけれども、客観的に認められ
るかどうかという点、それからこういう防衛出動
する際におきまして、国会承認という手続で対
処基本計画が承認をされる、緊急の場合にはその
前に対処するわけですが、その際も、内閣
において対処基本方針を決定して閣議決定をする
わけですので、そういう事態であるかど
うかという点につきましては客観的な情勢に基づ
いて判断をする必要があるかというふうに思
います。

○渡辺(周)委員 想定外のことを想定したこれは
法律なんですよ。先ほど、最初に総理に申し上げ
ました、日本には忌み言葉というのがあって、
そんなミサイルが飛んでくるとカテロが起きると
か、我が町でゲリラが上陸してきたらどうするん
だということは考えたくない。日本には忌み言葉
みたいなものがありまして、そんなことは言わな
い方がいい。だけれども、実際これは、今回の法
律は、あつては困るけれども、あつたときに有事
ファシズムのような形にならないためにつくる法
律だというふうに我々も、ですから有事法制の制
定については検討を重ねてきたわけでありま
す。すけれども、これはもう既にあつた問題なん
ですね。実際あり得たことですから、想定外では
なくて、あり得た問題です。

ただ、もう時間がありませんから、これだけ
ちよつと、やるなら午後にもう一回せよと思
い上げられども、そういう意味では、先ほど申し上
げた客観性、大臣も、平議員だとおっしゃる当時
に、何から何までアメリカに依存したままで日本
は大丈夫だろうか。つまり、情報の入手ある
いは情報の分析、客観的な判断ということにつ
いて、ほとんどこれ、アメリカの偵察衛星なり早期

警戒衛星からの情報であつた。その点を考えた
とき、日本の客観性というのはこれからどうや
って確保していったらいいの。

それから、今の御答弁の中では納得いかない
で、このおそれということについて、もう一回
ひ何らかの形で明示をしていただきたいと思
うのであります。

○中谷国務大臣 まず、情報収集につきまして
は、私も我が国独自の情報収集が必要だとい
うふうに思っております。現在、我が国独自の情
報収集衛星を平成十四年打ち上げる計画で準備
いたしております。これも貴重な情報収集の一
つだというふうに思っておりますが、これ以外
に、さまざまなデータを分析、解析をして、早
期に判断ができるようにする必要があります。特
にミサイルの防衛につきましては、まだまだ整
すべき点が多いわけですのであります。

そこで、おそれということでございますけれど
も、おそれという事態につきましては、まさに防
衛出動が必要なる事態と認定をいたしております。
その際は、国際情勢、また、相手国の明示され
た意思ですね、日本を攻撃するといふふうに
明示された意思、また、軍事的行動、部隊の集
まり、あるいはどうとか、予備役が招集され
たとか、そういうふうな軍事的行動などから判
断をして、我が国への武力攻撃が発生する明白
な危険、これが切迫しているということが認め
られる事態でございます。

○渡辺(周)委員 それでは、この議論をずつ
とやっておりますけれども、もう同じこと
の繰返しでございますので、ぜひ、おそれ
という事態、一昨日の岡田委員からは、予
測ということについての例示をせよとい
うことでお願いいたしました。これをぜひ、
おそれという点について、何らかの形で
出している点について、委員長にお計ら
いいただけますでしょうか。

○渡辺(周)委員 では、また午後引き続き質
問いたします。

○瓦委員長 午後一時から委員会を再開する
こととし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時一分開議

○瓦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
この際、お諮りいたします。

政府参考人として外務省大臣官房審議官佐藤重
和君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存
じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○瓦委員長 御異議なしと認めます。よつて、そ
うに決しました。

○瓦委員長 質疑を続行いたします。渡辺周君。
○渡辺(周)委員 それでは、休憩前に引き続き
して質問をいたします。

先ほど、午前中の質疑の中で、有事法制につ
いて私自身の考え方を申し上げました。一昨日
だつたでしょうか、自由党の藤井さんがおし
やられました。自分は戦中を経験しているから、
その経験からこういうことを申し上げると。私も、
昨日議事録の速記を読みまして、感銘を受けた
わけなんです。

私は戦後生まれでございますが、だからこそ戦
争を全く知らない世代であります。それだけに
いろいろなところへ行きますと、例えば沖繩も
そうです、サイパンもそうです、あるいは中国
や韓国もそうですけれども、行くとも必ず戦
傷跡が残っている。そして、沖繩なんかへ行
くと、いかに非業な死を遂げたかという罪
ない若い人たちのいろいろな写真等も、これは
総理がよく特攻隊のことを持ち出されま
すけれども、私も「指揮官たちの特攻」な
んというのを読みまして、非常に、世が世
であつたらこの方々は命を落とさなくて済
んだのになんという方々がまさに命を

落とした。

ここにいらつしやる方々も家族があり、私も
小さい子供の父親でありますから、そういう
意味では、二度とこんなことをしやないけ
ない。人が人をあやめるようなことだけは、
どんなことがあつても、人類の英知を本
当に結集してでもこのやうなことがあつて
はいけません。しかし、あつてはい
けないからではなくて、万が一それであつ
た場合にはどうするかということややはり議
論をしておかなければいけないといふこと
で、この後の質問を、また非常に考えに
く、嫌なことを考えながら質問をするわけ
であります。

それで、ここで午後の質疑の最初に、ちよ
つと用語の定義も含めてお尋ねするわけ
でありますけれども、この法案の中で、武
力攻撃の武力ということは何を指すのか。
この武力ということについてお答えいた
だけますでしょうか。

○中谷国務大臣 定義でございますので、い
ろいろなものがございまして、非常に国際
的に見ますと不透明、不確実な時代にな
つてきております。しかしながら、武力攻
撃の例は千差万別であります。しかしなが
ら、武力攻撃といふのは何かといいま
す。と、国家の主権や国民の生命財産に
大きな影響を及ぼすものでありますので、
我が国としてはいかなる事態にも備える
必要があると思つております。

その攻撃について、攻撃の主体は何かとい
います。と、国であつたり、また国に準
ずるものであります。また、期間は長期に
及ぶものもあれば短期に及ぶものもあり
ます。また、地域は広範囲または限定
されております。(渡辺(周)委員「武力と
は何かと聞いているんです」と呼ぶ)

武力といふものは、人、物を殺傷する
ものであろうかと私は思つております。

○渡辺(周)委員 人、物を殺傷するとい
ふのが武力である。しかし、武力攻撃の
武力は定義されてないんじゃないか。その
点、もう一回お答えいただけますか。

○中谷国務大臣 武力の行使といひま
すが、国家

の物的または人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行動をいうわけでございます。

したがって、この国家的物的・人的組織体による武力の行使でございませうけれども、その武力につきましては、やはり人、物を殺傷する能力のあるものの行使であるというふうに考えております。

○渡辺(周)委員 ちよつと、お尋ねしてないことまで答えていただいているんです。人、物を殺傷するというのが武力であるとするならば、それは武器じゃないんですか、人、物を殺傷するものは。

では、ちよつと時間もないので進めますけれども、武力というのは、例えば我々が想像し得る兵器あるいは武器ではなく、ひよつとしたら今回の、昨年の九・一一テロのときには民間の旅客機が使われたわけでありませう。そうすると、この民間の旅客機が武力になるということもあり得るわけですか。

○中谷国務大臣 あり得ます。

○渡辺(周)委員 そうしますと、先般の答弁で、たしか、大規模テロが発生した場合も有事に、武力攻撃に含まれる事態があり得るという趣旨の答弁をされたと思いますが、また具体的に、お尋ねをしますが、それは、あのニューヨークで起きた九月十一日の大規模テロ、これは国家の、あるいは国家に準ずるそのときは組織の意図があったわけでありませう。そうしますと、民間旅客機が武力として今度は変質をしたわけですね、民間旅客機が。

そう言った場合に、日本でこれが起こることもあり得るわけですね。これがもし起きたときには、やはりあの事例が、先ほどはテロドンを午前中に例に挙げましたけれども、あの大規模同時多発テロが日本で起こった場合には、あれは武力攻撃に認定し得ることがあるわけですね。

○中谷国務大臣 日本で起こる場合でございませう。米国の、その背景また国際情勢、若干違ふ

わけでございますが、仮にこういう場合につきましては、まず米国自身は、これをみずからに対する武力攻撃であると認識をいたしております。国連初め国際社会におきまして、これが武力攻撃に該当すること、すなわち自衛権を行使するということについては広く認められたわけでございます。

したがって、米国の同時多発テロ事件についてあえて申し上げると、日本で全く同様の背景に基づいて事態が発生した場合を仮定いたしますと、本法案に言う武力攻撃事態に該当する場合もあり得るというふうに考えております。

○渡辺(周)委員 そこで、そうしますと、日本の上空で、例えば日本の旅客機あるいは外国の旅客機が、国内線か国際線がハイジャックをされた。ハイジャックをされて、明確な意図を持って我が国に対する武力攻撃をする。それが、武力が想定していた兵器ではなくて民間の旅客機であったということになったときに、我が国としては、そうしますと、この法律の第三条で言います、「武力攻撃が発生した事態においては、武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない」とあるわけですが、その場合は、非常にこれも酷な質問をするかもしれませんが、乗員乗客を乗せた民間機であっても、武力攻撃の排除のために撃墜するということはあるのでしょうか。

○福田国務大臣 民間航空機が攻撃の手段として使用されるといったようなテロ攻撃が発生する、こういう場合には、法律の範囲内で、被害の局限等を含めまして、できる限りの措置をとるということになります。

こういう場合の新しい形態の緊急事態にどういうふうに対応するか、これは今後重要な検討課題として検討していかなければいけないというふうにお考えいただけますけれども、これは今防衛庁長官からもお話ししておりますけれども、ある事態が武力攻撃事態に該当するか否かというところは、個別具体的な状況を踏まえて判断すべきものであるという

ようなことでございませう。これも仮定の話でございませう。このことについて、この分だけ判断をするということは難しいということでありませう。

○渡辺(周)委員 じゃ、武力攻撃と認定された場合には、民間旅客機も武力になるわけですね。そして、それを行使した、まさに自爆突入テロが起きた場合には、これはもう武力攻撃事態と認定することがあり得るというふうにおっしゃったわけですから、そうしますと……(発言する者あり)いや、だからそれを前提に申し上げていますが、そうしますと、これを撃墜するということは解釈上あり得るということではないですか。

○福田国務大臣 武力攻撃と認定された後の話ですね。ということになりますれば、武力攻撃ということでもって、それはすぐに適切な対応をしなければいけないということになります。

○渡辺(周)委員 そうしますと、認定されずに万が一、もう数十分の話なんです、飛び立ってから上空でハイジャックをされた、そして、それが東京の都心なのか、あるいは横浜の都心なのかに向かつて次々に起こり得るという予測がされた場合は、これはやはりその前段階はどうなるのでしょうか。

これは、「自衛隊指揮官」という本を防衛大学校出身の毎日新聞の方が書いていらっしゃるわけですが、そうした本を書かれる中で、ハイジャック機に対する武器使用の法的根拠ということが防衛庁の内部で検討されたことがあるというふうにならされていませう。

私も本を読んだだけでございませう。これをそのまま聞いてそうなのかということでは御質問するつもりはありませんが、そういうふうにならされているということをもとにして考えれば、そういうこともあり得るのかな。つまり、この新しい事態を受けて、いわゆる旧ソ連が冷戦下において北海道に攻め入ってくるというような想定でつくられた法制が当てはまらない。つまり、今みたいなことが現実もう起きてきた時代において、そう

なった場合には、これは検討していなければいけないと思うんですけれども、防衛庁長官、防衛庁ではこういう検討はされているのでしょうか。

○中谷国務大臣 この問題につきましては、まだ研究、検討いたしております。

○渡辺(周)委員 この問題は、本場に想定外の問題ですけれども、実際あった話であります。それだけにこれは考えておかなければいけない問題だ。もう発生から数十分以内に決断を迫られる問題であります。

この迫られる問題を考えるというのは、これは極めて大変な決断をしなければならぬわけでありませう。もう数十分間の間に、乗員乗客の数百人の命と、そしてその後このまあいけば起こり得るであろう甚大な被害、これをてんびんにかけて、攻撃をすれば間違いなく乗員乗客の命は絶たれるわけでありませうけれども、しかし、そのまま放置しておけば間違いなく何らかの形でさらなる被害が、あのワールド・トレード・センターにぶつかった、そして六千名を超える命が失われたということを考えれば、大変なこれは決断をしなければいけないわけでありませう。

こういう事態が起きたときには、現状では、それでは何が考えられるのでしょうか。その点について御答弁いただけますか。

○福田国務大臣 数十分というお話でございませうけれども、本場に数分というミサイルの攻撃もあるかもしれないということでありませう。これはもう本場に認定作業を緊急にやる、そういうシステムを構築しなさいかぬ、こういうことになろうかと思ひます。これはこれから考えていかなければいけない問題でありますけれども、当面は、治安を維持するという観点から警察権を発動するとかいったようなことに対応することになると思ひます。

○渡辺(周)委員 今回の法案を審議する以前から言われているのは、テロ、不審船に対応できるかということとをずっと言われてきたわけですね。今、警察権と言いましたけれども、実際、空を

飛んであと数分後に向かってくるものに対して、これは警察力ではもう対応できないんですね。もちろん、その事前の、そういうことがないような警備の強化でありますとか、あるいは航空機内の治安維持でありますとか、そういうことにおいては確かに警察力ですが、実際そういうことになった場合には、これはもう考えたくないことですけれども、瞬時に決断をしなければならぬわけであります。

ですから、この点を考えておかないと、というのは、こういうことを考えておくことがやはり有事法制だと思っております。これは、当たり前のことを当たり前に対応できるようにすることがありますと通常の法律でいいわけですから、それだつたら、まさに有事法制というものを、以前で済む問題です。ですから、この問題で、最も喫緊にあった問題で、最も想定し得る可能性のある問題について、やはりこれは考えておかなければいけない問題だろーと思ひます。

これは、認定をした後は、どのように手続をして国民に公布をするのか。つまり、今日は、我が国はこういう状況に陥りました、言うなればまさに戦時下にある、あるいは戦時下と予測されるといういましうか、準戦時下になるということについては、国民に速やかに公布する必要があると思ひますけれども、この点が法には触れられていませんけれども、この点はどのような形でお考えになつてゐるんでしょうか。

○福田国務大臣 緊急事態に際しまして、政府は事態の認定、それから対処に関する基本的な方針というふうな重大判断を極めて限られた時間内に的確に行う、こういうことが必要になります。そのために、安全保障会議に対して進言を行う組織として事態対処専門委員会を設けることといたしております。この委員会は、内閣官房長官を委員長とし、内閣官房及び関係省庁の中から専門

的知見を有する局長級以上の関係者を委員として任命することを想定しておりますけれども、その任命については、国会の承認その他の関与を求めることは……(渡辺(周)委員「それは後の質問の答弁です」と呼ぶ)では、そこまで。

○渡辺(周)委員 いや、私が聞いたのは、武力攻撃の認定後、どのようにして国民に今我が国はこういう状況にあるということを速やかに広めるか、例えば総理大臣が記者会見をやるのか、そういういわゆる公布ですね。いわゆる、もつと言えは有事宣言をするかどうかということなんです。

○福田国務大臣 この手続につきましては、対処方針、この法律の九条の七項です。先ほど申しました安全保障会議の決定を閣議決定するわけでございますけれども、内閣総理大臣は、閣議の決定をして、「直ちに、対処基本方針を公示してその周知を図らなければならぬ。」という規定がございます。そういう国民に対する公示をするわけでございます。

○渡辺(周)委員 そうしますと、その閣議決定を受けてこういうことになつたと。それは、いわゆる公示というのはいくつ形でも出されるんですか。その公示というのはいくつ形でも出されるんですか。その公示というのはいくつ形でも出されるんですか。その公示というのはいくつ形でも出されるんですか。

○福田国務大臣 これはそのときの緊急度にもよりますけれども、記者会見をする、これは総理大臣がするということになると思ひますけれども、それから官報でもって公布する、こういうこともございます。

○渡辺(周)委員 公示ということが官報に記載されてというふうなことも理解するわけですが、私も、実際、官報というのはいくつ形でも出されるんですか。その公示というのはいくつ形でも出されるんですか。その公示というのはいくつ形でも出されるんですか。

○福田国務大臣 今この法案の中では、その地方公共団体に対する通告というふうなことは規定いたしておりますけれども、これは当然のことながら、そういうことも含めて今後検討、具体的な規定を盛り込むということになるだろうと思ひます。

ディアを使つて出さなければ当然いけないわけですが、病気で入院していらつしやる方もいるかもしれない。体の御不自由な方もいるかもしれない。目の御不自由な方、耳の御不自由な方もいるかもしれない。

そうしますと、もう既に、日本全国津々浦々に至るまで、その点についてはこれは伝えなければ当然いけないわけであります。その場合は、これはどういう形になるんでしょうか。一種の非常事態、有事宣言のような形になるんでしょうか。それとも、こういう事態であるというこの認定をしたという事実をお伝えになることなんですか。

○福田国務大臣 これは、緊急事態であるということを示すことになると思ひます。その場合に、その周知を図るということが書いてございまして、その周知を図るというのはいくつ形でも出されるんですか。その周知を図るというのはいくつ形でも出されるんですか。その周知を図るというのはいくつ形でも出されるんですか。

○渡辺(周)委員 先ほど我が党の桑原委員からも、地方自治体、地方公共団体との点についていろいろ御指摘がありました。そうしますと、この有事を認定し、そして今言ったような手続が進められているということに、当然地方自治体にもそういう形で、何らかの形で通達といひましようか通告をしなければいけないわけですね。そういうことですか。

○福田国務大臣 今この法案の中では、その地方公共団体に対する通告というふうなことは規定いたしておりますけれども、これは当然のことながら、そういうことも含めて今後検討、具体的な規定を盛り込むということになるだろうと思ひます。

○渡辺(周)委員 検討といひますけれども、もうこの法案をつくる以前から、先ほど、午前中から言つていますが、もう二十五年という歳月

がたつて、こういう事態が起きたらこうなるだろうということがある程度考えていなければいけないわけでありまして、検討するというのは、もう何か言葉の上で、本当にそれでよしとされていると思つていらつしやるのかどうか。本音の部分でいへば、当然そういうことだろうというふう

に思ひます。そうならば、ちよつと次の質問に行きますけれども、我々の生活は、いざとなつたら、じゃ今度はどうなるかということなんです。やはり国民の大勢の方々が、この法律が通つた場合に、この法律が成立をした、そして、あるいはその後二年以内この法律には書かれていますが、さまざまに我々の、国民の保護についての法律がつくられる。そして、そうすれば地方自治体も、これを受けた形でさまざまな条例案をつくり、あるいは組織編成をし、平時からそのときに備えなければならぬのではないかとやほり思ひます。

法律には「主要な役割」といふふうに書いてある。国は「主要な役割」を、地方公共団体は「当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産の保護に關し、国の方針に基づく措置の実施その他適切な役割を担うことを基本とする」といふふうにあるわけでありまして。そうしますと、「主要な役割」といふのは国防といふふうにとらえていいのか。そして、そうしたときには、その有事の認定を受けた一連の手続を終えた上、今度は、地方公共団体が、まさに一番身近な地方自治体がそこに住んでいる住民の方々のために直ちに態勢をとるといふことで理解をしておりますけれども、法の解釈はそういうことでよろしいですね。

○福田国務大臣 この法案の七条に、地方公共団体の「適切な役割」と書いてございましてけれども、これは、地方公共団体の自主的な判断により必要な措置を実施することを指しておるものであります。

○渡辺(周)委員 確かに、自主的な判断といふふう

でいる特性でありますとか、あるいは地形でありますとか、あるいはさまざま状況を勘案して、一番ふさわしい対応を地方自治体がするということになるわけだと思ふんです。

もつと言いますと、日本海側に面している地方公共団体とそうでないところ、あるいは、米軍基地や自衛隊基地がある地方公共団体もあれば、そういうものがなくとも当然あるわけであって、日ごろから例えば意識の持ち方なんかも違う。あるいは、その首長さんのお考えによっても、いろいろな形で対応が考えられるわけでありますけれども、ただし、私も今回の法律の審議の前にいろいろな地方自治体の方々ともお話を聞きました。例えばこれは、災害を、私は静岡県ですから、大規模地震を想定して、いろいろな形でもう既にいろいろなことが行われています。そういうふうな、ある程度、有事、この有事というのはこの法で言うところじゃなくて、いわゆる非常時があった場合に対応できる準備を既にしているところと、全くそうでないところも正直あるわけがあります。

そうしますと、ある程度これは平時から考えておかねばいけないところになるわけです。例えば、災害であれば、ある程度想定の上で演習ができるわけです。そして、被害予測というものもある程度、時間をかけていけばつくれるわけであります。だから、ここだと震度幾つが予想される、地震の話ですけれども、例えば、ここだと液化化現象が起きそうだと、だからそれに合わせてどこにどうせよということをしなきゃいけないわけがあります。

そうしますと、これを武力攻撃という事態と今度は置きかえると、これはある意味では雲をつかむような話でありまして、国が国防をやつて、地方は住民の生命財産を守れというけれども、ある意味では、これ、攻撃を受けたときの被害想定も地方公共団体がしておかなきゃいけないわけですが、それは、地方公共団体の責任としてやること、この法律の中で出てきます「適切な役割」

ということに当然入ってくるんでしょか。

○片山国務大臣 国が「主要な役割」、地方が「適切な役割」と。この「適切な役割」の中には、国と一緒にやる、国に従ってやるというものもありますし、今官房長官言いましたように、自主的にやるものも含まれていると思います。

そこで、今からということなんです、個別法制で地方団体の役割がきちっと法定されますから、それに従つてというのが本来なんでしょうけれども、例えば、今お話しのように、災害対策やなんかは、平時からいろいろなことをやっているわけですね。特に静岡県なんか、そういう意味ではモデル県ですよ。そういう意味で、今後、内閣官房とも相談しなければなりませんけれども、国民保護法制ができる、個別法制ができるまでに、こういうことを地方団体にお願ひするか、これについても検討したいと思ひます。

○渡辺(周)委員 地方公共団体はやはりいろいろな、事前アンケート等が新聞各社なんか記事として出ていますが、見ると、国からまだ説明がない、法案の要綱を見ただけで、これから審議を見なきゃわからないというような意見の中に、中には全面的に協力しますという東京都のようなところもある。反対だという長野県のようなところもございます。そうなりますと、自治体によってばらつきが出るわけですね。

先ほども、これは我が党の委員からの質問と重なるかもしれませんが、そうしますと、国とともにやつていくとなれば、協力に従わないというところ、もともとこれはこんな法律反対だ、こんな法律は絶対おかしい、違憲じゃないかというところで例えば首長さんが判断して、国がそういうふうな言つてきたら一切認めないというようなことになる。例えば、知事は反対だけれども議会は賛成だけれども議会はだめだということ、知事は賛成だけれども議会はだめだということ、これはいろいろな状況が想定されるわけですね。

そうした場合に、地方公共団体にどのような形

で、この法案が成立をした場合に、そして二年後に個別法が出た場合には、全国本場に津々浦々三千三百近くある自治体に対してどのように、これはある意味では一律に、一律になるかどうかかわりませんが、やつてもらうんですか。

○片山国務大臣 現時点では地方団体の首長さんに理解度にはばらつきがあるのは、私は事実だと思ひます。それは、熱心に勉強されている方もあるし、そんなに勉強されない方も恐らくあつたに違ひないの。しかし、これはよくわかつてもらわないかぬと思ひます。

基本的には、我が国が攻撃を受けて非常事態になつて、そういう中で住民の生命、身体、財産を守るとするのは、本来の地方団体の基礎的な一番目の仕事なんですね。それをやらないうという地方団体は私にはあり得ないと思ひます。だから、そこについては十分な理解を今後とも求めていきたいと思ひます。そのことについては私はわかつていただけなんじゃないかな。こう思つておりますが、ただ、今の段階では、包括的な、基本的な法制を決める段階ですから、まだ詳細に説明はいたしておりませんけれども、さらに詳細な説明をする努力をいたしたいと思ひます。

○渡辺(周)委員 それは、今後、当然そういうことを、地方自治体の方々も、一体どうなるんだらうというところを、全く雲をつかむような話で、この議論の推移を見守っている方々も多いと思ひます。

先ほど、ちよつと静岡県の地震災害に備えている例を挙げましたけれども、これも大変な時間と、そして組織編成を行い、もつと言へば、予算措置をしてこまにやつてきたわけですね。これは当然、法に基づいてやつてきたんです。

そうしますと、いろいろな国民の保護、住民の保護ということを考えれば、国はもちろんですけれども、地方も、当然のことながら予算措置も含めて、もつと言へば、警察や消防の増員でありますとか役所の組織編成も行ひ、あるいは新たに新規な県民防護局みたいなものをつくらなきゃいけ

ない。例えばそういうことも当然想定されるわけですから、そうした、例えば予算措置なんというのはどういうふうにお考えなんですか。

○片山国務大臣 何度も申し上げておりますように、まだ地方団体の具体的、正確な役割が法定されていないんです。

今我々はやや想定で物言つておりますけれども、そういうことになりましたら、やはり今委員が言われたような、予算措置や要員や体制をどうするか、こういう議論になつてくると思ひますけれども、災害その他でそういう地方団体が訓練というのか経験を経っておりますから、もしきちりした役割が決まれば、それなりの対応は私はできる、こういうふうな思つております。

○渡辺(周)委員 今そういうことになると、これは膨大な作業なんですね。

静岡県はこの災害対策の、大規模地震に備えての法律ができてから、いろいろな形で、これは災害ですから、例えば公共機関でありますとか、総務大臣はもう御存じと思ひます、あるいは学校を耐震構造に全部建て直しをする、そしてさまざまなシミュレーションをやつて訓練をやつたり、避難路であるとか避難地であるとかいろいろな指定をして、そして一種の危機管理、FEMA的なグループをつくつてやつた。これもやはり時間とお金を物すごくかけてやつてきたことなんです。これを自治体が行うとなると、平時からどういう準備をするかという雲をつかむような話の上に、やるとなると、これは膨大な時間と労力がかかるんですね。

これは、やはりやるべきというか、当然やることになるわけですか、個別法ができれば。

○片山国務大臣 いずれにしましても、また同じ答弁になるかもしれませんが、地方団体の役割を、都道府県はどう、市町村はどう、さらには、地域的にあるいは差があるのかもしれない、いろいろな状況が、そういうことのあるきつとした想定ができれば、それに対する対応は、少々時間がかかりましても、予算がかかりましても、

それはやらざるを得ない。それは、内閣官房を中心に、総務省その他関係の省庁で十分協議してまいりたいと思います。

○渡辺(周)委員 それでは、官房長官にお尋ねをしますが、昨日の答弁の中にございました、市民保護のための民間防衛の組織、これは当然、今の総務大臣の答弁で、地方自治体がその役割を担うとなれば、最も身近なコミュニティにおきまして、そうした、例えば負傷者の保護でありますとか運搬でありますとか、そういうことを当然しなきゃいけませんし、また、いろいろな形での避難誘導等に、これは住民が全部出てこなければ成り立たないわけであります。

その点について念頭に置かれてまいりていゆる民間防衛のことを御発言されたと思いますけれども、どういうイメージで考えていらっしゃるのか。例えば、消防団のような組織にその役割を担わせるのか。あるいは、いろいろな奉仕団体、日赤婦人会とかございます。こういう例えば奉仕団体の方々に、今からそういう形で意識を持っていただくのか、そして、その点についての何らかの教育といえましょうか訓練を今からするのか。民間防衛ということについてはきのう御発言されましたけれども、その真意はいかがなものか、お尋ねしたいと思います。

○福田国務大臣 いわゆる民間防衛につきまして、その定義が明確でございせんけれども、一般には、侵略や大災害等の事態において、国民の生命、身体等を守るために、主として軍事組織以外の組織が行う救助、避難誘導等の諸活動をいうものであるということであります。

政府といたしましては、国民の保護のための法制の整備が極めて重要な課題でございす。法案に基づきまして、警報発令、救助、応急復旧等の必要な措置に関する法制を整備することにいたしておるわけでございます。今後の国民の保護のための法制の整備に当たりましては、組織のあり方なども含め、関係機関の意見や国民的議論の動向を踏まえながら、十分な理解を得られるよう

な仕組みを考えてまいりたいと思います。

民間防衛という言葉は、この法律では規定しておりません。民間防衛につきましては、国民の合意を得ながら、政府全体で広い観点から慎重に検討していくべきであるというように考えております。

○渡辺(周)委員 何かイメージがわかないんですけれども、何か言葉の定義みたいなことを教えていただいたんじゃなくて、どういうふうな形で民間防衛と、これはいろいろな、例えばドイツであるとかフランスであるとかスイスであるとか、あるわけですね。そして、民間防衛は国防の一環であるというふうに、例えばもう既に法律でうたっているような国もあります。

そこで、例えば、連邦政府からの補助金で、州単位にもう既に民間防衛局のようなセクションがあつて、そこが日ごろからそういう教育訓練のようなことをしている。中には、教育訓練で学校に行かせているというところもあるわけですね。まさにそういうイメージでとらえていいんでしょうか。

○福田国務大臣 民間防衛というように申しますと、これは民間防衛というイメージがあるんですね。言葉の定義になつちやうけれども、民間防衛というのを辞典で引けば、「中央政府の計画指導とそれに基づく地方自治体の組織、指導のもとに主として軍以外の民間人が主体となつて行う防護活動。市民防衛」、こういうふうなことであります。

こういうことにつきましては、どういうことが国民の中に必要なのかということでございます。まさに国民的議論の対象というか必要性というものが感じられるのではないかと思います。関係機関の意見も当然ございすし、そういうような国民の意見を聞きつつ、また国民の理解を十分に得られるような仕組みを考えてまいりたいと思つておるところでございます。

○渡辺(周)委員 もう時間が差し迫つてまいりましたので、これはまた個別の問題ですので、また

改めての機会に質問したいと思ひます。

ここで、大変大きな問題で指定公共機関の問題でございます。その中で、民放も指定公共機関に含まれる、先ほど意思伝達の部分についてはお尋ねをいたしましたけれども、まさに、正確かつ速やかな事実の国民への周知ということが非常に大事でございます。

そうしますと、民放が、ただいろいろな避難に供するだけではなくて、ある意味では市民社会をこれ以上パニックにさせないように無用な情報、無用と言つたら怒られますが、情報が錯綜していろいろな憶測が飛び交わないようにして、マスメディアに対する協力を求めることもこれはあると思うんですね。

つまり、もうチャンネルをみんな変えるわけですね。そうしますと、あの局ではこう言つていた、ここではこういう人が言つていた、あそこが危ない、ここに上陸したとか、いろいろな情報が入る。そうしますと、これは大変なパニックを引き起こす。これは、災害報道等でも当然何度か言われたことであります。中には、試験放送をやつたことがパニックを起こしたなんという例もあるわけでありす。

そして、一つ申し上げますと、一九七八年の参議院の内閣委員会、防衛庁が有事の研究項目を八つのグループに分けて示した。その中に、マスメディアに触れる部分がございまして、誘拐事件の自主規制を一つ例に挙げて、国益を守るために秘密保護に利用できないだろうか、つまり、協力を持つとか、それとも指示するかどうかで、研究対象にマスコミのあり方ということがこの有事法制研究の中でもあつたというふうに聞いているわけでありすけれども、民放も指定公共機関に含まれると。

さらに、それ以外に例えば新聞社。これは、新聞社は考えにくいのではないかと回答されましたけれども、今はもうインターネットで瞬時に配信をしているわけですね。そうしますと、これは速報性の意味においても、もう民放と同じく

らしいスピードを持つて、大変大勢のユーザーがいるわけですから、例えばインターネットというのはどうなるのかということも一つ。

それから、新聞ということに關しても、何らかのやはり報道の自主規制のようなことを求めざるを得ないのではないかと思います、その点についてはどういふふうにお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○福田国務大臣 民間放送業者については、公益的事業を営む法人として、警報等の緊急情報の伝達のために指定される可能性はありますが、現時点では日本放送協会を主として考えております。

また、新聞社につきましては、その性格上、警報等の緊急情報の伝達の役割を担うことは一般には考えにくいということなものでありますけれども、新聞社がインターネットを使つて、また通信社もあるわけでございますので、そういうような新しい伝達手段については、これは、そういう手段も使つて、表現の自由とか報道の規制などとかいうような言論の自由を制限するようなことのない方法でも十分その任に当たつていただくということは、当然考えられることであると思つております。

○渡辺(周)委員 これはまた別途議論したいと思ひます。

それでは、残りの時間の中で、安全保障会議、先ほど官房長官から先走つて御答弁をいただきました、まだ聞いていないのに御答弁をいただきましたけれども、安全保障会議が今回のいわゆる事態対処の基本方針を決めるに当たりまして大変重要な役割を担うわけでありす。このことについては余り今回の質疑の中で出てきていませんけれども、その中にございす対処専門委員会、内閣官房長官が委員長を務められて組織を編成する。これは、平時のときから唯一機能する、今回の法律に基づく組織なんですね。

そして、ここで決まつたことが、さまざまな想定されるであろう事態というのに対して、当然、その中に幾つもの選択肢を持つていなきやい

けないと思うんです。つまり、もう時間の問題でありますから。そうならば、要は、諮問をして答申を受けて、法律にありますが、調査研究をして返事をするなどというそんな悠長なことは言っていないから、まず、対処基本方針を定めるに当たって最も重要な、いわゆるシンクタンクといひましようか、あるいはストックとでもいいましようか、この対処委員会、平時からどういう役割を果たすのでしょうか。そして、そのことについてどういう人員で臨まれるのか。今のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○福田国務大臣 先ほど先走ってお答えしましたけれども、この事態対処専門委員会は、平素から専門的な調査分析を行いまして、安全保障会議への進言を行うことによりまして、事態が起ったときの対処に関する会議の審議を補佐するということになっております。

また、この委員会の委員は、内閣官房及び関係省庁の中から専門的な知見を有する局長級以上の関係者を任命することを想定しておりますが、専任とすることは考えておりません。ということとは、専任でなくて、組織の代表として参加する方がより機動的に動ける、こういう判断でございます。

○渡辺(周)委員 これは非常に重大な組織なんです。ここから、平時においていかなる調査研究をするか。「調査及び分析を行い、その結果に基づき、会議に進言する。」と法案にはありますけれども、もう引き出しをいっぱい持つていて、こういう事態が起きたときにはこう対処する、こういう場合はこうする、ありとあらゆる引き出しを持つていなければいけないわけでありま

す。そうなりますと、我々の生殺与奪、あるいは国民の生命財産すべてにおいて、もつと言えは国家の存亡も含めて、ここでの判断を誤れば大変なことになるわけでありま。そうしますと、日常からかなりのことをしておかきやいけないと思うのです。

そうしますと、これは単なる出身省庁の権益の調整などではなく、先ほど防衛庁長官がおっしゃった、例えば偵察衛星のようなデータがある、こういうものをどう解析するか、そしてこれを解析できるだけの人間も当然そこに入れていかなきゃならない。まさに客観的に判断できる、そしてあらゆる事態に速やかに対処できる、その方針を幾つもつくっておくということになりますと、これは大変な心臓部というふうに思うわけですから、おっしゃるとおり、これは大事な任務を担っている機関だと思ひます。

○福田国務大臣 おっしゃるとおり、これは大事なのは、本当に常時からの情報収集、及び事態が起ったときの対応というものをよく考えて活動していかなければいけない、そういう組織でありま

す。この委員会がどういうふうな運営されるのかということについては、今後検討する課題も多いのでありますけれども、これは事柄の性格上それ以上のことを申し上げることは不適當だということに考えております。

○渡辺(周)委員 また検討という言葉が出てきまして、これは我々の、本当に国家の存亡をかけたいろいろなプログラム、シナリオがここにあるわけだとして、これがまさに一番大事な部分なんですね。

もちろん、どういうことをやっているかというものをすべてつまびらかにせよとは私は申し上げませんが、しかし、何が研究され、何が検討されているかということをやはりちゃんとおかきいと、我々としても大変に不安なわけでありま

す。だからこそ、どのような研究をしているか、あるいはどのような中間報告が出るのかということについては、何らかでやはり国会なりにその現状を報告する義務があると思ひますけれども、その点についてはどう考えますか。もう一度伺ひま

す。○福田国務大臣 なかなか難しい御質問でございます。まして、平時にどういうことをしているかということ、これを報告するということになりますと、平時に何を想定しているのかというようなことにもつながりますし、これはまた、仮定の議論、その委員会における議論を公表するというふうなことももしかしらあるかもしれぬということになりますと、これはなかなか発表できないものだろうというように思ひます。

問題は、こういう緊急事態が起るような状況が生まれてきたときに、これは必要ときに何らかの形で発表する方法もいろいろ考えなければいけませんけれども、そういう状況というのはあるかもしれないけれども、今段階においてそのような状況というものはないだろうというように考えれば、またそういう状況にに応じて対応すべきものだと思ひます。

○渡辺(周)委員 これは、対処基本方針がすべてここで決められるということになって、何もわからない。秘密事項がすべてここに盛り込まれることになって、全くの白紙委任のような形になるのです。そうしますと、やはり国会が、何をしているかわからない。

もちろん、全部とは言いません。どの国を想定して、どうなったらという図上演習のようなことをやっているかもしれないから、それは、すべてにおいて確かに手のうちをさらすということとはすべきでないかもしれないが、ただしかし、限られた人間には何らかの形で、せめて概要だけでも知らされないと、そのときにならな

いというシナリオが組まれているかというところがわからないわけでありま。そこはやはり白紙委任に私たちもしたくないわけでありま。そのことに對して、それでよいと思ひていらつしやるのか、それとも、何らかのまだ考える余地がこれから生まれてくるのか。もう一回、この専門委員会の性質について、役割について、お尋ねをしたいと思ひます。

○福田国務大臣 国会の承認を最後求めなければ

いけないということがありまして、国会の承認を求めるために、承認していただくだけの情報提供ということも必要なんだろうと思ひます。しかし、それは、そのときの状況に応じて、提供できる範囲というものがもしかしらあるかもしれぬ。それはそのときに考えるべきことだろうというふうに思ひます。

しかし、この対処委員会の重要性というものは、これは先ほど申し上げましたとおり非常に重要なもので、安全保障会議を補佐するということがございますので、最終的には安全保障会議の決定が適切に行われるように万全を尽くすということでございます。

○渡辺(周)委員 何か、まさにブラックボックスのような組織になってしまわないように、当然我々も重大な関心を持ってこのことについては質問を続けたいと思ひます。

時間が参りました。本日の質問のおしまいに当たりますが、先ほど来出ております昨日の日本総領事館での出来事につきまして、改めて御見解を伺ひたいと思ひます。

まず、ちよつと状況ですけれども、昨日から大體九日一日たちました。たしか二時だったのですが、昨日の発生が。九日一日たちましたけれども、その後、今どのようなになっているのか。中国側に申し入れた結果、説明は何らかあったのか。その点について外務大臣にお尋ねしたいと思ひます。

○川口国務大臣 その後の状況でございますけれども、本日の十一時から、東京におきまして、外務省の次官から、在日の中国大使に対して申し入れをいたしまして、抗議をいたしました。重大な事態であつて、中国側に早急に対応してもらふ必要があるということを言っております。

今後とも、中国側に早急かつきちんとした対応を求めていきたいと考えております。

○渡辺(周)委員 前も私、安全保障委員会でも申し上げました。昨日潜水調査が終了した例の不審船の問題でもそうでありましたけれども、向こう

は、外務大臣なり外務次官なりが出てきて、慎重な態度を求めると日本側に向けて言ってきたわけですが、ところが、日本側は、外交ルートを通じてやっていると、外交ルートを通じてやっていると、中国に対して。結局、十二月に沈んだ不審船をいまだに引き揚げられない。このことについては前も安全保障委員会でも申し上げました。

そして、今回の、日本の主権を侵す。これは、もちろん不審船は、たまさか中国の排他的経済水域で沈んでいるということですから、もちろん中国の主権が及ぶところは今回の問題と違いますが、これも、しかし、今度は、日本の主権を侵害する大きな出来事だったわけですね。門から三十一メートルから四十メートルぐらいのところに入ってきている、そして、一階のビザ申請のところにいた人間を、要は向こうの公安当局者が捕まえたということでもあります。

そのことにおいて、これは過って、追っかけて気がついたら中に入ったとかそういう問題じゃないですね。これは明白に、やはり毅然として抗議をしなきゃいけない。そして、返事が来ないというの、いつまで待って来なかったら次の行動をとるかというのをやはり考えておかなきゃいけないと思うんですけれども、その点は今どうお考えですか。

○川口国務大臣 先方として本国に伝えるということをおっしゃいますので、それを踏まえて次に何をすべきか考えたいと考えております。

○渡辺(周)委員 これは、我が国に対する主権への挑戦なんですよ、ある意味では。その侵害に対して、そんな、非常に言葉を、誤解を招かず、招くかもしれない、下手に出て、何かお願いしているような言い方ではだめなんですよ。

やはり毅然としてこれは対応しなきゃいけない問題でありまして、このことに対して、確かに日本と中国の間でいろいろな分野における交流とかいろいろなことがあります。しかし、本心に尊敬をされる国であるならば、やはり毅然とした対応で、国家としてのやはり主権と威信と、そし

てプライドをかけてやらなきゃいけないと思うんですが、そういう覚悟があつて申し入れをしていくんですか。それで、いつまでに返事がなかったら次のアクションを起こすということはお考えなんでしょうか。やはり時期を区切らないと、言い放しで終わる可能性がありますか、この問題。

た。昼間、中国大使が見えましたので、強く抗議し、中国側に対し誠意ある対応を求めるといことを申し渡しました。

○川口国務大臣 これは重大な事態だと認識をいたしておきまして、今後とも毅然とした態度で対応をしていくつもりであります。

○渡辺(周)委員 実はこの事件は、新聞報道で知るところによりまして、アメリカの領事館にも別の方が逃げ込んだ。そして、もう既にきょうの新聞の一面には新聞社のカメラがその模様を撮っているわけですね。もう既に、これはあらかじめ予測されたことなんではないかというふうに考えるのが妥当だと思えますし、事実、そういうことがあるわけですね。

○渡辺(周)委員 いや、これは重大な事態だということとはもう本心に認識をされている。本心にこれは大変なことなんですね。これで日本の国が何か事なかれのような態度をとると、世界じゅうから、日本という国は領事館に相手国の、これはたまたま、言葉を選んで言えば職務に忠実の余りやつてしまったのかもしれない。しかし、やはり、一つの条約があつて、その中で守られるべき人間が守られなかった。ルールが守られなかったことが、世界じゅうで、日本という国はそこまでされても黙っている国なんだということを知らしめることになりましたから、これについては本心に毅然とした態度を示していただきたい。もうこれは本心に日本の国として、やはりプライドをかけてやっていたきたい、やらなきゃいけないわけでありまして、そうしないと、そこまでしないで国が守れるのかというふうに思うわけであり

○川口国務大臣 あらかじめ承知をしていたということとは全くございません。

そこで、総理にお尋ねしますが、このことを受けて、昨日、首相官邸で記者団からコメントを求められて、中国の立場、日本の立場もあるから冷静に対応をするというふうなことをおっしゃいました。冷静にという発言がございましたけれども、これはどういう御意図で言われたんですか。

○渡辺(周)委員 あらかじめ承知をしていないなら、なぜカメラマンがそこにおいて、あの取り押さえられる写真を撮っていたのか。もつと言え、なぜ警戒厳重な、身分証明書を見せなきゃや中に入れない我が国のまさに領域に、領事館にどうして入れたんですか。つまり、もしかしたら来るんじゃないかと思つてゲートをあけてあつたんじゃないですか。

○小泉内閣総理大臣 外交は常に冷静にしなきゃならないと思つております。

○川口国務大臣 瀋陽の総領事館では、ビザを取得するために訪ねる人がいますので、門を一メートルぐらいあけてございまして、内側で、総領事館が雇い入れている警備員が身分証明書等をチェックしているということございまして、そういう意味で門があいているということござい

午前中、外務次官が駐日中国大使を呼んで強く抗議したということでありまして、きのうから私は駐日中国大使と昼間会うことになっておりまし

○渡辺(周)委員 しかし、外国の通信社のカメラマンがその瞬間を待つて、一番いいカメラアングルのところに記者がいる。常にもうそういう情報マスコミには伝わっているの、間違いなく日

本領事館にもあつたはずだと思つた。その点をこの問題の一つの問題としてやはり考えなきゃいけないことだし、そしてもう一つ、時間がありませんから最後に申し上げて終わりますけれども、主権を侵害されたという事は、まさに先ほど、重大重大というふうにおっしゃられましたけれども、本心に世界から我が国が尊敬される国家である、主権を侵害されたとき、主権に挑戦をされたときには毅然として対応をする、それと、やはり国としての威信あるいはプライドをかけて、外国に向かって我が国はこういう国であるという姿勢を示していただきたい。

○瓦委員長 この際、末松義規君から関連質疑の申し出があります。岡田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。末松義規君。

○末松委員 民主党の末松義規です。

渡辺議員に引き続きまして、質問をさせていただきます。

私は個人的に、危機管理というのは、外務省にいたときに沿岸危機というのを体験いたしました。そのときに担当課の課長代理というのをやっておりますので、この危機管理の危機というものがどんなものかということ、私自身、自分なりに理解をしております。

危機とは何かという、要は、当然にあるものが当然になくて、しかも対応しなければいけない、それが危機なんだろうと思うんです。そういう意味で、例えば時間が経たない、そしてその体制や人がない、さらに前例が全くない、そして解決するシステムもない、そういうことに対して早急に対応しなきゃいけない、これが危機だろうというところで、ある意味では、ボトムアップの日本型システムからいうと、どちらかというと一番苦手な分野なのかもしれません。そういうときこそ、トップダウンできちんとした指導者が判断を

本領事館にもあつたはずだと思つた。その点をこの問題の一つの問題としてやはり考えなきゃいけないことだし、そしてもう一つ、時間がありませんから最後に申し上げて終わりますけれども、主権を侵害されたという事は、まさに先ほど、重大重大というふうにおっしゃられましたけれども、本心に世界から我が国が尊敬される国家である、主権を侵害されたとき、主権に挑戦をされたときには毅然として対応をする、それと、やはり国としての威信あるいはプライドをかけて、外国に向かって我が国はこういう国であるという姿勢を示していただきたい。

○末松委員 民主党の末松義規です。

渡辺議員に引き続きまして、質問をさせていただきます。

していかないとこの危機を乗り切れないというのが、私の感じ方であります。

その意味で、アングロサクソンの人々を見ておきますと、私も先日、瓦委員長、また久間筆頭理事、ほかに与野党のそうそうたる方々と一緒にアメリカに行つて防衛協議をさせていただきましただけども、アメリカという国はやはりすごいなと思つたのは、一番自分たちにとつて都合が悪くて、先ほど総理も言われましたよね、もう考えることも嫌だ、忌み嫌うような、そんな事態を想定して、そして、その想定のもとに自分たちでマニュアルとか対応をつくつていかなきゃいけないんだという思いが強く、それがために、さまざまシミュレーション、図上演習というんですか、それを使つて、きちんとした対応をつくつていつている。だからあの九月十一日の米国のテロのときも、わずか、十一日から一週間から二週間ぐらいで、どこに米国の軍隊を送つて、どういう補給を行つて、そしてこの作戦をやつていくか、これがもうすべて完成されていたということなんです。それで十月の初めからも部隊が現実に対応している。

なぜそんなことができたのかと米側関係者に聞いたら、これは、何万枚もあるいろいろな緊急時対応計画があつて、その中から必要なものをちよつと何十枚か選び出して、その場面に想定できるものを選んで、そこで数日間の間にこの緊急事態に対応する計画として上げられるという、その積み重ねがあるからあれだけ早く対応ができるんだと思うんですね。ですから、そういった意味で、まさしく日本の有事立法をやる場合に、その想定をきちんとして審議をしていかなければ、ただ単に計画倒れに終わつてしまふ、そういうことになるんだらうと思うんです。

そういう意味で、私なんかも解決案として考へてゐるのは、危機時を想定して、できるだけそれをマニュアル化して、ふだんでもできる格好にしていく。このマニュアル化というのが極めて大事だし、それが今有事立法でやつておられること

ですし、さらに、そのマニュアル化したものを実際に訓練していく、そして疑似体験みたいな形にしていくことがこの危機時を乗り切る一番重要なポイントだらうと思うんです。

さあ、そこで質問でありますけれども、先ほど渡辺議員から、ある意味では究極的な質問が行われました。九月十一日の飛行機ですね、テロに乗つ取られた飛行機、あれと同じような事件が起きたら日本ではどうするのかということでございますが、私もそれに関連をいたしまして、そこから質問をさせていただきたいと思ひます。

先ほど官房長官の方が、これについては今後対応をするというお話がございました。確かに、民間人の乗つた飛行機が武器化されて、ハイジャックされて、例えば首相官邸に突つ込むとか、そういうふうなことがあるのは、まああり得ないし、あり得ないと思つたからアメリカもあれだけ驚いたわけですね。でも、そのときに、やはり我々としてアメリカに学ばなきゃいけないのは、アメリカはあれから、ROEというんですか、要するにその対応マニュアルというものをつくつた。そこで、基本的には大統領以下、一番トップの人たちが意思決定をするんですが、それで間に合わない場合には現地の空軍司令官まで、撃ち落とすもよいというところまでマニュアルが詰められたということなんです。

日本ではまずあり得ないと思うんですが、それで今後検討するということ言ひ方になってますけれども、ただ、官房長官、あの事件が起こつてからもう八カ月たつてゐるんですよ。いつまでも検討を行つてゐるという状況はやはり厳しいと思うんですね。そこは、いつまでにするというようにすることは示せないんですか。

○小泉内閣総理大臣 これは、昨年九月十一日のアメリカ・テロ事件のようなことが仮に日本で起こつた場合は、アメリカのような対応はできないと思ひますね。個別自衛権を発動して、それはとてもアメリカみたいなことは日本はできない。しかしながら、もしあのような事件が起こつたら

どうするかというのは、その時々ケースで違ひますし、アメリカの事情と日本の事情も違ふ。あそこは、ワシントン、ホワイトハウスをねらつたとか、国防省をねらつたとかいろいろあります。が、こういう点については、我々としても、今の時点であらう思うところという具体的なことは言える状況にないと思つております。

○末松委員 総理、それは政治家の発言じゃないんですよ。

つまり、一番厳しいと思ひますよ。その決定をするによつてとんでもない批判を起こすかもしれないんですが、要は、総理がおつしやつたことは、もしやられたら、日本国として、何もせずともそのまま突つ込ませることを追認したということなんです。

ただ、私たち政治家というのは、そこは政治責任をとらなきゃいけないことなんだから、そこは総理としてやはりきちんと、その対応のマニュアルを考えてみる、最後はおれが決断をするからというところまで言つていいんじゃないんですか。

○小泉内閣総理大臣 それは最終的な責任は総理大臣にあると思つています。しかし、今あり得ないことを考えなきゃならないという想定で、それは、民間航空機がハイジャックされてどこに向かつてくるかわからない、総理大臣官邸に来るかもしれない、国会に来るかもしれないといった場合に、民間人が何十人何百人乗つてゐるときに、総理大臣として、そういう情報が入つた場合、ではそのハイジャックされた飛行機を撃ち落とせなんて言うことは想像しても、したくないけれども、した場合には、私は、実際にできないと思ひます。事件が発生しないときでいい。発生して、しばらくたつて、どういふ状況かということではないと思ひます。

○末松委員 今ここで総理が、そこは立場上、日本国の最終責任者として、確かに、今撃ち落とすというようなことは口が裂けても言えないのかも知れません。ただ、その中で、飛行機が本当にね

らつていて、確実で、しかも五分後に落ちるか、そういう場合には、必要に対応をとるということまでは言ひたくないんじゃないかと。それはつまり、一番厳しいですよ、人命がかつてゐる。飛行機に乗つてゐる乗客が危険なんですからね。あとは、例えばここに落ちたら、皆さん含め、国会あるいは霞が関の官庁、まあ飛行機だからそんなに大きなあれじゃないかもしれない。でも、対応を何もとらないという、その決断というのはないんだらうと思ひますね。

もうちよつと厳しい想定をさせていただきたいと思ひます。

では、北朝鮮から核のミサイルが飛んでくる。核弾頭でなくてもいいですよ、生物兵器あるいは化学兵器、そういうことがあつた場合に、アメリカなんかで聞いてみると、日本の皆さんも御存じでしたけれども、大体六分から八分ぐらいで来るんです。そういうときに、確かに、先ほど渡辺委員も指摘されてゐましたけれども、この法案は非常にクラシッな戦争というか、数十年前の戦争を想定して書かれた。でも、それから始めなきゃいけない。それはわかるんですよ。わかるんですが、ただ、この近代戦を今わかつてゐるのは、世界広しといへどもアメリカとイギリス、あとフランスが若干わかつてゐる、そのぐらいしかないので、彼らは実際に戦争をしてきたんですから。彼らがやつてきたことでは、そう

なつたときに、だからミサイルに対応しなきゃいけないよという大きな防衛の戦略を日本国としてやつていかなきゃいけないし、やつてゐるところだと思ひますよ。その重要性は極めてわかるんですが、ただ、核が落ちてきたときに、では、この法律でどういふ対応になりますか。

○小泉内閣総理大臣 これは、仮定のこと、実際に言ひにくいことなんだけれども、今御審議いただいてゐるこの法案について、そういうことを想定しているものではない、超えたものだ。実際、それは第一撃を受けた後でないと、対応せざるを得ないと思ひます。

○末松委員 そうなんです。先ほどから申し上げているように、総理の気持ちはわかりますよ、ある意味では。要は、まずは一般的に世界じゅうに必要とされる有事立法をやってから、そのときにまた究極の対応を考えればいいという考え方もしれませんけれども、ただ、本当の意味で一歩怖いのはそこなんです。

ミサイルとか弾頭に何かを、大きな破壊力を持ったものを使われると、正直言って一番日本国にとつて甚大な損害をこうむるのは、核兵器でこの近くに飛ばされてごらんないよ、我々はみんな吹っ飛びますよ。今やられたらみんな吹っ飛んじゃうんですよ。そうしたら、日本のリーダーシップというのは一体どこにあるんですか。つまり、皆さん閣僚の方がここにおられますよ。ここにいること自体が、ひょっとしたらリスク管理からいったらこれは本当は問題なのかもしれないですよ。アメリカなんかは、大統領と副大統領があのときにばつと別れたわけですよ。そういうところを含めて、一番根本じゃないですか。危機という一番想定したくないことを考える一番のものはそこであるんじゃないですか。

○小泉内閣総理大臣 それは、もしもそのような攻撃を受けた場合は、日本は自衛隊と米軍といいますが、アメリカとの間で安全保障条約を結んでおりますから抑止力になっていくんですよ。そのような意図が鮮明になったならば日本はアメリカと共同して対処するという、これは大いなる抑止力になっております。だからこそ日本はアメリカと日米安保条約を結んでいる。抑止力というのは大きい。そういう目に遭うかというのはわかっていきたいと思います。

○末松委員 確かに、議論が少しかみ合っていないのは、だから、こんなことを抑止するために日米の防衛協力がある、まさしくおっしゃるとおりですよ。それは私はこれまで機能してきたと思ふ。ただ、そういう事態が起こったときに、総理も死んでしまつて、リーダーシップがいなくなつた

ら、だれが日本側なんですか、そこを答えてくださいよ。

○福田国務大臣 先ほど来委員から、非常に考えられないかもしれないけれどももあるかもしれないという、そういう事態について、いろいろな例を挙げて御質問がございすけれども、それはあらゆる事態に備えなければいけないということは当然のこととございまして、それがために今回この法案をお出ししている、こういうこととございまして。

例えば、今御質問ありましたのは、これが攻撃をされたらと、こういったようなことかもしれないけれども、その場合には、現小泉内閣におきましては、この内閣発足時に、内閣法第九条に基づいて内閣総理大臣の臨時代理をあらかじめ五人まで、第五順位まで指定して危機管理に備えております。万一、総理に事故があつた場合には、五人のうちで残っている最も先順位の者が一人が臨時代理になる、こういう仕組みになっております。

○末松委員 具体的にだれですか。五人だったら言えますよね。言ってください。

○福田国務大臣 これは小泉内閣として指定しているわけとございすけれども、第一順位が内閣官房長官、第二順位財務大臣、第三順位法務大臣、第四順位経済産業大臣、第五順位金融担当大臣ということになっております。

この指定の順位の考え方ということを上げておきますけれども、内閣官房を統括し、総理と一心同体となつて国政運営に携わる立場にある内閣官房長官を最優先の順位として、以下、閣僚の大臣歴、議員歴、所属政党等を総合的に勘案したものでございす。各閣僚においては、臨時代理指定の趣旨を体し、緊急事態が発生した場合には対応に万全を期す、こういうことをお願いいたしておるわけでございす。

○末松委員 そうしますと、では、ちよつと重要なことになる。防衛庁長官、閣僚ですけれども、防衛庁長官がもし何かで亡くなつた、そうしたら、臨時代理というか、代理はだれになりますか。

○福田国務大臣 これは、閣僚に事故等があつた場合には、総理が指定する他の国務大臣が臨時代理としてその職務を行うこととする、こういうことになっております。

○末松委員 こういう場合、私の次の質問なんですけれども、防衛庁長官というのは、他の大臣がなるといふのはちよつと不適当と思ふんですよ。やはり、防衛族という方が自民党におられるという話もありますけれども、そういうふうな方がなるのかあるいは知りませんが、要するに、ほかの大臣が急に臨時代理でやれるほど防衛庁長官というのは簡単なものなんですか。

○小泉内閣総理大臣 それは、最高司令官は総理大臣ですから、いつでも兼任できます。

○末松委員 あの法案の中に、それでは、もし事態が起こつた場合に、事前であれば国会の承認、あるいは、もし間に合わない場合には、まず対応を行つて、直ちに国会の承認を得るとありますよね。国会議員が例えば核攻撃あるいは化学兵器の攻撃を受けて亡くなつた、今度は我々が亡くなつた場合、これは、内閣総理大臣として国会の承認を得るとありますけれども、これはだれに得るんですか。

○福田国務大臣 これは、国会議員の全員ですか。(末松委員「いやいや、それは例えば半分とか」と呼ぶ) 半分ですね……(末松委員「つまり、定足数以下になつた場合とか」と呼ぶ) これは、定足数以下になつた場合と、定足数が不足すれば補充していただくということになるんじゃないでしょうか。

そういうような場合が生じた場合には、国会の機能が回復し次第、直ちに事後の国会承認を求めよう。国会承認を求めるといふ条件であれば、そういうことになります。

○中谷国務大臣 それに加えて、その際の規定といたしまして、特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得ない場合においては、対処基本方針に防衛出動を命ずる旨の記載がいたしておりますので、防衛出動をすることは、内閣総理大臣

臣が、閣僚等存命でしたら可能でございます。

○末松委員 今の指摘は非常にいいですね。そういう意識でやらないといけないんですね。

実は、今非常に重要なことを内閣官房長官が言われたんですよ。つまり、国会議員がかなり多数やられたら、そうしたら後は内閣ではばんばん決まればいいということですよ。そういう位置づけですよ。つまり、後は選挙で選ぶ、その選挙がいつあるか知りませんが、できるかどうか知りませんが、それでも、そこをやらないと補充にならないわけですよ。

では、それまでは内閣がずっと対応し、そして選挙があるまで、そして新しい議員がそろつてから、その初日かどうか知りませんが、そこで事後承認を求め、こういう位置づけですね。これは確認です。

○福田国務大臣 これは、恐らく憲法議論の範囲に入ってくるんじゃないかと思ひます。ですから、そういう事態というものを想定してないのが現憲法であらうかと思ひます。

○末松委員 確かにおっしゃるとおりなんです。そこは、憲法自体が緊急時を想定していないところがこの遠因なんです。それはわかる。国会自身で我々が決めなきゃいけない。内閣に聞く話ではないんです。それはもう重々わかつた上です。

ただ、ドイツなんかはどうやっていくかという、防衛事態というのを四十八人の合同委員会で決めちゃおうという対応をしていますし、あるいは、フランスとかオーストリアなんかは大統領がそのまま権限としてやれるという位置づけになつていす。だから、これは将来的な議論になるのかもしれないけれども、国会の我々も自分たちのことについては必要な危機管理をしていかなきゃいけないというところがあると思ひます。

余りこれにかかづらわつていふと時間がなくなりますので次に進みますけれども、これは一番あたり得る想定なんですけれども、私が今聞いているのは、逐次、リーダーシップと言われる人た

で、非常に向こうは大変な報道がなされている。

これはどんな事件かといいますと、国民の皆さんは御存じないから簡単に申し上げますと、最近よく週刊誌とか新聞にも出始めましたけれども、李登輝前総統時代に、国家安全局に巨額の秘密資金、これが大体百三十億円くらいあったんですが、これがつづられて、議会の監視を経ないで、さまざまな対外的な工作を含む秘密工作資金に使われてきたというのが明らかになったんですね。

これは、なぜこれが明らかになったかというのと、そのうちの、国家安全局の出納課長というのが横領事件を起こしまして、それで海外逃亡をして、その秘密文書を持ち出した。それが今いろいろなマスコミに渡って、この事件が発覚したわけでありまして。これを明德プロジェクトというんだそうですけれども、ここで、李登輝元総統、これがさまざまな国にロビー活動をして、非常にさまざまな対外工作を行ったというのが書いてあるんです。

それで、例えばこれはシンガポールのザ・ストリート・タイムズというんですけれども、ここにこういう写真がでかく載っているのが、これは橋本総理とそれから秋山元防衛事務次官、これがきのうも審議されていますし、山田議員が、外務委員会、そしてきのうの審議になってきているわけなんですけれども、これによって、私も実際のものを、この証拠というのが、私も某国に行つてとつてきまして、実際に国家安全局がこれだけのお金をこういうふうに使ったというふうなことが出ています。

そこで、実際にここに今証拠で載っているのは、この秋山元防衛事務次官に対してハーバード大学の留学費用ということで十萬ドル、約一千数百万を渡した、そして、彼が日米の防衛ガイドラインのときの防衛局長として非常に台湾との関係で情報収集とか協力をしてくれた、その恩義に報いるんだという位置づけをして、そして秋山さんは、それに対してハーバードの留学費用で、お礼を言つて、そして実際に留学をしたということが

書かれておりますし、橋本元総理大臣に対しては、一萬ドルといいますが、百数十万ですが、お歳暮という形で手渡つたというようなことが書かれていたわけですね。

そこで、私の方で問題にしたいのは、この事件の解明ということについてよりも、まず、ここでこのどんな効果があったかというのを書いてあつて、そのときに、書いてあるのが、九五年の李登輝さんの訪米、これに対して非常にビザをふるために効果があったと書いてあるんですね。それから、これはわかりませんけれども、書いてあるのをそのまま読めば、九六年春、中国のミサイル演習の後、橋本首相を通じ米政府に艦隊派遣を働きかけて、そして米艦隊が出動した、これは台湾の国家安全局の見解なんですよ。実際に金が行つたかどうかは、そこまではわかりません、正直言つてこの橋本さんについては、ですから、そこは御本人が違つたという場合には大変な迷惑だろうとは思つておられるけれども、私、実はこの問題意識もあつたので、いろいろと調べてみたんです。

そこで、米国の関係者とも実は話をし、そして、香港関係の情報筋なんかにさまざまな情報をとつていろいろと調べていつたら、彼らが言うには、台湾ロビーというのが非常に強いものがあつて、それで、アメリカの議会なんかでもユダヤロビーの次に台湾ロビーが非常に強いと。そして、台湾ロビーの工作の中心はアメリカで、これはここがポイントなんですけれども、アメリカを動かすことによって日本を動かすんだ、そういう位置づけをしていたというんです。

そこで、特に彼らが言つていたのが、日米安保と特に日米のガイドラインですか、あのことは、あれはもう台湾有事のときに、アメリカと日本の防衛関係をきつと築いて、そして、逆に一言で言えば日本も引き込む、そういう戦略であつたんだと。そのためにまず台湾ロビーがやつたのは、李登輝元総統が、彼は、インタビュの記事に、このお金は国家の生存のために使つたんだという

ふうにはつきり言っています。確かに、彼は、台湾という国をどうやって生存空間というものを確保していくかというところに一生懸命になっていたんだと思います。その意味ではすごい人だなと思つておられるんですね。

それをお金を使つてまずやつたのが、九五年の五月にアメリカに自分が訪米するんだ、そこに台湾ロビーの大変な力を使つたんだということが言われているんですよ。事実、この李登輝の訪米はビザを支給するに当たつて、アメリカの国務省は反対したんです。でも、議会在、九五年の米国の議会でビザ支給について決定を行つたんですけれども、これが、米国の下院が、何と賛成が三百九十六、反対がゼロです。そして上院が、九十七が賛成で、反対が一、一人だけ。それだけ大きな、これは台湾ロビーの成功だと言われているんです。

そこでどうなつたかといいますと、そこで、この李登輝さんがアメリカに行つたことに対して一番腹を立てたのが中国なんですよ。何だという話ですよ。そこで中国はどういう行動をとつたかといふと、その二、三ヶ月後、台湾の海域で軍事演習を行つて始めるわけですよ。そこで二回、台湾北方公海上でミサイル、火炮の実弾射撃訓練を行つた後、今度はその翌年、九六年の三月に、三回にわたつて台湾近海でミサイル発射訓練を行つて、海空軍の実弾演習あるいは陸海空の統合演習を行つていくわけなんです。

そうなりますと、これが何を導いてきたかといふと、アメリカが、これはいかぬというので、空母二隻を、機動部隊が行つて台湾海域に入つてくる、そこで台湾海峡の危機というのが出てくるわけなんです。

そこで、現地の常識という話で言つていたのが、そこから、今度は、米側が日本に対して、今までの研究成果を生かした上で日米防衛のガイドラインをここで仕上げてしまおうという話になつてくる。そこで、日本側の方に対しても台湾ロビーが非常に働きかけをして、台湾側の認識で

は、今出ている資料の中で言うと、その中心人物が秋山元防衛局長だった、その彼がこの防衛ガイドラインをきちんと仕上げた一番重要な人物だった、それのお礼だということを言うわけですね。事実、それから今度は、九六年の四月に日米首脳による日米安保共同宣言、そして、九七年九月の日米安保協議委員会という中で日米防衛協力のための指針というものが出てきて、そして九九年です、それが国内法として周辺事態法ということで、日本が何かあつた場合にアメリカの後方支援を行つていくということになつていくわけですね。

事実関係を見ていくと、そういう、日本がだんだん巻き込まれて、要するに、中台の紛争が起つたときにはやはり日本としては多分何か後方支援をやらなきゃいけないだろうなという体制が着々とできていっているわけです。それで、九七年、橋本政権の時代に、梶山官房長官が、中台紛争というのは周辺事態に入ることと言われて、入ると言つて中国から猛烈な反発を受けて以来、日本政府は特定地域を想定しないんだということを強調するに至るわけなんです。

それで、そういうときに、あと一点だけ申し上げれば、李登輝さんという方は、九九年、台湾新幹線というものが、実は二兆円の総事業費、これが、もとはフランスとドイツ、ヨーロッパ勢が優先的に交渉権を与えられていたのが急にひっくり返りまして、そこで日本連合がとることになるんですけれども、このときは、これは日経ビジネスによればですけども、直前に台湾の地震があつて、耐震構造を持った日本の新幹線の方がいいとか、あるいはヨーロッパで、ドイツで鉄道事故があつたりしてちょっとこれはまずいという話もあつたんですが、この日経ビジネスの見る見方の一番の決定打は、李登輝総統が日本の新幹線を支持するという強い意向があつて、それが決定打になつたという強い意向があるんです。

そういう意味で、要は、私は何が言いたいのかというと、台湾ロビーというものがアメリカや日

本に対してどんなやられていく中で、私たちの、国民の、民族の運命がそちらの方に引つ張られてきたような感じがするわけです。それに、現地で話し、そしてアメリカ側とも話して、アメリカの関係者の中には、賛成する人、いや、そうじゃないんじゃないかという人、半々いまして、外務大臣、どうですか、この見方について、できるところのあなたの考えを教えてください。○川口国務大臣 委員のお話を大変興味深く聞きほれておりましたものだから、感想はと言われども、とつさに何も申し上げることがないんですけれども。

一番最初におっしゃいました、台湾からの資金と言われることでございますけれども、これは私は報道等では承知をいたしておりますけれども、外務省、我が国は台湾とは委員御案内のように外交関係はございませんので、交流協会等から情報を収集するということでございますけれども、それが事実であるという情報には接していないということを申し上げさせていただきます。○末松委員 それでは、ちょっと私の方で組織的な、体制的なものを聞きますけれども、私が実は本当に懸念しているのは、こういったロビー活動というのに対して、日本は、正直言って、正面切っては何ら真つ正面から見据えていないんですね。

アメリカは、これはロビー活動規制法というのがあって、このロビー活動に対して、正式に位置づけもしていますけれども、その金額とかあるいはだれにどうやったとか報告をし、ガラス張りにしてという形の法律があるやに聞いていますけれども、これは法務大臣に聞けばいいのかもしれませんが、この海外の事例について教えていただけますか、ほかの国ではどうやっているかということ。○森山国務大臣 お尋ねのことにつきましては、政治活動のあり方にかかわる問題だと思いが、御指摘のようなことについて、法務省として

……(末松委員「公務員の」と呼ぶ)公務員についてですか。ロビー活動というお話だったもので、それから政治活動であるかと思いましたが、法務省といたしまして、そのようなことを調査したことはございませんので、把握いたしております。

○末松委員 ということは、調査もしていないということだし、済みません、私の不勉強で恐縮なんですけれども、私の調べた限りでは、日本にはそういったものを取り締まる法律がないと思うんですけれども、その辺については、個々の取柄とか、そういうことで取り締まっているんでしょうか。

○森山国務大臣 そのような法律は、特に外国のロビー活動とか、ロビー活動というものを取り締まるという、それ自体の取り締まりをする法律はございませんが、ただ、国内法に違反をした場合、例えば、刑法の贈賄罪とかあつせん利得処罰法の違反とか政治資金規正法違反などに該当するものがあれば、これらの法律によつて適切に対処されるということになっております。

○片山国務大臣 政治資金規正法の二十二条の五に、何人も、外国人あるいは外国人があるいは外国人が中心で組織する団体やグループから、政治活動に関する寄附を受けてはならない、こういう規定がございます。(末松委員「もう一回言ってください、済みません」と呼ぶ)

政治資金規正法二十二条の五に、何人も、外国人あるいは外国人があるいは外国人が中心で組織する団体等その他の団体から、政治活動に関する寄附を受けてはならないと。

○末松委員 ここでちょっと立ちどまって、別に皆さんだけに質問しているわけじゃなくて、国民の皆さんにも、ロビー活動って一体何だろうというお話があるかもしれませんので、簡単にちょっとだけ説明させていただきます。

ロビー活動というのが、アメリカの方での定義によりまして、昔はアメリカで、依頼者が、立法とかあるいは規制とか補助金とか政策立

案について要望を政治家に伝えて、見返りとして金品の提供を行う、もらうということが一般的だったんですが、今はこれが政治腐敗の温床になるということで、現在のロビーイングは、依頼者の利益と合致する可能性の高い議員の政策立案を支援する、これは、情報とかあるいはほかに出てくればあとは金品になるんですけれども、ということによつて影響力を行使する、見返りとして、一般的なのが、議員とかスタッフが、日本と同じなんです、パーティー券の購入とか政治献金を依頼するのが頻繁に行われているということなんです。

だから、今、総務大臣が言われたように、政治活動に対してそういうことを行っちゃいけないんだというところなんです、一般の公務員、これはどうなんですか。

○片山国務大臣 私が申し上げたのは、政治資金規正法ですね、政治家というんでしょうか、その関係でございまして、少なくとも国家公務員法や地方公務員法に、寄附を受けてはならないというように規定はなかったような気がいたします。確認いたしております。

○末松委員 そうしますと、例えば、今話題として出ている秋山元防衛庁事務次官が、外国から、つまり台湾の国家安全局から、CIAみたいなものですね、ここから金品をもらつて、日本政府にとつて、要するに、情報を漏らしたりしていたら、その者がそれはスパイということになって日本に利益を害するということになるんでしょうけれども、これは、今の総務大臣の見解でいけば、特に政治活動には当たらないから公務員というのは問題ない、こういうことなんですか。あるいは法務大臣、そこはどうなんですか。

○森山国務大臣 公務員の場合は、その権限のあることについて贈賄を受ければ、それは贈賄に係りますので、それは刑法違反になると思います。(末松委員「海外でも一緒ですか、それは海外からでも」と呼ぶ)海外も同じだと思います。私の感じではそう思いますが。

○末松委員 それじゃ、秋山元防衛事務次官について、もう少しお話をさせていただきたいと思っています。

きのう、山田議員の方で、法務省の刑事局長から、事後取賄の要件という形でこの定義があつて、事後的にそういう利益供与を受けても、これは事後取賄に当たらないことだったんですね。

そこで、山田議員の方で、この秋山元事務次官が退職後、ハーバードに行つて研修をするのに、この台湾の国家安全局の十萬ドルの資金、これはもう渡つたということは確認されていて、そしてハーバード側もそれをもつたということは確認して、そしてそれに対して、この秘密資料が暴露された記事に、記事というか現物によれば、秋山さんはそれに対してお礼を言つたということになっているんですね。

その場合は、秋山さんの、ポイントが、それともと、彼の言ひ分は、防衛庁の官房長によれば、それはそんなお金だとは知らなかった、自分はハーバードからフェローシップをもらつたのであるという形に今言っているわけですよ。でも、きのうの山田議員との質疑を聞いていたときに、これは防衛庁の官房長に聞いた方がいんでしょ、うね、秋山さんは国家安全局に連絡をして、そして自分がハーバードに行くということについてお礼を述べた。そして、さらにちょっと問題なのは、台湾の在日工作の友人になります、そしてさらに、引き続き秋山さんは国家安全局とも連絡をとり続けます、そして、二〇〇〇年の四月に台湾を訪ねますというところが中国のこの記事に書かれているわけですよ、記事じゃなくてこの文に。

そこで、防衛庁の官房長は、二〇〇〇年の四月にハーバードの旅費負担で台湾を訪ねておられますが、ということをやつた後で、ちょうど二ヶ月ごろでございますので、その台湾旅行のアレンジのための電話を、これは国家安全局だと思いが、けれども、このお礼の電話を入れたことがあるかもしれせんというのをここで言っているわけですよ。

よ。

私は、ちよつとそこでひつかかったのは、ちよつと台湾側が今度、二〇〇〇年の四月に台湾に来ると国家安全局の文書が言い、そして本人がそのときに実際に付いている。しかも、何でハーバードの旅費負担で、そこで行かなきゃいけないんですかというのを、そこはちよつと、防衛庁の官房長、本人じゃないからそんなことは知りませんと言われるかもしれませんが、事情を聞いた範囲内でそこは教えていただきたいと思います。

○柳澤政府参考人 ちよつと昨日と重なるところもございしますが、全体として申し上げますと、秋山元次官は、御承知のように、平成十年の十一月に退職をされておられまして、退職後、十一年の四月からハーバードに留学をされております。これは、ハーバード大学のエズラ・ボーゲル教授ですとか、ジョセフ・ナイ教授とかねてから親交を秋山さんはお持ちでございまして、その方々と御相談をし、フェローシップということで受け入れてもらうということになったということで、その際ハーバード側から供与を受けたものは研究室と、住まいといえましょうかアパートメントの提供を受け、約八千ドル弱の研究費でございしますが、トータルでそれぐらいはいただいた、それから、研究活動の旅費のようなものはハーバードに出していただいていた。しかしながら、本人は、そのハーバードの財源がどんな形で出ていたかというところは全く承知をしなかったし、また、直接台湾側から金品を受け取ったということは全くない、こういうことでございました。

そして、今の台湾訪問でございしますが、私もその点も聞きましてけれども、秋山さんの大変大きな問題意識は、やはり中国、中台の問題を平和的に解決すること、そして東アジアの安全保障の枠組みを考えていくことというのがテーマでございまして、当然、台湾だけでなく北京の方も、多分台湾よりもたくさん訪問されていたと思いますが、そういう研究過程の一環として、先ほど申し上げました、平成十一年からハーバードへ行って

おりますが、十二年の四月に台湾行きをしたわけでもございまして、たしかその報道で、二〇〇〇年の二月ごろに台湾の当局と電話でコンタクトをしたサンキューと言ったという報道があるとすれば、四月に行つたのであるから、二月ごろのアレンジメント……(末松委員「四月に行つたんですね」と呼ぶ)はい、行つております。ですから、仮に二月にそういうサンキューの電話があったとすれば、そのための、アポイントメントをとつてもらつたことのお礼の電話をしたはずだというのが御本人のお話でございします。

○末松委員 私の方としてもちよつと聞きたいのは、四月に行つたときに何を話し合ったとか、そういうことは彼は言つていられますか。

○柳澤政府参考人 当時は主に、お立場がお立場ですから、国防当局者と相当多くお会いになつた、そして当然李登輝さんともアポイントをとつてもらつて、相当多くの人と会つて、いわゆる中国、台湾の将来の問題についていろいろ意見交換をしたということでございます。

○末松委員 まあ私も、そういつた、ここで捜査機関をどうこうやる気はありません。個人の名誉もあるでしょう。私が知っているこの内部資料ではそういうふうな書かれてあるということですが、ただ、そこは、やはり国家の機密情報であるので、私、その信憑性についてはかなり信頼度は高いだろうと。ただ、これは、台湾側がそう認識し、その工作をしてきたというのは、台湾側にとつては事実であるかと思ひます。

ですから、私が本当にやや怖いと思うのは、やはり事実関係は、これは防衛庁がやるのは正直言つと酷なところがあると思ひます。防衛庁長官がきのう最後に、そんなに言うんだら司直の手でやればいいじゃないかと。それは多分そうでしょう。ただ、私が思うのは、実際に海外に司直の人が行つて、これは本当に事実ですかどうですかと台湾の国家安全局に聞いたつて、そんなものはありませんよの一言で終わるんですね。だから、では事実関係というのはこれでお蔵入りにな

るんですか、結局こういうことなんですか。

それで、実際に秋山さんが、だからといって、この方が台湾から何も金品をもらつていないといふのは、御本人の自己申告なんであつて、それを全然裏づけるものはないんですよ。だから、そういった方が防衛関係の中核にいて、そこで台湾との連絡を大きくとりながらやつていくということでは、やはり非常にロビー関係の大きな問題点が浮き彫りになつたとは私は思つています。

というのは、例えば有事の関係でも、有事で、やばいと思つて態勢をとらうとしたら、もう至るところで、海外からの、いろいろな人が何か敵のスパイなりいろいろな外国の機関の手先となつていふ人だつたようなケースがあれば、有事態勢といつても、これは全くもう日本の防衛のていをなさないとすることは、私たち政治家として、そこは一度真剣に考えていかなきゃいけない問題だと思ひます。

同じく、ちよつと私は法務大臣に聞きたいんですけれども、こういった問題があることで、法務省として、秋山さんあるいは橋本元総理、まあ御病気の回復後なんでもちよつと酷かもしれせんが、こういうことで事情をお聞きするというようなことは一切ございせんか。そこをちよつと意思を確認したいと思ひます。

○森山国務大臣 おつしやいますお話は、非常に個別的な具体的話でございしますが、捜査の活動にかかわる事柄でございしますので、法務大臣としてここで何か申し上げるということは控えさせていただきますと思ひますが、あくまで一般論として申し上げれば、検察当局におきましては、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、告発のあるなしにかかわらず、法と証拠に基づいて適正に対処すると思つております。

○末松委員 ちよつと小泉総理にもお聞きしたいんですけれども、こういう問題が実はいろいろと報道されて、東アジアでこういう話題が結構持ち切りになつていふんですよ。そういったときに、これは刑事当局が必要と認めればやるし、そう

じゃなければやらないよ、そういう考えは総理としていかが思ひますか。

○小泉内閣総理大臣 ただいま森山法務大臣が答弁されたとおりであります。こういう個人の人權にかかわる問題、しかも御本人が否定されている問題について、国会の場で、一方的な一部の記事に基づいてされるというのは、慎重であるべきだと思ひます。

○末松委員 私も、一部の記事に基づいてだけこんな質問をするんだつたら私自身それは軽率だろうと思つたから、だから海外、その現地の近くを飛んで、実際にそんな資料があるのかということを探して、とつてきて、そして私は言つていふんです。そんなに私は無責任にやつていふわけじゃない。

いいですか。それで、では小泉さん、私は総理に申し上げたいんですけれども、こういうことで、確かに個人ということでは、これはどうかかわらない、私もはつきり申し上げます。そこを、私自身もそんなところを証拠を握つていふわけじゃありませんよ。ただ、台湾の国家安全局の事実はそのよう、その資料だつたんですから、それはそういうことがあるかもしれ

ませんけれども、ただ、このロビー活動とかいうこと、これに対して何ら問題意識を持たずに、何かそういうふうな情報が入つても全く、これは個人にかかわるから実はプライバシーの問題もあつて、全然調べる必要はないねというふうな何か非常に割り切るということ自体が、それは、同僚の方をおもんばかる、あるいは政府の一員をおもんばかる立場としては、気持ちとしてはわからぬでもないけれども、それはあれとして、やはりこういうことをきちんとして規制をする、あるいは政府として問題意識を持つことは重要じゃないかと思ひます。総理、どう思ひますか。

○小泉内閣総理大臣 そのようなロビー活動が頻繁に行われているということは、国会議員だつた

らみんな知っているんじゃないでしょうか、政治家だつたら。当たり前だ。そういう中で情報を取りながら、交渉しながら、みずからの見識と利益のために動いているのが政治家だと思ひます。

○末松委員 ということであれば、まあ、そんな不機嫌な顔をなさらないでくださいよ。いいですか。それは確かに私もそう思ひますよ。李登輝さんなんかは、国家の生存をかけて、その秘密の金をロビー活動で国家の生存のために使っている。これは指導者として当然のことでしょう。ただ、いろいろな外国のロビー活動が来ることに對して、金品がどんどん入ってくるというようなことである、このことに對して、それはしょうがないでしょう、それは個人の見識でやるんですからという話というのは、私はちよつと納得がいかないと思うんですよ。

では、もうちよつと現在のシステムについてもお聞きをしましょう。

例えば、今、橋本元総理が一万ドルもらつたという話になっています。これは国家安全局の話です。私はそこは証拠はない。例えばこういうふうなことで明らかになつた、その場合、国税局というのは動くんですか。要するに、所得税法で違反か何か、そういう形にはなるんですか、あるいはならないんですか。

○塩川国務大臣 突然のお話でございましてちよつと予測しておりませんでしたが、さつきおっしゃっているように、私も確認したことはないとおっしゃる話でございますから、架空の話に對して私も答えられないと思ひております。

(末松委員「一般論で結構です」と呼ぶ)

しかし、一般論で申したら、これは維新所得で申告しなきゃならぬものだろうと思ひますけれども、これはあくまでも一般論でございまして、そういうことを想定して今お答えしているものではないということをお承知いただきたい。

○末松委員 そうしたら、では、政治資金を担当している総務大臣の方にお聞きします。

これは政治資金規正法か何かで、では、これは

一般論として聞きましょう。仮にそういうものが外国から手渡つた場合、これはどうなんですか、報告との関係でいけば。

○片山国務大臣 それは、先ほども言ひましたように、規定は、何人も受けてはならない、こうなっているわけでありまして、お話の件は、やはり具体的な事実をきつちり確認した上での話でございまして、私どもの方にはそういうことは全く何も報告も来ておりませんし、それ以上のことは申し上げられないということでございます。

○末松委員 この話は具体論ではないということ、確かに私も、別にここでそういつたことを、こういう情報があるということとは当然紹介させていたでいてはいますけれども、それが本当にどうかということは、私自身はそれは確かにわかつていない。ただ、それはいつても、これだけ国家安全局のところがこまごま情報として流れてきているんですから、やはりこれは国民の皆さんもそれ相應の関心を持つ問題だろうと思ひますし、そこで、いや関係ないよということ、この場で私は皆さんからそう言われたとしても、それはおかしいと思ひますね。

だから、むしろそうであるならば、逆に橋本総理なんかは中国側から何と言われているかということ、とんでもないじゃないかと。表では中国の友人として振舞つておきながら、裏では台湾の国家安全局とつるんで、そして、中台間の対立というふうなそういうふうなことで問題視をしているという事実が、そこは、私が聞いた人はそういうふう

に言つていましたよ。

だから、そういう意味では、彼の、逆に言えば名譽を守るためにも、私は、そこはきちんと本

○小泉内閣総理大臣 御本人がいけない場で個人の名譽にかかわることを一方面的情報で言うのも、私は慎重であるべきだと思ひております。

○末松委員 思うんですけれども、あと時間もあ

○中谷国務大臣 我が国は、憲法におきまして、最高裁判所が司法の唯一の最終機関であるというふう

○末松委員 これは私の選挙民の方からも聞かれたんですけれども、これもちよつとあり得ない想定なのかもし

今まで、こんな有事の場合には、こういう言い方をしたらちよつと失礼かもしれませんが、一番最初に死ぬ、そして死んでいく覚悟のある方々が自衛隊という方々ですから、そして、国

民のために戦つてもらふ方々なんで、そういう方々が敵前逃亡するとか、そういうことはないと

○中谷国務大臣 自衛隊法によりまして、正当な理由なくして職務を離れ三日を過ぎた者、または職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由なくして三日を過ぎてもなお職務の場所につかない者及び警戒勤務中、正当な理由がなくして勤務の場所を離れて職務を怠つた者に対しまして、

自衛隊内につきましては、職務の遂行等につきましては、自衛官の心構えを持つて、いざ事に臨んでは危険を顧みず職務を遂行するというような精神を旨としたしてございまして、常に厳正に規律を持つて勤務をいたしておりますので、このよう

○末松委員 それでは、私の質問を終わりますけれども、最後に、私は、先ほどのこの議論の過程の中で、橋本元総理に對しては、まだ私自身もそこら辺はよくわからないところですが、秋

山元防衛事務次官に対しては、やはりそこは非常に具体的な証拠と、彼がそういうふうに対応しているような事実関係がありますので、御本人がもし違ふというのであれば、違ふということできちんと身の潔白を証明していただければいいという意味も含めて、山田議員がきのう求めたように、委員長に對しまして、秋山氏の参考人の招致をぜひお願いしたいと思います。今、理事会でお話しになっておられると思いますけれども、そこは重ねてリクエストをさせていただきたいと思っています。

○瓦委員長 たいだいのお申し出につきましては、委員長としてこれをお預かりして、後ほど理事会でまた御相談をいたします。

○末松委員 では、よろしく御審議をお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○瓦委員長 この際、枝野幸男君から関連質疑の申し出があります。岡田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。枝野幸男君。

○枝野委員 一昨日から始まりましたいわゆる総括的審議の最後は私になりますが、どうもここまで話を伺ってまいりますと、今回の法律案、成立したとしても具体的に何が起るんですかという問いには、すべて、これから二年間でつくる法律でということと先送りをされておられる。何か、外側だけにつくったけれども中身が伴っていないという、ほかの政策でもこの一年間よく見るパターンをまた繰り返し聞かされているなというふうに思わざるを得ません。

ただ、ほんの一部分、今回の法律が成立することと具体的な法律効果が出てくる部分、それは自衛隊法の改正であります。この部分を中心にまず私はお尋ねをしていきたいというふうに考えておりますが、今回、自衛隊法の改正で、防衛出動を命じられたときなどに幾つかの法律の適用除外あるいは特例ということを規定しております。例えば道路法で、防衛出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が道路工事を、道路に穴があいて

いたりするので、移動するのに穴があいていて困る。道路工事を、道路法の原則では道路管理者に承認を求めなければならない、しかし、防衛出動を命ぜられた部隊がやる場合には事後通知でいい、例えばこういう規定がございます。

一昨日の岡田委員からの質問の中でも触れておりますが、実際に武力攻撃を受けていけば戦争状態になって自衛隊の部隊が、例えば事後であつても通知をする余裕があるのか。

さらに言えば、この道路法はまだ事後通知だから、まあそういうこともあるかなとは思いますが、一方、道路交通法では、道路工事のために道路を使用する際の警察署長に対する許可制度というのがあります。防衛出動を命ぜられた部隊については事前通知で足りるという法改正をわざわざ置いてあります。

戦争をしている、武力攻撃を受けて、それに対して武力行使している自衛隊が、何かするものに警察署長に事前に通知をしるだなんて余りにもナンセンスだということは当然御理解をされていると思いますが、この法改正はどういうふうに読めばいいのか、改めて確認のためお尋ねします。

○中谷国務大臣 まず、防衛出動後の対応でございますけれども、この場合には、総理から行動できる範囲を与えるわけでございますけれども、完全に行政機関がストップしているかということとを問われれば、戦場が行われている地域であれば皆さん避難をしてだれもない地域かもしれない、それが、それに至る前の地域におきましては、まだ行政機関も、また一般の国民の皆さんも生活をしていない部分がございます。ですから、そういう地域における行動等につきましては従来の行政の手続に従うということも必要でございますが、緊急の場合でございますので、事後承認等の手続、それから、それぞれの省庁とも相談をいたしまして、速やかに目的が達成できる手続にいたしているわけでございます。

○枝野委員 よくわからないんですが、防衛出動が命じられてもまだ各行政機関がちゃんと動いているケースは当然あります。だけれども、防衛出動が命ぜられた状況では、例えば道路を管轄している警察署も全部逃げちゃったというケースとか、全部残念ながら亡くなられたというケースとか、いろいろあり得るわけですし、そもそも、戦争をやっている現場の部隊が一々警察署長に届けに行くんだなんてばかな話は、戦争をやっているときにあり得ると思いません。そういう場合については、この法律改正ではどうなるんですか。

○中谷国務大臣 わかりやすく説明をいたしますと、武力攻撃があった場合に、その武力の行使が行われている、いわゆる戦場が行われている地域があります。その地域の周りにはやや戦場状況に近い地域があつて、その外には平穏な地域があります。その戦場が行われている地域からは、もちろん真っ先に国民の皆さんが避難をして被害が及ばないようにしていただきたいと思ひますし、またその周りの、後方支援がやれるような地域においても、国民の皆さん方は避難を始めて、速やかに逃げていただきたいわけですが、我々がこの法律で想定しておりますのは、第八十八条がございまして、これは、国際法規及び慣例を遵守し、かつ事態に応じて合理的に必要と判断される限度内において必要な武力行使するという規定があります。これはまさに戦場が行われている地域でありまして、相手も日本の法令を無視して相当なことをやってくるわけでございますので、それを防ぎ得るために、いわゆる正当行為として、この八十八条の規定によりまして、その外部からの侵略行為を行う者を排除するのに努めるわけでございます。

この八十八条の適用以外の地域におきましては、防衛出動の規定に従って、それぞれ、行政がまだ生きている地域もあればもう行政も離脱している地域もございまして、その戦場が行われている地域におきましては、今回の改正の所要の規定におきまして速やかに自衛隊の行動ができるというふうな考えに基づいて改正を行うもので

ございます。

○枝野委員 今の話、二つ困ったことがあるんですが、まず、戦場が行われている地域については、今回の自衛隊法をわざわざ改正して、防衛出動のときには事前の許可とかじゃなくて通知でいいよとわざわざ法改正するのに、だけれども、戦場地域ではそれも適用になりません。何のための法改正なんですか。一番、戦争をやっているときの、有事が起つて、まさに命と国をかけてやっている場面のことについて法整備が不十分だからと有事法制をやっているんじゃないんですか。

その部分のところは、自衛隊法の八十八条という、何か何が書いてあるんだかわからない規定であります。これは戦場状態に入っていないところですから、全然わけのわからない話ですよ。何のための有事法制なんですか。戦争状態に入つて一番ドンパチやっているときに何ができるのかでないのか、もちろん細かく決めることはできませんよ、平時と違つて。だけれども、そこをききと決めるための法改正なのに、それはその部分は関係ありません、もう全然法適用されなくなるんです、それじゃ何のための有事立法だかわからないですね。

○中谷国務大臣 この自衛隊法というのは昭和二十九年にできた法律でありまして、当時の我々の先輩方が非常に苦勞をしてよく考えてつくられた法律でございます。いわゆる日本に対する侵略行為というのは、日本の法律または世界の戦争法規を無視してやってくるわけでございます。それに対応するということは、こちらもう命がけで相当な態勢をとる必要がありますし、また、一般の国民の方はそういう地域からは真っ先に出ていただかなければならないわけでありまして、そういう意味でこの八十八条規定を設けたわけでありまして、それじゃどこでもできるかといいますが、そういうわけにはいかず、これは国際法規そして慣例を遵守し、事態に応じ合理的に必要と判断される限度内にとどめております。

それ以外に、総理から自衛隊が活動してもいいよという地域があるわけですから、この戦闘行為が行われていない地域におきましては、まだ行政法規等法令が生きておりまして、そういう行政法規等の法令を遵守するのは当然でございますが、このような場合に、自衛隊の行動の円滑化を確保するという観点から、いろいろな適用除外等につきまして今回の法改正によりまして、それが実現されていない部分がかなりございます、そういう点におきまして、自衛隊法の百三条を初め、各省庁にまたがる部分におきましては各省庁とも調整をいたしまして、総理から示された地域の中の行動においては、現在の法律の適用除外等を設けまして、速やかに戦闘のための準備行為とか態勢がとれるように定めているわけでございます。

○枝野委員 八十八条の適用範囲とかについてもまた後で聞きますが、今のお答えで大事なことは、要するに、自衛隊法ができたときから、武力行使をして、要するに戦争、武力と武力がぶつかり合っている状況についての法律は八十八条で存在していたと。

つまり、今まで皆さんは、日本には有事法制がない、だから早くつくらなきゃならない。少なくともこれは事実誤認ですね。自衛隊法八十八条という有事法制はあったけれども、それでは不十分なところがあったから今回有事法制の議論をして法案を出した。有事法制がなかったというのは今まで間違いでしたね。長官、そうですね。

○中谷国務大臣 この八十八条ですべてできるわけではございませんし、極力、必要最小限にとどめるべきでございます。戦闘が行われている地域におきましては国民の皆さんは安全なところに逃げていかなければなりませんので、そういう意味で限定をしておりますが、そこで自衛隊が活動できるわけじゃなくて、それ以外のところがありまして、やはりそれ以外のところでは後方支援等をして準備をするわけでありまして、その部分において法の整備がされていない部分が多々ござ

いましたので、今回その改正を行わせていただく次第でございます。

○枝野委員 あるんだからほかのはやらなくていいと言っているんじゃないんですから。もちろん、これだけでは全然不十分だということはよくわかってはいるんですが、国民の皆さんを含めて多くの方が、日本には自衛隊はあるけれども有事法制がないというふうな世間ではずっと言われ続けてきたわけで、それはやはり違う。不十分なものだけれどもあったんです。その不十分なるを今直さなきゃならない。だけれども、それにしては直す中身が不十分ですねというのが我々の議論なんです。

その八十八条の中身の前に、今回の自衛隊法改正の、逆に法律の読み方なんです、何も無い、防衛出動事態のときにはどうしますとかという例外規定を、初めから特例とか例外をつくっていない行政法規なんかたくさんあった。あるいは、刑法とか民法のように、初めから正当業務行為という特別な例外規定が置いてあるというところについては、はい、これは八十八条があるからそここのところでは正当業務行為だから手続要りませんねというのはい、悪いのは別として、法の理屈としてはあり得るかもしれない。

しかし、今回わざわざあえて自衛隊法を改正しています。自衛隊法を改正して、通常の事態では承認が必要なことについて、防衛出動したときには通知で足りるよとわざわざ書いてあるのです。普通は反対解釈で、防衛出動したときでいろいろ大変でも通知だけはしなさいと読むのが法律の普通の読み方です。違いますか。

○中谷国務大臣 戦闘行為以外の場面また地域におきましては、行政法規等の法令を遵守するのは当然でございます。このような場合に自衛隊の行動の円滑化を確保するという観点から、今回の自衛隊法の改正案におきましては、従来から一部設けられておりました、しかし、不十分でございまして、昭和五十一年の福田内閣以来、どうい

て、各種の行政法規に係る所要の特例措置を設けることによりまして自衛隊の活動が円滑に行われるということ、今回可能な部分につきましては改正をお願いしているところでございます。

○枝野委員 戦闘行為は八十八条で手続は何も要りません。だけれども、先ほど、二、三回前の防衛庁長官の御発言で、戦闘行為をしている場面、そのそばで住民の皆さんも皆ほとんど逃げちゃっているけれどもというふうな場面もある、そこは、この自衛隊法の改正したいろいろな道路法などとかの手続が適用されて通知とかが要る。

だけれども、戦闘地域のすぐそばだんというの、警察署長さんもういなくなっちゃっているんじゃないですか、道路管理者もういなくなっちゃっているんじゃないですか。でも、そういうところも、今回の法改正を通したらかつて、通知が必要になっちゃうんじゃないですか。そんなナンセンスなことをやるんですか。戦闘地域のすぐそばで、住民も警察署長も知事さんもみんな逃げちゃっているところで通知をする。どうなんです。逃げていくところは全部、戦闘地域なんです。それとも、戦闘地域ではないけれども、皆さんが逃げちゃって行政的機能がストップしちゃっている地域があるんですか。どっちな

んですか。

○中谷国務大臣 実際、外敵がいるところにおきましては相当な危険が及ぶわけでございます。したがって、そういった、武力攻撃が行われる場合には相手方は全く自由な、また凶悪な作戦行動をいたしまして、国民の生命財産を脅かすものでありまして、自衛隊は、国民の生命財産を守るために敵を排除するという、戦闘行動を行うという観点で行動するわけでございます。

ですから、その避難等につきましてはそれぞれ、今後、法的整備をいたしますけれども、あらゆる手段を講じて、国民の皆様方が速やかに避難をしていただくことが考えられるわけでありまして、我々としては、最大限、敵を早期に駆逐をして、安心な状態にしていくということで

あります。

なお、行政等の連絡手段等につきましては、最近携帯電話も普及いたしております、あらかじめ事前に、その際の手続等につきましては、簡便な手続等をもってとり行うことができることも考えられ得るわけでございます。

○枝野委員 最後のところの御発言、大変問題なんです、その前に、尋ねていることにきちんと正確に答えてください。

八十八条が適用されてしまつて、行政手続はもう全く要りませんよという地域と、それから、手続が全部できるように行政機関が生きている地域の二つしかないのか。それとも、その中間的な部分はあるのかないのか。つまり、住民がみんな逃げちゃう、役所もみんな逃げちゃつた、自衛隊以外のところは避難しました、そういうところは全部、八十八条の適用される範囲なんです、どうなんです。防衛庁長官、逃げちゃつたところは全部、八十八条の範囲で、何でもできることになるんですか。

○中谷国務大臣 基本的には、戦闘行動に際しまして、行政の法規等の国内法令に従えない場合があると、自衛隊法八十八条の要件を満たしている限りにおいては、それは同条に基づく正当な行為として許されるものと考えております。法的には今言ったとおりでございますが、現実的には、速やかに国民の皆さん、他の公務員の皆さんも安全なところに行つておく必要があるのです。そういった戦闘が行われる地域におきましては、もう人がいないというふうになつておくというのが理想でございます。

○枝野委員 逆ですよ。戦闘は行われていないけれども、住民はみんな避難しちやいましたという地域はあり得るんじゃないですか。

例えば、この地域のどこか海岸線に上陸してきました。そもそも僕は、こういう上陸戦ということがまさに五五年体制のいうか、古い戦争なんだと思うけれども、どこかに上陸してきました、そこから、危なそうな地域、みんな逃げま

した。だけれども、実際に戦闘が行われているのはその中の一部の地域です。だけれども、みんな逃げちゃったところに部隊を展開させて、陣地をつくったりとか、道路を補修したりとか、そういうことがあり得るんじゃないでしょうか。あり得ますね。そのあり得る部隊は通知するんですか、この新しい自衛隊法の手続で。どっちなんですか。

○中谷国務大臣 戦闘行為が行われている場合は通知はいたしませんけれども、人がいないからといって通知しないわけではございません。何らかの手段でその行政の手続をとることになります。○枝野委員 だから、こんな法律をつくったから、ええって有事のときに動けなくなりますよ。本間に行政機関がみんな逃げ出しちゃったような、戦闘はその場では行われていないけれども、部隊を展開させていて、住民もみんな逃げているような地域で、道路工事をします、そこに陣地をつくりますと、わざわざ、携帯電話だろうと何だろうと、その担当者、例えば警察署長とかをつかまえて、逃げるときですから混乱して、まあ警察署長ぐらいはちゃんと頑張つて最後まで残るかもしれないけれども、役所の人たちはみんな逃げちゃっている、そんなところでどこに通知しているのかわかりませんという状況になるのは当たり前じゃないですか。そんなところで自衛隊の部隊は一々通知しないと道路工事できない、そんなばかな法律をつくっちゃったからって有事に身動きがとれなくなりますよ。

○中谷国務大臣 基本的には、一番激しく危険なところから人がいなくなるわけでありまして、戦闘地域には人がいませんが、その周辺のところでは、様子を見るところとか、人がいるところもあるわけでございます。なぜ事前の情報を入手したのかといいますが、自衛隊というのは、全国からいろいろなところへ移動して、基本的には駐屯地から所定の場所に行くわけですが、初めて行く土地などにおいては、やはり地元の人また行政の管理者に、ここはこうですよというような情報を聞いてから対応したら、さらに行動におきま

しても効果的な部分がございます。

こういう点につきましては、今回の省庁等との話し合いにおきまして、支障がないように実施できるということで取りまとめた次第でございます。

○枝野委員 通知しなければならぬという行政法上の義務規定を置いているのと、地元の事情をわかっていて人に意見を聞くのと、全然意味が違いますよ。

それはそうでしょう。全然知らない土地については、その地域に住んでいて警察署長さんとかそういう人たちに話を聞いた方がいい。聞けるんだつたら聞いて、ここをどうした方がいいとか、いろいろな手続をしたらいいですよ。だけれども、それは任意ですよ。

まさに、戦闘地域ではないけれども、そのそばで部隊を展開しています、大変ですなというときに、これは、例えば港とか工事するところがあるとか、いろいろあるかもしれないけれども、だけれども、そこで関係者をつかまえてやるのがいいか、それとも、このままいってやっちゃった方がいいか、それこそ部隊の現場の指揮官の判断に任せなきゃいけないことじゃないですか。

だけれども、今回の法改正は、事前に通知しなければならぬ、わざわざそういう規定を置いているんですよ。これでは現場の指揮官は、もうえいやでやっちゃわないう間に合わない、敵が攻めてきちゃうかもしれないといったって、一生懸命担当者を見つけて通知しなきゃならない。そんなことをやっている間に殺されちゃいますよ。そんな法律を出しているんですよ、今回。

○村井国務大臣 たまたま道路交通法の関係を委員が御指摘になられましたので、ちょっと私から。委員は、戦闘が行われている状況と、それから行われていない状況と二つに分けられて、そのまた中間的な事態というような三つの設例を出しになりました。

私もが今この法律で考えておりますことは、要するに、現在は警察署長の許可とかいうことにかかわらしている問題を、一たん防衛出動が下令された場合の自衛隊に対しては、例えば道路の修復でありますとか、あるいは道路の使用といいますが、例えばバリケードを築くために道路を使用するということも、あるいはまた、物資の集積のために道路を使用するということも、そういうことに使用することについて、これは警察署長に対する通知のみで足りるということに変わるといって御提案を申し上げているにすぎないわけでありまして、まさに戦闘が行われているという場面におけるお話しというのはちょっと別でありまして、そもそも、道路交通法を一つの例にとつて考えてみますと、道路交通法によるさまざまな規制が必要なのは、そこが道路として通常の市民によって使われる状況であるから道路交通法に基づく規制が必要なんでありまして。

そういう意味では、そういう状況の中における特例措置を防衛出動が下令された場合において認める、そういう措置をこの場合には設定した。他の法令においても恐らく同じだろうと存じます。

○枝野委員 いや、大臣がおっしゃられたことはよくわかってはいるんです。ですから、防衛出動が出されたような時点では、事前の承認なんか要らなくて通知にしましょうと。その意図はよくわかるんです。その意図はわかりますし、それから、後で八十八条のことをやりますが、八十八条の書き方はよくないけれども、ここはもうちょっときちんとかきかなきゃいけないけれども、まさに戦闘状況の現場においては、普通の法令を普通に適用しちゃいかぬ、それもよくわかるんです。

だけれども、まさに戦闘地域なのか、それとも後方で日常生活を送る地域なのか、問なのかという三分割じゃなくて、その間は、もう段階的という千差万別なわけですね。わざわざこういう法改正をしてしまったら、通知は義務になるわけですよ。その八十八条の適用される、武力行使を

している戦闘行為の現場以外でも義務になつてしまふ改正をわざわざしているんですよ。

だから、一条全部くつつければいいんですよ。ただし、防衛の目的のために必要やむを得ない場合には、例えば通知は事後で足りるとか、そういう規定を何で置かないのか。どうですか、防衛庁長官。

○中谷国務大臣 自衛隊法、昭和二十九年にできましたけれども、この骨格はそういう考え方になつておりません。これは、戦闘行為が行われている地域におきましては、相手の武力行使にはこちらでも武力行使で対応をする。そして、それ以外の地域におきましては、国民の権利を保護し、また、行政の法的な手続のプロセスまた連絡を重視するというところで、これは各種の特例措置を設けて通知をするということでございます。この通知をする際に連絡が確実にとれるかという心配もありますけれども、これは通知をするということでございます。こちらからその旨を言うということでございます。

したがって、その基本的考え方としては、武力の行使につきましては全力で行うけれども、それ以外のところでは国民の権利義務、また、行政の法規を重視するという考え方でございます。

○枝野委員 ということは、まさに武力行使をしていて八十八条の適用をされている場面の外側のところで、もしかすると、間もなく、早くここに陣地をつくっちゃわないうとドンパチ撃たれて殺されるかもしれないというところで、例えば港に陣地を構築しようというところがあったとしても、その港の港湾管理者に通知するための努力をしている間に手おくれになる、それでもやむを得ない、そういう法律ですよ、これは。

○中谷国務大臣 許可をとっていたら手おくれになる場合もございます。そういう意味で、許可ではなくて通知といたしている次第でございます。○枝野委員 だから、要するに形だけつくつていくという話なんです。確かに許可じゃ、許可なんかとっている間がな

○枝野委員 ということは、さっきも言ったとおり、今回の有事法制のいろいろな法案が通ろうと通るまいと、この八十八条、もともと有事法制があった。この八十八条があれば、防衛出動がされたときに敵を排除するために必要、条文をきちんと読むと、「事態に応じ合理的に必要と判断される限度」では何でもできますということですね。そうですね。

○中谷国務大臣 実施することはできますが、この法律によりまして自衛隊が行動できる範囲というものは総理大臣によって指定をされるわけでございますし、また、その限度というものは「合理的に必要と判断される限度」でもありませんし、また、国際法規というのがありますし、これは傷病者や文民保護のためのジュネーブ条約、民間人や民間施設を保護する観点等から戦闘手段を規制したヘーグ陸戦法規、毒ガスの禁止に関する議定書、対人地雷禁止条約等がございます。これらの国際条約のもとに国際的に適切に行動を行うわけでございます。

○枝野委員 その条約は今でもあります。だから、今でも我が国は遵守義務がありますから、有事法制があらうとなかろうと、八十八条があらうとなかろうと、国際条約ですから、我が国は遵守する義務が今でもあります。そして、八十八条で、とにかく防衛出動の対象範囲とされたところだった事実上何でもできます。それだったから、こんな大騒ぎして、有事法制がなきゃ国が守れませんだなんて議論をやめてください。

我々は、確かに八十八条はあるけれども、こんな抽象的なあいまいな規定だけで武力を行使することになってしまったときには、いろいろ行き過ぎがあったり、あるいは、逆に抑制的に働くことによつて、本来の役割を果たさないこともある。だからきちんと、もちろん、さっきも言いましたとおり、有事においてですから、どんな事態が起こるか分からないですから、すべてのことを細かく、平時と同じように手続を規定しておけないんということを言うつもりはありません。

しかしながら、もうちょっと八十八条より具体的に、どういう範囲で、あるいはどういう原則に基づいて、どういうことを大事にしながら、あるいはせめてこれとこれとこれだけは絶対やっちゃいけないよということについてきちんと有事法制としてつくること、例えば自衛官の皆さんも安心して、これは違法じゃないんだ、法律に基づいて、正当業務行為なんだと自信を持てる。それから、国民の側も、いざというとき自衛隊がいろいろ動くけれども、戦争のときには必ず行き過ぎが起こるわけですから、その行き過ぎが起こらないように我が国はきちんと法整備をしておいて、という安心感ができる。だから必要なんだと我々は思っているんですよ。

ところが、八十八条で、いざドンパチ始まったその現場では、単に国際法令と慣習を守る、そして合理的に必要と判断されるという基準だけで何でもできちゃいますというんだつたら、有事法制の必要は逆に言つたらないという話じゃないですか。この八十八条をどうやって具体化するかということが、有事法制の整備として一番大事なんじゃないですか。

○中谷国務大臣 正当行為でもいろいろなケースがあつて決め切れませんし、世界じゅうどんな国でも、先生のおっしゃるような、八十八条がどこでも使えるという国家は恐らくなく、やはり、これは適切に戦闘行為が行われる地域のみの規定でありますし、それ以外の地域におきましては、国民の人権や、また法規を尊重して、できるだけ国民に要らぬ迷惑をかけないように速やかに敵に對峙するというのがこの自衛隊法でございます。

○枝野委員 ルールをきちんと守る、原則をきちんと守るということ、で本当に全部現場が守られるんだつたら、戦争犯罪だなんて問題なんか起こらないし、有事法制きちんとやらなきゃなりませんねんという話は出てこないんですよ。

万が一の、まさにこういう抽象的な規定は、どこまで適用されるのかよくわからない、どういう現場で適用されるのかよくわからない。あそこ

橋とかあなたの家をお壊します、敵はずつと何百キロも向こうにいますね、だけれども、戦路上この橋を壊さなきゃならないとかこのビルを壊さなきゃならないとか、あり得るわけですよ。当然、住民の方は、冗談じゃない、やめてくださいということがあるかもしれないですよ。そういうところでトラブルが起こるわけです。

それから、オペレーション上、どうしてもやむを得ず自衛隊が先に逃げちゃうんじゃないかということがあるのかもしれない。過去の戦争でいろいろ起こっているわけですよ。いや、我が国はかわつていないけれども、最近の戦争でもいろいろと、戦争状態のときには行き過ぎがある、問題が起こることもある。

もちろん、すべてをきちんと細かく決められないのはよくわかつてはいるけれども、八十八条のような抽象的な規定だけではなくて、できるだけその範囲、具体化をさせるための努力をするというのが有事法制をつくつていくことの意味だということに私たちは思つて、そのための努力をしているんだから。確かに大変ですよ、これを具体化していく作業というのは。だけれども、この部分をすつぱり抜いて、有事のときは、本当の有事は八十八条、今までどおりです、それ以外のところをやります、これが有事法制です。有事法制なんて言わないでください、有事準備法制ですよ、これは。そうですね、総理。

○中谷国務大臣 これは、自衛隊だけで侵略に對処できることは毛頭考えておりませんで、まさしく国を挙げて、内閣を挙げて取り組む必要がございます。そういう観点で、今回、対処基本方針をつくつて、対策本部を設けて、各省庁並びに地方自治体やほかの機関と連携をしてやるわけでございます。その中で、自衛隊のオペレーションはオペレーションといたしまして、また、内閣全体の対応としましては、対策本部でよく協議をいたしまして、国民の生活に関するもの、また事前の調整が必要なものにつきましては、対策本部で調整をして、国民の皆様方に協力をお願いしながら実施

できるということでございます。

○枝野委員 全く水かけ論なんで先へ行きますが、政府を挙げてこういった武力攻撃事態には対処しなきゃならない、大事なことです。先ほど、我が党の前の質問の中にもありましたが、そのとき、だれがきちんとこの国の進路、行動をクリップして進めていくかというのは、物すごく大事なことですし、今回の法改正は、まさにどこから大挙して船から上陸してくるということを想定した一時代前の戦争だけを想定しているようすが、むしろ、やはり一番リスクとしてあり得るのは、突然ミサイルが飛んでくるとか、そういうことの方が、少なくとも同じようなリスクがあるわけですね。

そこで、防衛出動命令に関する自衛隊法七十六条の一項という規定があつて、こういうのはきちんと説明しないとテレビを見ている人がわからないと怒られているので、防衛出動をするためには、今まで、今もそうですが、「内閣総理大臣は」という主語で、「云々かんぬんのときは防衛出動を「命ずることができ」という規定になつてはいるんですよ。ところが、今度事態対処法で、対処基本方針をつくつて云々ということが新たに法律でできるんで、その自衛隊法も一部改正されて、それを引用しているわけです。それで、対処基本方針に基づいて防衛出動命令を出します、こういう手続になつてはいるわけですね。

つまり、どういうことかという、対処基本方針は閣議決定が必要なんです、最低でも。緊急の場合は国会承認は事後でもいい。だけれども、閣議決定をして対処基本方針は決まるとなつていきます。そうすると、自衛隊法の主語は、「内閣総理大臣は」、「防衛出動を「命ずることができ」となつてはいますが、今回の改正で、明文上、閣議決定がないと内閣総理大臣は防衛出動を命じられないということになります。こんなので本場に緊急事態のとき足りるんですか。

○中谷国務大臣 自衛隊の最高指揮官は総理大臣でございますが、一國の防衛出動に際しては行動す

る際につきましては、総理大臣並びに閣議の決定が必要でございます。これは、従来の自衛隊法の法文にも書かれているわけでございます。

○枝野委員 少なくとも法文には書かれていませんので。法文上は「内閣総理大臣は」、「命ずることが出来る。」しか書いてなくて、なぜか知らないけれども、解釈上、「内閣総理大臣は」と書いてあるけれども閣議決定が必要だというわけのわからない解釈をしていたんじゃないですか、違いますか。

○津野政府特別補佐人 自衛隊法の七十六条、防衛出動を下命することが出来るこの「内閣総理大臣」は、内閣の首長たる内閣総理大臣を意味しておりまして、それは自衛隊法の七条で、「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。」というところから、この七十六条の「内閣総理大臣」は内閣の首長たる内閣総理大臣であると。

これは、防衛出動というこういった大変重要な事項、マターを決定することからかんがみまして、そういう考え方で来ているわけでございます。

○枝野委員 ですから、まさに、それでいいんだということとで本当に有事法制我々やっていますと皆さんおっしゃるんですかという話ですよ。

有事が起るの、国際緊張が高まって、あそこが攻めてくるかもしれない、何とかしなきゃならないという段階をじわじわ踏んで、それで本当に攻めてきましたとやってくるなら、こんなありがたいことないですよ。それは閣議決定をやった丁寧にやってくさい、大事なことです。だから、原則は閣議決定を踏み、国会承認を踏む、当然です。我々は、文民統制だなんていうと官僚の統制になっちゃいますから、民主的な統制が必要だ、大事だと思っていますから、当然やってくさい。やるべきです。だけれども、そういう事態で有事が起るとは必ずしも限らない。

この間の九・一一を、あれを自衛権発動できる事態と解釈するかどうかは別問題として、あんな

ことが突然起こったりすることがあるわけですよ。かつてのイラクのクウェート侵攻は、ある程度予兆があったかもしれないけれども、ある意味では国際的には突然起こったりするわけですよ。そのときに、例えばたまたま閣議をやっているときにミサイルが飛んでどこかに落ちましたというときだったら、それは幸いかもしれない。あるいは国会でこうやってみんないるところだったら幸いかもしれない。だけれども、全国に散らばっています、閣議ですとみんなに電話かけて何分かかるとは。その間にミサイルは次から次へと撃つてこられるんですよ。

防衛出動だなんていうのは、とにかく我が国は専守防衛だからまず一発撃たれてからじゃないと撃てないし先ほど総理おっしゃっていましたけれども、二発目、三発目、すぐ来るかもしれない。あるいは爆撃機が日本に爆弾を現に落ととして、上空を飛んで回っている。一分一秒でも早く自衛隊に出動の命令を出すのが有事法制なんじゃないですか。

そういうときには、緊急やむを得ない場合には、総理大臣の命令によつてまず初動させるといふことが当然じゃないですか。

○中谷国務大臣 この点につきましては、先ほど末松委員からも、危機管理の要諦ということで、事前にマニュアルをつくり、そして訓練をして、検討をして対処しろということでございます。

この法案等につきましては、安全保障会議の下にその事態の検討委員会のような委員会ができました。そこでこの事態に速やかに対処できるようにルールをつくって、速やかに所要の手続が行われるようにすることが大切なことでございます。

○枝野委員 マニュアルをつくれれば確かに、日本じゅうに閣僚の皆さんが飛んでいても、それは一時間かかるのが三十分短縮できるかもしれない。だけれども、法律で閣議ということになつていふんだから、その三十分で何人か死ぬかもしれないじゃないですか。それが有事法制なんじゃないですか。

そもそも、先ほどの道路法とか港湾法とかの手続の話もそうだし、このところもそうだけれども、結局、霞が関秩序とか今の内閣法体系、総理大臣も横並びの一大臣にすぎません、総理大臣には各閣僚に対する指揮命令権はありません、各役所の方の前に出てこの法律をつくっているから、こんな非現実的な話が出てくるんですよ。そのところを取つたうべきなんです。

我々は、有事においても基本的な人権はしっかり守らなきゃならない。国民の人権との関係では、有事であろうともきちんと守らなきゃならない。だけれども、まさに有事なんだから、まさに霞が関の縦割りの、役所の何とかかんとかとか、そういったことは飛び越してでもやれることはたくさんある。だけれども、その役所の縦割りのところは一生懸命残して、役所に通知が必要だ、届け出が必要だ、総理大臣一人では、内閣の首長たる総理大臣なんだから閣議をやらなきゃだめじゃない、こういう発想ではやはり今までと変わらないんですよ。

物事の発想を変えて、有事においては、その役所の縦割りをぶっ壊していく、内閣総理大臣を中心として、どうしても間に合わないときはですよ。もちろん、事後的にはすぐ閣議決定する、事後的にすぐ国会承認する。だけれども、まずはトップリーダーの責任と判断で物事を動かせるようにする。でなければ、安心して、ミサイルが飛んできたらどうしようかとかということに対応したことはならないということをお願いしておきます。

もう一点だけ、大事なところを聞いておかなければなりません。

指定公共機関について、何度も出てきています。事態対処法の二条五号で指定公共機関というのが書かれています、指定公共機関は政令で定めるものをいふと言っています。しかし、政令で定められる指定公共機関には、事態対処法の六条で、必要な措置を実施する責務を有するという義務規定が置いてあるんです。法律上の義務を課せられるんです。政令で指定した機関に、しかも中身についてはよくわからない義務を六条で課せられる。こんな規定の仕方をして本当にいいんですか。

○福田国務大臣 武力攻撃事態対処法六条におきまして、指定公共機関は、武力攻撃事態への対処に必要措置を実施する責務を有する旨を規定いたしております。

本条は、特定の措置の実施について、指定公共機関に具体的な義務を課すものではございません。この必要な措置として指定公共機関が実施する対処措置につきましては、今後整備する個別法律の中で具体的に定めるところにいたしておるわけでございます。

○枝野委員 確かに、その指定公共機関に対して内閣総理大臣が総合調整をしたり指示を出したりするところという規定のところには、別に定める法律に基づきという規定があります。だから、指示や総合調整などは別に法律がなければ行使できない。だから、空文ですよ。今こんな法律をつくったって、何の意味もない。二年後に一緒につくればいいだけの話のことを何で先につくって意味があるんだという、意味のない規定ですよ。六条にも、やはり別に法律の規定がないと何の法的効果もないんですよ、今の御発言ですと。

○福田国務大臣 今回の件は、この対処措置というものが、そもそも法律の規定に基づいて実施する措置、こういうことになっておりますから、この法律に基づいて、その後のいろいろな法整備を行っていく、こういうことになるわけですよ。

○枝野委員 だから、確認させてください。わざわざこの武力攻撃事態対処法の六条には、指定公共機関は「武力攻撃事態への対処に際し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する。」と、責任があるんだと、義務があるんだと書いていふんですが、別に法律を定めない限りこの六条は法的効力がない、これでいいんですか。

○福田国務大臣 この法律というふうには先ほど

私、申しましたかもしれません。これは、別に定める法律に基づく、こういうことでございます。

○枝野委員 要するに、私は、総理大臣の指示とかというところは、別に法律で定めると書いてありますから、こういうところは全く法律的に意味がないですね。だけれども、せめて六条ぐらいは、別に法律で定めると書いてないですから、こういうところぐらいは何かの法的効果はあるのかなと思つたら、こすらない。この法律、何にも意味がないですね、二年後まで。施行する必要は全然ないですね、二年後まで。ということをし上げておきたいんです。

それに関連して、十六条で、指定公共機関などが総合調整や指示に基づいて措置を実施したときに損失を受けたら、それについて必要な財政措置を講ずるものとするという規定が書いてあります。

ところが、この規定は、指定公共機関の損失に關してという規定です。指定公共機関の職員、従業員とは書いていないんですね。職員、従業員に對して損失を補償するための、補償とは正確に言っていないですね、金額穴埋めできるかどうか分からないから。損失に關し必要な財政上の措置を講ずるのはもう当然のことじゃないんですか。

○福田国務大臣 この法案におきましては、組織としての指定公共機関に対処措置の実施を求めるということになっていて、ございまして、職員個人に對して具体的な行為を求めるものではないということでありまして、したがって、指定公共機関に對する財政上の措置について定めたものでございます。

○枝野委員 しかし、指定公共機関だといつたつて、その機関が勝手に物をできるんじゃないんで、そこで働いている人がいるから指示された行動をとれるわけですよ。例えば、具体的に挙がつていゝNHKだつて、NHKで働いている職員の人がいるから放送電波を流せるんであつて、それは、機関に指示を出した、機関にお願いをしたつて、

実際に行動するのはそこで働いている職員の皆さんですよ。実際には、組織も損害を受けるかもしれないけれども、そこで働いている人たちが損害を受けるかもしれないです。そのところはどうするんですか。

○福田国務大臣 職員というのは、要するに組織に属しているわけですね。ですから、職員の問題については、機関が、組織が責任を持つべきものだというふうに考えます。したがって、もし、職員というに對して、職員個人に對して何か具体的な行為、こういうことになった場合には、組織が責任を持つということによつて、組織に對する、指定公共機関等に對する財政上の措置、こういうふうな決めておるわけでございます。

個人というものを国民というふうな考えるのであれば、国民の被害、こういうものにつきては、さまざまケースがあるというふうに考えられますので、個別具体的な判断が必要だということに考えられます。そうした場合の対応につきましては、これは武力攻撃事態終了後の復興施策のあり方の一環として政府全体で検討すべきものと考えております。

○枝野委員 指定公共機関を政令指定にしてしまつてから、今みたいな話では説得力がないのですよ。つまり、ここに書いてある、例えば独立行政法人や日本銀行や日本赤十字社や日本放送協会、これは倒産することはないでしょう、破産することはないでしょう、事実上。だけれども、その他公益の事業を営む法人一般を政令指定できるので、当然、一般の株式会社もあり得るでしょう。

一般の公益法人もあり得るでしょう。そういうところは、戦争なんか起こつていゝときですから、いろいろな諸般の事情で倒産をしたり破産をしたりして、従業員の人たちがその内部の問題で賠償関係だといつたつて、それを請求したくても支払い能力がなくなることはあり得るわけですよ。しかも、国は確かに損失を補償して、その分お

金がいゝからいいじゃないですか。でも、破産手続に乗つていたら優先的な権利を行使できるかどうかわかりませんよ。

こうやつて機関に義務を課すのだから、義務を課す以上は、当然のことながらそれについて財政上の措置をとりますと規定を置くんだつたら、その機関や、必要に応じてその職員、従業員に對してという規定を置くのがむしろ当然の感覚じゃないですか。

○福田国務大臣 指定公共機関が破壊されたり、つぶれたり、破産というか、そういうような状況になつた場合のその職員を救済するかどうかということになれば、この指定公共機関の損失に含まれるようなものについては、その機関が破壊、つぶれたような場合にも、法的に繼承するものにして財産上の措置を講ずることになるということでございます。

○枝野委員 ここで会社更生法や破産法の話をそんなんにしてもしょうがないんですけども、繼承するところに損失を国が補償しても、例えばそこで働いて実際にけがをしたとかなんとかという人が優先的にその金を取れるというような法的な裏づけは全くないんですよ。一般の債権者と平等なんですよ。配当が五割だつたらその中の五割しか取れないんですよ。だから直接に、もちろん例外的な場合だけれども、例外的に直接に国との関係の規定も置いておくべきじゃないですかということをお願いしているのです。

同じような観点から、もう一点だけ。防衛出動をしたときに、医療関係者、土木建築工事関係者、輸送を業とする人たちが、こういう人たちが、従来の法律でもそうですが、都道府県知事が要請することによつて、そうした業務に従事しなきゃならないという規定が自衛隊法にあります。それはお手伝いくださいということでしょう。つまり、自衛隊が防衛出動するようになるときは、お医者さんとか、それから土木工事をする人とか、それから輸送をする人は協力してください

という規定で、それはそれでもつともだなというふうには思います。

だが、今回、いろいろなこういった規定のところに、罰則をつけたものと、罰則をつけないものがある。ここには罰則をつけませんでした。なぜですか。

○中谷国務大臣 枝野先生おっしゃるとおり、この百三条二項におきまして、医療、土木建築工事、輸送を業とする者に対して、業務従事命令を発することができると書いてございまして、この業務は、専門的な知識と経験、能力を用いて、能動的かつ主体的に行つていただくことが必要なものでありまして、業務の従事命令は、通常行つていゝ業務をそのまま行つていただくことを基本といたしてございまして。

そういうことですから、我が国が武力攻撃を受けていゝような事態におきましては、自発的かつ積極的な協力していただけるものであるというふうな期待をいたしておりました。この命令というものは、防衛庁長官の要請に基づいて都道府県知事がこれらの方々に公用令書をもつて命ずるものであることから、仮に、業務命令を受けた事業者の雇用する従業員さんともございまして、この業務に従事することを拒否したといつたしましても、それは事業者と従業員との間の労使の関係の問題でございまして、こういう問題については、こちらから申し上げる立場ではございせん。

罰則をつけなかつたというものにつきては、やはり自発的、積極的な協力していただけるものと期待をいたしております。また、本来やはり愛国心といひますか、こういう事態に國のことを考えていただくというのは当然のことでございます。そういうものに期待をしているからでございます。

○枝野委員 そこが自発的だといふことは物すごく大事なことで、そこは私も全く同感なんです。この規定で、その業務の命令の名であつて、だれに對して命令を出すんですか。つまり、病院なのかお医者さんなのか、あるいは鉄道会社なの

か鉄道会社に働いている人なのか、土建屋さんなのか土建屋さんで働いている人なのか、どっちですか。簡単でしょう。

○中谷国務大臣 これは都道府県知事から事業者でございまして、例えば社長さんとか院長さんとか、そういう責任者でございまして。

○枝野委員 そこで、先ほどちうとおっしゃったんですが、自発的に協力していただくもの、だから罰則をつけたと。だけれども、それぞれの組織、例えば土建屋さんで働いている作業員の方、鉄道会社で働いている運転手さん、あるいは病院で働いている看護婦さん、いや、自発的と言われている、ちうと危ないから、うちはおじいちゃん一人だから連れて逃げなさいいけないから勤めてくださいということ、その人が拒否をした。罰則はない、だけれども雇用契約上の不利益処分を受けるんだとしたら、事実上の強制ですよ。どうするんですか、それはやはり認めるんですか。

○中谷国務大臣 従業員の方とか組合の方がそれを拒否するというケースが出てきた場合におきましては、これはやはり、事業者と従業員や加盟されている方々との間の労使の関係の問題でございまして、この問題につきましては特に申し上げる立場にはございません。

○枝野委員 自発的協力と言っておきながら、それは、その法人、組織の代表者は自発的に拒否したり受けたたりできるかもしれないけれども、そこで働いている人は、労使の関係だとはいいながらも、雇用契約に基づく関係だといながらも、拒否をしたら雇用契約上不利処分を受けると思ったら、嫌だけれども、首にされちゃたまらぬからやらざるを得ませんねという話で、事実上強制されるんじゃないですか。

どうしても、いざというときには国民の皆さんに義務を課して協力してもらわなきゃならないことが全くないとは思いません。だけれども、どうしてもやっていただくことがあるときは、要件をきちとして、しかもそれに対する対応措置

もきちとしてやるべきであって、こういうふうな、自発的と言いつながら、実は雇用関係に基づいて事実上強制をさせられる人が出てくるだなんというところはやはりやっちゃいけないんじゃないですか。

○中谷国務大臣 それは、何度も申し上げますけれども、事業者と従業員の方々の問題で、労使の問題でありまして、会社の中の問題といたしまして、このような問題に私があれこれ申し上げる立場にはございません。

○枝野委員 結局、戦争なんかのときに人権侵害が起きているのはいろいろなパターンがありまして、一つは、確かに、法律、公権力によって直接人権侵害が起きているケースというのもちろん過去にもたくさんある。だけれども、社会的プレッシャーによって、嫌々ながら自発的という名目でやらされるケースもある。

本間にそれが法的義務を課してやってもらわなきゃならないことだったら、法律できちんと書いて義務を課すかどうかということを国民的な議論をすればいい。だけれども、自発的だと言いつながら、実際には雇用関係に基づいて事実上社会的強制をされるというやり方は一番アンフェアだ。どうしても、こういう業務に従事している人たちはいざというときは自衛隊に協力してくださいと本間に思うのだったら、そういう法律を出して、それで国民的議論に付すのが筋ということで、私は、ごまかしだというふうに言わざるを得ません。

もう一点聞きたいことがあります。基本理念のところでは、

武力攻撃事態への対処に関する基本理念として、一項から五項までいろいろ書いています。でも、書いてあることは、当たり前のことを改めて確認をしていることではあります。例えば、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を守れ、当たり前のことで、書いてなくなつて守らなかつたら違憲になるわけですから、当たり前のことを書いて

ところが、ここに、当たり前のことで大事なことなのに書かれていないことがある。国際人道法を遵守して武力攻撃事態に対処しなければならぬ。ほかの法律に書いてあるからいいじゃないかとかなんて憲法にちゃんと書いてあるんですから。

確かに、国際人道法なんかを守るといふのは、さつき議論した自衛隊法にも書いてあります。ほかの法律に書いてあつても、わざわざ基本理念とすることではおかしいことは改めてここに書いているのに、国際人道法の遵守とすることを含まなかつたのはなぜなんですか。ケアレスミスですよ。

○福田国務大臣 本法の三条五項でもって、武力攻撃事態への対処に関する基本理念として、「国際連合を始めとする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようにしなければならぬ。」旨定めておりますけれども、ジュネーブ諸条約等の国際人道法を含む国際法を遵守することは、このような国際社会の理解等を得る前提であります。したがって、本法案におきましては、武力攻撃事態への対処に関する基本理念としては国際人道法の遵守をあえて規定する必要はないと考えたところでございます。いづれにしても、武力攻撃事態への対処に際して、国際人道法を含む関連の国際法を誠実に遵守することは言うまでもありません。

なお、事態対処法制の整備に当たりましては、本法案第二十一条第二項の規定に基づいて国際人道法の確な実施が確保されているところであり

○枝野委員 せっかくわざわざ憲法に書いてあることを改めて書いたりとか、基本理念として一番大事なことで書くのなら、きちんと国際人道法を守りますと明示的に書かないのかという感覚を私は疑うんです。

残念ながら日本は、一番直近に行つた戦争の処

理的な問題になつたりしてきましたし、今もその余韻というかその処理が終わっていないという声

が世界の幾つかのところでくすぶっていますよね、外務大臣。

○川口国務大臣 捕虜の問題につきましては、さきの大戦後、サンフランシスコの平和条約の義務を誠実に履行してきたわけではございますけれども、委員おっしゃるように、現実問題として、捕虜の問題がくすぶり続けているという事実は存在すると思ひます。

しかしながら、今官房長官がお話しになられましたように、国際人道法につきましては、二十一条のたしか二項におきまして、今後、事態対処法を決めていく場合に、この国際人道法の確な実施が確保されるということが必要であるというこの規定が置かれていますので、そういうことで検討を進めたいと考えております。

○枝野委員 さつきからわざわざ申し上げている、ほかのところに書いてあるからいいじゃないかだったら、この基本理念自体が実は全部要らないのですよね。だけれども、大事なことから、ほかのところに書いてあることでも基本理念として書いてあるわけでは

これは、戦後といつてもむしろ最近にずっと近い戦後ですから、まさに過去の歴史の話なので、ぜひ私自身もいろいろ勉強してみたいと思ひますが、ある本で読んだ話です。で、裏づけがもし必要があれば皆さん御勉強をいただいたらいと思ひうし、私も勉強したいのですが、日清、日露戦争のときの開戦の詔勅には、きちんと、国際人道法を守りますということをわざわざ開戦の詔勅に書いてあつた。ところが、なぜか第二次世界大戦になつたらそういうのは落ちていた。それはたまたまなのかもしれないけれども、でもそういうところへの問題意識がきちんと常に向いているかどうか。日清、日露あるいは第一次世界大戦ぐらいまでは日本軍の国際法遵守というのは非常に世界で高く評価されていたのに、なぜか第二次世界大戦では、結果的に、負けたこともあるんだらうけれ

ども、いろいろな問題が指摘されていた。やはり、この問題については国際社会の一員として我が国が信頼されてやっていくためには、常に国際人道法というものを最優先ぐらいのテーマに意識をしておかないと、残念ながらさきの大戦の話の、まだいろいろなことが世界各地に残っていることもあるわけですから、十分な配慮をしなければならぬということをお願いしたいと思います。

さて、昨日の石井紘基議員もここで質問させていただきましたが、いずれにしろ、こういうあいまいで抽象的な法律を今回つくりうとしておられる。それを使っていく中心は防衛庁である。抽象的であまいというものは有罪法制的性質上やむを得ないところがあるけれども、それにしても抽象的であまい過ぎる。その分だけ、防衛庁に対してはより一層の高い信頼がなければ、到底こんな法律任せられない。

それなのに、昨日石井紘基議員がここで議論をさせていただいたが、ここに「防衛庁の新初等練習機の調達についての会計検査報告のポイント（会計検査院作成）」つまり、会計検査院が防衛庁のことに付いて会計検査をした報告のポイント（会計検査院作成）という文書があります。ところが、この文書をつくったのは会計検査院ではなくて防衛庁である。間違いありませんね。きのう、そう答弁していますね。

○中谷国務大臣 そのとおりであります。

○枝野委員 法務大臣、個別案件については法務大臣お答えにならないのはよくわかっていますから、一般的に聞きます。公文書偽造罪、偽造公文書行使罪、どういう場合に犯罪が成立しますか。○森山国務大臣 公文書偽造罪は、行使の目的で公務所や公務員の作成すべき文書が無権限で作成した場合に成立し、偽造公文書行使罪は、偽造公文書を行使した場合に成立するものと承知しております。

これらの罪の法定刑についてですが、公務所や公務員の印章や署名があるいわゆる有印公文書の

偽造罪の法定刑は一年以上十年以下の懲役であり、その他の公文書の偽造罪の法定刑は三年以下の懲役または二十万円以下の罰金であり、偽造公文書行使罪の法定刑は、これらの公文書偽造罪と同一の刑であると承知しております。

○枝野委員 防衛庁には会計検査院の権限はありませんから、当然この文書の作成は公文書偽造罪に当たりますね。ついでに、これは何か、スイス政府が何かに送った。行使罪に当たりますね、防衛庁長官。

○中谷国務大臣 この件につきましては、経緯がございまして、お話をさせていただいたわけですから、私の就任の前でありましたが、平成十二年の九月二十五日に、航空自衛隊の初等練習機の後継機であります新初等練習機の調達の入札がございました。これは総合評価落札方式によって行うこととしたものでありまして、会計法令に基づいて、大蔵大臣に協議の上、入札を実施したところでございます。

そこで、その後、国会でも本件について御質問がありまして、昨年一月以降、会計検査院が検査を行っていただきまして、昨年十一月三十日にこの会計検査報告書が閣内に提出をされました。この問題に関心を寄せておりましたスイス政府が、この本文を送っていただきたいというような御要望がありまして、新初等練習機の調達に係る会計検査報告の本文を送ろうとしたところでございます。

ところが、この会計検査院の本文が非常に専門的で詳細な報告書でございまして、約七千字、十三ページでございますが、平易な、わかりやすい要約をつけるべきであるというふうに当局が考えまして、この結果、ポイントとなる指摘をいたした主な事項二点と、そのほかにもございまして、けれども、大きく概要の二点と、そして、この検査の結果でありますけれども、会計検査院は五段階の検査があるようでございまして、いわゆる指摘事項につきましては一、二、三、四の段階ですが、五段階目は、国会からの検査要請事項及び特

定検査対象にかかわる調査状況の五つに分かれておりまして、このことは、会計検査院のパンフレットを見ても、この五項目は、違法または不当な事態であるとの指摘をしたり改善処置をとることを求めたりするものではなくて、国民の関心の高い問題について会計検査院の検査状況を明らかにしたものであるという点、そのことをスイス政府に伝える必要があると思ひまして、それを書いたわけでございます。

この作成につきましては、会計検査院に、この検査は、結果はどういう内容ですかということと事務的に確認して、それに間違いはないということを確認をした上で書いたものでございます。そのポイントも、会計検査報告の本文と一緒に、昨年の十二月十九日に外交ルートを通じてスイスに送付をいたしました。

そして、この問題につきましては国会で再び御指摘がありまして、これは防衛庁と同じ認識かという点につきまして、会計検査院からも、「新初等練習機の調達につきましては、検査いたしました結果、法令、予算に違反し、または不当と認めた事項として取り上げるような事態は見受けられなかった」と御答弁をいただいたわけでござい

ます。それで、その文書を送ったいきさつでございまして、この点につきましては、会計検査院の本文にない文言を記載いたしました。また、会計検査院に断らずに「会計検査院作成」と記述をいたしましてスイス政府に送付したことにございまして、防衛庁といたしましても遺憾でありまして、反省をいたしているところでございますし、また、外交ルートを通じて、スイス政府に対してその旨を連絡して、おわびを申し上げたところでございます。

こういったことにつきましては、事務的には全く私の監督不行き届きの点がございまして、非常に反省をいたしておりますが、今後、このようなことがないように、庁内を厳しく監督してまいりたいというふうに思っております。

○枝野委員 今大臣がおっしゃられたことは、情状面としての主張としてはあるかもしれない。だけれども、公文書偽造、行使という犯罪を犯しているんですよ。これは。犯罪を犯しているのを、ごめんなさいで済むんですか。そんなので済むんですか。犯罪見つけたら、公務員には告発義務があるんですよ。これはだれが主犯なのか告発しなきゃいけないんですよ。あなた、義務があるんですよ。

○中谷国務大臣 この点につきましては、事務当局が認識が甘いし、私も監督不行き届きであった点はお認めをいたします。この問題につきましては、刑法上の問題ということになりましたら司法の御判断をいただくことになりました。防衛庁といたしましては御答えるをする立場にはございません。

○枝野委員 公務員の告発義務についてどう考えるんですか。告発義務があるんですよ。大臣、告発義務を無視するんですよ。同罪ですよ、そうしたら。

○中谷国務大臣 この点につきましては何度も委員会でお答えをいたしておりますが、内容的には、会計検査院に事務的に確認をして、こういう性格の検査でしたというのをそのまま書いておりますし、その文言も会計検査院の作成したパンフレットに書かれておりまして、国会の会計検査院の方の御答弁も、その認識は同じであるという答弁をいただきました。内容的には一緒であるというふうに私は思っております。

ただ、名前を「会計検査院作成」と書いたことにつきましては全く事務的なミスでございまして、スイス政府に対しましても大変申しわけないというふうに考えておりまして、国会の場でもおわびをいたしましたし、スイス政府に対しましておわびの手紙を書いたところでございます。

○枝野委員 文書の作成名義を事務的なミスで間違えるんですか。防衛庁の職員は、自分が会計検査院だと思ったりするんですか。そういうことがあるんだしたら、事務的なミスだということにな

りますよ。だけれども、防衛庁の職員だとわかってる人間が「会計検査院作成」だなんていう文書をつくるだなんていうのは、意図的にやる以外にあり得ないじゃないですか。

中身が云々という話は関係ないですよ、文書偽造罪は。中身に書いてあることは仮に正しくても、文書の作成名義を偽ったから、つまり勝手に外務大臣が例えば日本銀行券をつくらしたら、やはりこれは通貨か。別の大臣のところに文書を別の大臣が勝手につくったら、中身が政府の見解と一致したってやはりだめなんですよ。財務大臣が例えば外務大臣の名前で勝手に外交文書をつくらたらやはりだめなんですよ、中身が合っているようが合ってなからうが。まさに防衛庁が、会計検査院作成と、しかもチェックをされる側がチェックした側の文書を作成しちゃった。明白な犯罪なんですよ。こんな犯罪を、違法行為を放置している大臣のもとで、どうしてその答弁とか出してきた法案を信用しろという議論させることができるんですか。

○中谷国務大臣 このポイントは、国会で質問があったときにお答えできるように、会計検査院の方にこの内容でいかというふうに基づいて作成しまして、そのとき国会答弁で、プリントもあると思いますけれども、ここに会計検査院作成と。防衛庁の内部資料でつくった原案をもとにいたしております。

そして、それを送る際には、事務方として会計検査院に、向こうに送るということ連絡したわけでありまして、事務的な連絡ミスでその旨が上の方に伝わっておりませんで、こちらはもう勝手に、今となつては、その本文にない文言を挿入し、またお名前を書いてしまった点につきまして、全く申しわけないことで、おわびをいたしております、担当職員に対しては、適切でなかったという点があるということで、厳に、厳しく注意をしたところでございます。

○枝野委員 今のお話は全部情状なんですよ。確かに、公文書を偽造したから全部必ず実刑で刑務

所に入ってくださいなんて思いませんよ。いろいろな情状があつて、それは起訴猶予になるかもしれない。

しかし、いやしくも、きょうまでずっと議論してきているように、こういうアバウトな、非常に抽象的な法律しか書けない、出てきていない。有事においてその法律の運用をする防衛庁が、こんな違法精神で、こんな抽象的な法律を使わせたなら、明示的な公文書偽造のようなことすらいろいろ言ひわけをして告発もしない。抽象的な条文の法律をこんな人たちにどうやって使わせるんだかという話になりますよ。現場の人たちは頑張っているかもしれない。でも、まさに大臣がしっかりとした違法精神を持って、きちんと刑事告発し、きちんと省内処分をし、大臣もきちんと責任をとる。こういうことがなければ、とてもじゃないけれども、こんな法案、対応できないですよ。総理、どうですか。

○小泉内閣総理大臣 いろいろ今までの御議論を伺いまして、不備な点を御指摘いただいたり、あるいは建設的な議論もいただいておりますし、これからこういう議論が重ねられていくうちに、有事という法整備が議員の中にも必要だということも広がっていくことを私は期待しております。また今後、今言った会計検査院の文書の問題につきましても、これはあつてはならないことであり、防衛庁としても厳しく反省しなきゃいけないと思います。

御指摘の点も踏まえて、より信頼を高めるような努力をしていかなきゃならぬと思っております。

○枝野委員 違法行為をやっているんですよ。犯罪に当たる行為をやっているんですよ、役所が。少なくとも構成要件には該当しますよ。そういうことについて、きちんとした違法精神も持たずに、いや大臣がきちんと、それは確かに泣いて馬鹿を切る話かもしれないけれども、省内処分をして、刑事告発する。刑事告発したら起訴猶予かもしれない。確かにこれは。だけれども、犯罪

であることについては厳しく対応するという役所であつてもらわなければ、先ほど来申し上げているように、アバウトな規定ぶりの法律で国民の権利とか生命とかそういうことにかかわる大事な権能を、防衛庁のもとで自衛隊を動かすんですから、そのトップの人がその程度の違法精神で、こんな法律でもできるわけがない。

どうしても省内処分とかあるいは刑事告発とかしませんが、大臣。

○中谷国務大臣 この文書等につきましては、会計検査院と連絡や打ち合わせをしながらつくった文書でございますが、これを送付するときに勝手に会計検査院の名前をつけて書いたということ、事務的に不適切であらうかと思ひますので、今後このように厳重に注意すると同時に、信頼の確保に努め、よりの確に事務処理が行われるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○枝野委員 役所は、法律に違反しても御注意を受けるだけで守られる。お上はそうやって守られる。そんなもんで、本当に有事のときに国民は守ってもらえるんですかという話です。

防衛庁長官がそういう感覚だったら、とてもじゃないけれどもこんな法律——しっかりと議論しなきゃいけないと思ひますよ。まず防衛庁長官をかえてください、総理。こんな大臣のもとで、とてもこんな法律を議論できると思ひません。きちんと防衛庁長官として違法精神をしっかりと持っているんだという姿勢を大臣が示さない限り、大臣にはおやめをいただきたい、そのことを申し上げる。総理、いかがですか。

○中谷国務大臣 もう一点弁解をさせていただきます。この会計検査院の結果である本文は丸々送っております、こちらは好意をもつてその要約版というポイントをつけさせていただいたわけでございますが、このポイントの表に会計検査院と書いたことは非常に重大な、不適切な事務的なミスでございました。

この点につきましては心からおわびを申し上げます。この点につきましては、この本文は丸々送っております。この点につきましては、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 中谷防衛庁長官時代の話ではないにしても、中谷防衛庁長官も、こういうことはあつてはならないことだと厳しく反省して思ひます。防衛庁職員も、このようなことが起こらないように今後さらに注意をし、信頼を得られるような対応をしなきゃならないと思ひますので、私自身としては、中谷防衛庁長官も、最高責任者として、自分の在任中ではない出来事ではありますが、我が事のように感じて厳しく反省しておりますので、今後二度と起こらないような対応をしっかりとさせていただきたい、そういうことで責任を果たしていただきたいと思ひます。

○枝野委員 私の議論をちゃんと聞いていただければ、文書偽造を起こしたときの大臣だ、そのことについての責任をとるべきだなんて私は申し上げていません。こうやって文書偽造の事実が出てきたことについて、それにきちんと対応しない、その程度の違法精神の防衛庁長官では困るということを上げているんです。

とばかりのようでは気の毒かもしれませんが、この内閣、この間いろいろ問題が出てきた。BSEの問題も出てきた、やはり責任をとらない。外務省、田中防衛大臣はやめたけれども、その後いろいろな話が出てくるけれども、大臣がかわつたら、さっぱり具体的な事実関係を表に出さなくなつてきた。

そして、こうやって明々白々な防衛庁の違法行為が出てきても、情状面はいろいろ配慮すべきことはあります。だけれども、まさに、いやしくもこれだけ強い公権力を、自衛隊という強い公権力を動かす防衛庁は、だれよりも違法精神が強くなければならぬ。ましてや、刑事犯罪に触れるような疑いを持たれるようなことがあつては絶対にいけない役所なんだ。

そんなところの、対応が具体的に出てきても、部下をかばい、それは美しいですよ、部下をかばうのは。だけれども、部下をかばう前に、国民に對してきちんと、違法行為についてはどんな小さなことでも、やはりこれだけ強い公権力を持っているんだから、しっかりと対応しますという姿勢をまずお見せになるべきだ。

この内閣全体として、こういうたけじめとか責任とかという問題について余りにも甘過ぎる。そういうところからこういうアバウトな法律が出てきて、そして、きょう議論したとおり、中身はほとんどない。中身のある部分については逆行するのではないかという部分も含まれている。

こうしたいいかげんなものしか出てこないということに対しては強い不満を申し上げて、重ねて、中谷大臣がきちんと省内の処分や告発、さらには、こうやって対応がする延びたことに對する責任をきちんと果たされる、果たされないんだったら、きちんとその責任を総理として、内閣として問う、そのことを求めて、質問を終わります。

○瓦委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時散会

武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録
第三号中訂正

一九ページ二段六行「北上して」を「さかのぼつて」に訂正する。

平成十四年五月二十一日印刷

平成十四年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局